

第1節

災害に強いまちづくり

建設部 関係各部

大規模な地震が発生した場合、建物の倒壊、土砂崩れ、構造物の破損、また、これらにより引き起こされる火災等の二次災害のほか、地震による津波の発生など、市全体に大きな人的、物的被害を広範囲に及ぼすことが予想される。これら災害を最小限に食い止めるためには、個々の建築物の耐震化、不燃化の促進に加え住宅密集地などの面的な視点からの取組みなど地震・津波対策が必要となる。

こうした観点から、旧町部地区等の市街地をはじめとする住宅密集地の整備を行う際にも地震・津波災害対応を考慮した事業を実施することとし、津波高を想定した海岸保全施設等の整備事業、液状化を防止するための対策、土砂崩れ等の災害に備えて実施する地すべり防止事業、急傾斜地崩壊防止事業や砂防、治山事業についても緊急性、重要度を考慮して展開することとする。また、関係機関等と連携を図り、平常時から河川、海岸、道路その他の公共施設の維持管理を強化するとともに、あらゆる防災・減災対策事業を計画的かつ総合的に推進する。

1 計画的なまちづくり

市は、安全・安心なまちづくりに向けた各種施策を実施するため、地域防災計画と総合計画及び都市計画マスターplanなど、まちづくりの方針と有機的な連携を図りながら、計画的なまちづくりを推進する。

2 災害に強いまちづくり

(1) 地震に強いまちづくり

① 防災ブロックの形成

大規模な地震が発生した場合、最も甚大な被害をもたらすと予想される市街地の大穴から市民の生命と財産を守るために、不燃空間の形成が難しい市街地において延焼遮断帯で囲まれたブロックの形成を目指す。

ア 延焼遮断帯の整備

延焼火災には、市街地をブロック化し、延焼遮断帯で囲むことにより、隣接ブロックへ延焼しないような対策を講じることが重要である。このため、市は、国、県及び防災関係機関と連携し、帶状の都市施設である道路、河川、公園（緑地）を骨格とし、必要に応じて建築物の不燃化を組み合わせた延焼遮断帯が形成されるようこれらの施設の整備促進に努める。

イ 防災ブロックの形成

防災ブロックとは、延焼遮断帯をネットワーク状に配置整備することにより、都市全体としての防災機能の向上を図るものである。このため、市は、防災ブロックが段階的かつ効果的に形成されるよう、国、県及び防災関係機関と密接な連携を図るものとする。

② 防災空間の整備拡大

震災が発生したとき、避難者の安全確保のための避難路や避難地として、市街地の中に計画的にオープンスペースを確保することは、「防災都市づくり」の基本的課題である。

震災時において、公園・緑地や道路、河川等は、火災の延焼を阻止するだけでなく、一時集合場所や地域の防災活動の拠点等の防災空間として活用することができる。このため、防災空間として、公園・緑地、道路、河川、海岸等の都市施設の整備を推進し、都市全体の安全性の向上に努める。

ア 公園・緑地の整備

公園・緑地は、良好な風致、景観を備えた地域環境を形成する機能、都市住民のレクリエーションの場としての機能、環境を保全する場としての機能のほかに、震災時における避難救援活動の場所、あるいは大火災の延焼を防止するための緩衝帶として防災上重要な役割を持っている。このことから、市は、市民が日常的に利用できる公園、緑地の整備促進に努めるとともに、県その他防災関係機関と連携し、園内において耐火性に優れた植栽帯の整備をはじめ、災害応急対策に必要な施設として耐震性貯水槽、備蓄倉庫等の整備促進に努める。

イ 道路の整備

道路は、都市活動を支える根幹的な都市施設であり、震災時には避難、救援、消防等に係る輸送活動に重要な役割を果たすのみならず、オープンスペースとして火災の延焼を防止する等災害に強いまちづくりに資するところが大きい。このことから、市は、道路の整備にあたって、国（国土交通省等）、県等の関係機関と連携し、幅員の確保、電線類の地中化、多重アクセスが可能なネットワーク化等防災面にも十分配慮した整備を進める。

ウ 河川・海岸の整備

河川・海岸は、津波の危険にさらされる場所である一方、危険が去った後は、物資輸送の拠点等防災活動の拠点として市街地の貴重なオープンスペースとなる。このことから、市は、国（国土交通省等）、県等の関係機関と連携し、防災面にも考慮した河川・海岸におけるオープンスペースの確保に努める。

エ 港湾等の整備

港湾内には、多目的に利用可能なオープンスペースが比較的確保しやすいことから、震災直後から復旧・復興に至る時間的経過に応じた種々の土地利用の要請に柔軟に対応しやすい。このことから、市は、国（国土交通省、農林水産省等）、県等の関係機関と連携し、地域の復旧・復興を幅広く支援する防災拠点として港湾緑地等の活用、整備促進に努める。

③ 建築物の耐震不燃化の促進

大規模な地震が発生し、建築物が震動や火災により甚大な被害を受けることを可能な限り防ぐため、防災上重要な公共施設及び重要な地区の建築物の耐震不燃化を促進し、安全で住みよいまちづくりを目指す。

ア 建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置が講じられているとこ

ろである。市は、今後とも大規模建築物や不特定多数の人が利用する建築物について、防災上の各種の措置の徹底を建築士、施工者に指導していく。

イ 建築物の耐震化

(ア) 防災活動の拠点となる市有建築物の耐震性確保

震災時において防災活動の拠点となる市庁舎、消防署、被災者の収容施設となる公立学校等が地震によって大きな被害を受けるようになると、応急対策活動の遂行に大きな障害となる。そこで、市有の施設について、重要度の高いものから順に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修、建替え等を行う。また、建物本体だけでなく、震災後においても機能確保が図られるよう、情報・通信設備、電気設備、ガス設備、給排水設備、消防用設備等も同様に耐震性向上に努める。

(イ) 社会福祉施設の耐震性確保

災害時要援護者（高齢者、身体障害者、乳幼児等）が入・通所している社会福祉施設が地震によって大きな被害を受けると、災害時要援護者を中心に多くの人的被害が発生することになる。そこで市は、これらの施設の耐震診断及び耐震改修等を実施又は指導し、被害の未然防止に努める。

(ウ) 住宅の耐震性の向上

住宅の耐震性向上のため耐震化に関する市民への啓発に努めるとともに、市民からの相談を積極的に受ける体制を整える。

また、県と連携して、木造住宅の耐震化を行おうとする者に対し支援を行い、住宅の耐震改修を促進する。

ウ 建築物の落下物対策・ブロック塀対策の推進

地震発生時には、多くの落下物やブロック塀の倒壊が発生し、死傷、道路障害物発生の大きな要因となる可能性がある。そこで市は、建築物における天井の崩落防止等の落下物対策・ブロック塀対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るため、所有者や施工業者に対しての啓発・指導を行う。

(2) 津波に強いまちづくり

① 津波に強いまちづくりの形成

津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、地域の実情を踏まえ、徒歩による避難を原則として、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すよう努めるものとする。特に、呉羽山断層帯を震源とする地震が発生した場合、津波到達時間が極めて短いことを考慮して、津波から避難する方策を十分に検討する必要がある。このことから、中長期的には、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保等、津波に強いまちづくりの形成を図るものとする。

② 公共施設配置の考え方

行政関連施設、災害時要援護者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう計画的に整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施

設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災対策等を図る。また、庁舎、消防署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、万全を期するものとする。

③ 避難関連施設の整備

避難場所の整備にあたっては、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。また、専ら避難生活を送る場所として整備された避難場所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて市民への周知徹底を図る。

津波災害警戒区域内等において、民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を避難場所として確保する場合には、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である建築物について、管理協定の締結や指定をすることなど、緊急時において確実に避難ができるような体制の構築に努める。

3 地域防災拠点の整備

地域防災拠点は、応急復旧活動を行うために必要な空間が十分確保できること、避難する市民の収容能力があること、他の防災活動拠点等との円滑な連携が図れることなどを念頭に置き、小学校を基本とし、情報の受・発信機能の確保強化や最低限の非常用食料・飲料水の備蓄等に努める。避難活動に必要な資機材については、計画的に配備するほか、現在、防災用資機材を常備（今後の計画的配備分を含む。）している滑川コミュニティー防災センター及び消防署との連携を強化し、小学校との効果的な運用を図る。また、日頃から市民の防災意識の高揚を図るため、地域ごとに自主防災組織の結成を促進し、災害発生時において円滑な避難活動等が行えるよう小学校単位での防災訓練の実施に努める。

4 公共土木施設等の耐震性等強化

公共土木施設等は都市基盤の根幹をなし、大規模な地震が発生した場合、輸送等において災害応急対策活動の成否を左右するものである。そのため、これら公共土木施設等の耐震性強化を図り、被害の防止はもちろんのこと、災害時にも十分な機能を果たす施設づくりを目指す。

また、既存の施設が地震時においてもその機能を発揮できるよう計画的・効率的な維持管理や修繕、更新を進めていく。

(1) 道路・橋梁の耐震性強化

道路・橋梁は、震災時における避難、消防、医療、輸送等の基盤となる施設である。そこで市は、道路・橋梁が地震時においてもその機能を十分発揮できるよう、国（国土交通省等）、県と連携をとりながら耐震性の強化に努める。その際、緊急通行確保路線等重要路線を優先して行う。

(2) 河川、港湾、漁港施設の整備

ア 河川の整備

河川巡視等により適切な日常管理を行うとともに、耐震性の不足している河川構造

物等について緊急度の高いものから順次対策工事を進める。

イ 港湾・漁港施設の整備

地震が発生すると、港湾及び漁港施設は震動による直接的な被害のほか、津波による被害を受ける可能性がある。一方、災害応急対策において陸上輸送に重大な支障が生じた場合、物資、資機材等の輸送ルートとして重要な役割を果たす。そこで市は、地震による被害を最小限にするため、国（国土交通省、農林水産省等）、県等の関係機関と連携し、滑川漁港及び高月漁港において老朽化の著しい施設の改修等、施設機能の保持に努める。

ウ 農業用排水施設の整備

頭首工及び用排水路等の農業用排水施設の被災は、下流域の人家や一般公共施設等にも被害が及ぶことが予想される。そこで市は、耐震性の低い施設、老朽化の著しい施設や建設後の条件変化により脆弱化が進んだ施設について、計画的に改修整備を進める。

(3) 土砂災害の防止

土砂災害は、発生が事前に予測しにくくこと、発生した場合は一瞬にして多くの被害を受ける可能性があることから、災害の発生が予想される危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等。以下「危険箇所」という。）においては、積極的に砂防、治山、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止などの防災施設の整備に努める。

また、ハザードマップの配布等により、危険箇所の周知や土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備に努める。

ア 急傾斜地の安全対策

- A 市は、日頃から県及び防災関係機関と連携しながら、崩壊防止施設の点検に努める。
- B 豪雨や地震に伴う崩壊により、市民に危害が生じると想定される危険区域について、県と連携し、地域住民への周知に努める。
- C 危険度の高い箇所から順次、崩壊防止工事を推進するとともに、既存施設の適正な管理に努める。

イ 土石流、山地災害、地すべり等の防止

土砂災害の形態としては、地震に起因する人家周辺のがけ崩れ等による一次災害のほか、山地、水源部では地震による山腹崩壊や地すべりによる崩壊によって河道の閉塞を生じ、その後の降雨や融雪などによる土石流が原因となって下流河川の氾濫を引き起こすなどの二次災害が想定される。

- A 土砂災害が発生するおそれのある危険箇所では、治山、砂防、地すべり対策等を計画的に推進するとともに、人命保護の立場から地域住民へこれらの危険箇所の周知に努める。
- B 県及び関係機関と連携し、危険箇所への雨量計その他監視施設の設置等、土砂災害に関する観測・情報基盤の整備や警戒避難体制の確立など災害の軽減に努力するとともに、老朽化した地すべり防止施設の適正な管理、補修に努める。
- C 土砂災害は、山地の荒廃等によって長期にわたり繰り返し災害を発生させるため、

治山・砂防事業において、森林の整備や荒廃渓流の復旧など地域一帯の総合的な対策を進めることが必要である。特に、これらの危険箇所のうち、危険度が高く人家や公共施設の多い箇所から順次必要な法指定を行い、対策工事を実施し、被害の発生の防止又は軽減に努める。

ウ 「土砂災害防止法」の推進

土砂災害から人命を守るため、土砂災害の危険のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備や危険な箇所への新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を進める。

5 地盤の液状化対策の推進

(1) 液状化に関する知識の普及

市は、地盤の液状化が予想される地域における建築物等の被害を未然に防止するため、地盤の液状化発生の仕組みや、地震被害想定に基づく液状化の高い地域などパンフレットの配布等を通じ、市民に対して液状化に関する知識の普及啓発に努める。

(2) 地盤改良、液状化対策工法の推進

市有施設の建設にあたって、地盤改良等による液状化発生防止対策や液状化発生時においても施設の被害を未然に防止する対策等を適切に実施する。また、民間の建築物については、液状化被害を最小限に抑える対策を実施するよう建築主、設計者、施工者に指導・助言を行う。

6 市民・事業者等による防災まちづくりの推進

(1) 市民の取り組み

- ① 効果的な防災性の向上を図るため、市民が主体となって合意を形成し、市と相互に連携を図りながらまちづくりに取り組む。
- ② 日常的な地域の防災上の課題等を把握する。
- ③ 災害に強い、防災まちづくりの実現に向け、市民一人ひとりがアイデアを出し合い実践するなど自発的なまちづくりへ参加する。

(2) 事業所・企業の取り組み

- ① 開発等を行う場合、良質な宅地水準を確保するため公共施設や排水施設、雨水調整池など必要な施設整備をする。
- ② 開発等を行う地域やその周辺の防災に関する情報をできるだけ開示するよう努める。
- ③ 災害危険箇所、地すべり危険箇所等の開発行為に適当でない区域は、開発計画に含めないようにする。また、やむを得ず含める場合は、必要な安全対策を行うことにする。

第2節

防災知識の普及

関係各部

市は、所属職員に対しマニュアル等の作成・配布、防災訓練等を通じて防災に関する制度や役割等について習得する機会を設け、防災知識の普及に努めるものとする。

また、市民に対しても「自らの身は自らで守る。みんなのまちはみんなで守る。」という防災の基本を認識するとともに、防災広報、防災教育、講演会等を積極的に実施し、普及・啓発に努めるものとする。

1 職員に対する教育

防災上必要な知識及び技能の向上を図るとともに、災害時における適正な判断力を養成するため、防災事務又は業務に従事する職員はもちろん、一般職員に対しても、講習会や研修会等を通じ教育を行う。

2 学校教育における教育

(1) 教職員に対する教育

- ア 初任者研修、経験者研修、職員研修等で防災対策の基礎知識、災害状況等に応じた避難行動等に関する研修を行う。
- イ 校長は、教職員の任務、防災関連設備の定期点検及び応急措置等に関する校内研修を行う。

(2) 児童生徒等に対する教育

- ア 児童生徒等の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施する。
- イ 避難訓練や総合学習等の機会に併せ、平成23年度に県で作成した児童・生徒用防災ハンドブック（とやま防災ハンドブック）を活用するなど、理解が進むわかりやすい教材の活用を図り、防災教育の充実に努める。
- ウ 自然生活体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習の実施により、「命の大切さ」「家族の絆」「助け合う心」「生きるたくましさ、勇気」等について指導する。

3 市民に対する啓発

災害時においてまず必要とされる「自助」による取組みは、住民一人ひとりが冷静な判断のもとに実践していくことが重要となる。また、災害の種類・規模によっては、瞬時に環境が一変することから、特に地域コミュニティの役割は重要であり、人命救助や避難誘導、その後の救援活動に対する協力等「共助」の取組みが地域の安全の差となってあらわれる。このため、まず住民が地震に対する知識を持つことが災害対策上の前提であり、市は、コミュニティレベルでのきめ細かな地区別防災カルテ、防災マップ等の作成を積極的に推進するとともに組織的かつ計画的に防災知識の普及を図る。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

- A 気象情報等に関する知識
- B 平常時及び災害発生時の心得
- C 過去の災害事例
- D 災害危険箇所等に関する知識
- E 避難所、その他避難対策に関する知識
- F 自主防災組織の役割
- G 津波に関する内容
 - ・津波の特徴（津波と高潮等の違い、到達時間、海溝型地震による津波との違い）
 - ・津波被害の状況（津波浸水想定区域）
 - ・津波情報の伝達（テレビ、ラジオによる津波予警報、防災行政無線等）
 - ・避難方法等（避難行動の際に参考とすべき事項、ライフジャケット等の資機材の準備、徒歩による避難の原則等）

イ 啓発の方法

- A 広報紙、パンフレット、ポスター、ハザードマップの利用
- B 映画、ビデオ等の利用
- C ケーブルテレビ、コミュニティ放送、インターネット等の活用
- D 講演会、講習会の実施
- E 防災訓練の実施

(2) 社会教育を通じての啓発

市及び教育委員会は、女性団体、P T A、事業所団体等の各種団体を対象とした研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

ア 啓発の内容

市民に対する一般啓発に準じるほか、各団体の性格等にあわせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。また、文化財等を災害から守り後世に承継するため、文化財巡視活動の実施等を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

4 災害時要援護者に対する教育・配慮

災害時要援護者の安全確保を図るには、災害時要援護者、保護者、施設管理者等が防災知識を持つとともに、災害時においては、地域住民の災害時要援護者への協力が不可欠であることから、災害時における相互協力の認識を深めることが必要である。

このため、災害時要援護者、保護者及び施設管理者等の防災教育の推進並びに市民が災害時要援護者に対する支援行動ができるよう啓発を行う。

5 相談窓口

市は、それぞれの機関において所管する事項について、市民の災害対策の相談に応じる。

第3節

防災訓練の実施

総務部 消防部 関係各部

災害時に県、関係機関及び地域住民等と連携を図りながら、初動体制、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災知識の普及、高揚を図ることを目的として、平常時から各種の防災訓練を計画的、継続的に実施するものとする。

また、津波災害を想定した訓練の実施にあたっては、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえて具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。

1 総合防災訓練

市は、地域住民の協力・参加を得て、県及び防災関係機関と共同して、災害応急対策について実践的で実効性のある総合的な防災訓練を実施する。これにより、各機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、防災意識の高揚を図る。

2 個別防災訓練

(1) 非常参考訓練

災害時における応急対策の万全を期すため、必要な職員の勤員体制を整備し、非常参考訓練を実施する。

(2) 災害対策本部設置・運営訓練

市は、発災直後における災害対策本部の円滑な立ち上げと初動対応に関する的確な情報収集・伝達、判断力等の養成を図るために、図上訓練を実施する。

(3) 消防訓練

現有消防力の合理的運用及び的確な防ぎよ活動の万全を期するため、消防技術の徹底、習得を目的として必要な訓練を行う。

(4) 避難訓練

学校、病院、社会福祉施設等では、実践的な避難訓練を実施し、児童・生徒、患者等に行動要領を習得させるよう努める。

(5) 水防訓練

水防活動の習熟を図るため、水防工法等の実地訓練を実施する。

(6) 非常通信訓練

災害の種類・規模によっては、有線・無線設備等が相当な被害を受けることが考えられ、通信が途絶する事態が予想される。このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するため、情報の収集及び伝達の要領、通信設備の応急復旧活動要領等について訓練を行う。

(7) 集客施設等における防災訓練

集客施設等の管理者は、利用者の協力を得て、適宜、防災訓練、避難訓練等を実施するものとする。

(8) その他の訓練

市、防災関係機関は、それぞれ災害応急復旧訓練、図上演習訓練等を実施するものとする。

3 訓練結果の評価・改善

訓練実施後には評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うものとする。

4 他の機関が実施する防災訓練への参加

市は、他の機関が実施する防災訓練に積極的に参加・協力して、連携強化に努める。

第4節**自主防災組織の育成**

総務部 消防部

災害が発生した場合の被害の拡大を防ぐためには、地域住民や事業所等の迅速かつ的確な行動が極めて重要であることから、市は県等と相互に連携し、地域住民の連帶意識に基づく自主防災組織の整備育成を促進する。また、市民の防災意識を高め、自発的な参加を促すだけでなく、更なる地域防災力の向上を図るため、地域の消防団、学校、福祉団体、企業等の様々な団体との連携する取組みに対して支援するものとし、事業所及び小売店舗等における自衛消防組織の育成整備にも努めるものとする。

1 自主防災組織の活動

自主防災組織は、概ね次の活動を行うものとする。

(1) 平時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の整備
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具の点検
- エ 防災用資機材等の整備及び点検
- オ 危険箇所の点検・把握
- カ 災害時要援護者に係る情報収集・共有

(2) 災害時の活動

- ア 初期消火の実施
- イ 地域内の住民安否確認
- ウ 被害状況等の情報収集
- エ 救出救護の実施及び協力
- オ 地域住民に対する避難準備情報、避難勧告・指示等の情報伝達
- カ 地域住民に対する避難誘導
- キ 災害時要援護者の避難支援
- ク 給食・給水及び救助物資等の配分
- ケ 避難所の運営協力

2 自主防災組織の育成・指導**(1) 組織化における留意点**

- ア 住宅地における町内会単位等、市民が連携意識に基づいて防災活動を行うことが期待される規模であること。
- イ 同一の避難所の区域あるいは小学校の学区等、市民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有するものであること。

(2) 意識啓発及び防災資機材等の整備支援

市は、地域住民に対し自主防災組織の意義等について啓発し、地域の実情に応じた組

織づくりを積極的に働きかけるとともに、助成事業等を活用しながら自主防災組織の防災資機材等の整備を支援する。

(3) 結成や訓練等への支援

ア 富山県自主防災アドバイザーを活用し、自主防災組織の結成や活動の活性化を図るため、積極的かつ計画的な啓発活動を行う。

イ 自主防災組織が行う防災訓練に対し、訓練内容に関する助言や訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識・技術の習得を支援する。

(4) リーダー等の養成

地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取組みは、その中核となるべきリーダー等の意見や熱意に依存するところが大きいことから、研修会の開催、先進の取組事例の紹介等を通じ、自主防災組織のリーダーとなる防災士を養成する。

(5) 連絡協議会の設置

市は、組織率の向上と既存組織の活性化のため、自主防災組織間相互の協調・交流を行う自主防災組織連絡協議会の設置を推進する。

3 事業所等における自衛消防組織等

多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建築物並びに一定規模以上の危険物製造所等については、消防法により消防計画、予防規程の作成及び自衛消防組織の設置が義務付けられている。消防機関は、消防計画の作成されていない施設に対する指導体制を確立するとともに、法令に基づき段階的に適切な措置を施すなど、適正な対策を講じるものとする。

また、自衛消防組織の設置が義務付けられていない施設についても、自衛消防組織の設置及び自主防災体制が確立されるよう、関係者の理解確保に努める。

(1) 活動内容

自衛消防組織の主な活動内容は次のとおりである。

ア 平常時の活動

- A 防災要員の配備
- B 消防用設備等の維持管理
- C 防災訓練の実施

イ 災害発生時の活動

- A 出火防止及び初期消火活動
- B 救出・救護の実施
- C 避難誘導活動

第5節

災害時要援護者の安全確保

産業民生部 総務部 関係各部

高齢者、障害者、乳幼児、外国人等いわゆる災害時要援護者が被災した場合、一般市民よりも大きな身体的危険が予想され、さらに避難生活にも精神的、身体的なハンディキャップを負うことが予想されるため、その対策について整備しておくものとする。

1 災害時要援護者の把握等

(1) 要援護者の実態把握

市は、災害時の要援護者（高齢者、障害者、乳幼児等）の安否確認が円滑になされるよう防災関係部局、福祉関係部局、地区自治会・町内会、民生委員、児童委員、自主防災組織、ボランティア等との連携の下、個人情報の保護に留意しつつ、要援護者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平時から電子データ、ファイル等で管理しておくものとする。

(2) 情報伝達、避難誘導体制等の整備

- ア 市は、情報の伝わりにくい要援護者への避難勧告等の伝達に特に配慮し、地域ぐるみの協力のもとに、一人ひとり要援護者に対して複数の支援者を定めた具体的な個別支援計画を整備し、安否確認、情報伝達、避難誘導体制の確立に努める。
- イ 避難所での生活が困難な要援護者については、利便性や安全性に配慮するとともに、必要に応じて社会福祉施設や公的住宅等への収容・移送、民間の宿泊施設を借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。
- ウ 災害時要援護者の支援活動の中心となる団体、地域住民、ボランティア組織、町内会等地域組織の育成に努める。
- エ 災害時要援護者の特性に応じ、情報伝達が迅速かつ円滑に行われるよう、携帯端末等の情報機器の活用、情報内容の工夫、緊急通報システムの整備等に努める。

(3) 防災知識の普及啓発等

- ア 災害時要援護者やその家族が、普段から災害に関する基礎的な知識や災害発生時にとるべき行動等について関心を高めるため、災害時要援護者支援ガイドラインを踏まえた災害対策マニュアルを作成する等、防災上必要な知識の普及啓発に努める。
- イ 災害時要援護者の避難等を組み入れた防災訓練を実施するよう努める。
- ウ 民生委員・児童委員等地域の福祉関係者の防災上必要な知識の普及啓発に努める。
- エ ケアマネージャー、介護事業者等の防災上必要な知識の普及啓発に努める。
- オ 外国人受入れ先の防災上必要な知識の普及啓発に努める。

(4) 公共施設等の安全性強化

市は、災害時要援護者に配慮して、公共施設等のバリアフリー化等に努める。

(5) 社会福祉施設等への緊急入所

市は、災害等により在宅で生活することが困難な寝たきり等の高齢者や障害者の生活を支援するため、社会福祉施設等への緊急入所の手順等、必要な事項をあらかじめ関係

施設と協議しておく。

2 外国人対策

災害発生時に、言語が不自由な外国人が孤立しないよう地域に住む外国人に対し災害予防対策の周知に努め、また、日頃から防災情報の提供など防災知識の普及・啓発にも努める。

(1) ニーズ把握、普及啓発等

在住する外国人の現状やニーズを把握し、外国人に対する適切な配慮を行うよう努める。また、外国人に配慮した災害時マニュアルや防災マップ等の配布に努めるほか、ホームページ等あらゆる広報媒体や外国人登録窓口を活用して、外国人への防災知識の普及啓発や避難所の周知に努める。

(2) 多言語化表示の推進

避難所標識、避難誘導標識等に外国語を併記するように努める。

(3) 防災体制の整備

防災訓練の実施にあたっては、地域に住む外国人を含めるとともに、外国人雇用事業所等に対し、防災教育の実施を働きかける等、民間と協力した防災体制の整備に努める。

3 社会福祉施設等における対策

(1) 避難体制の確立

社会福祉施設等の管理者は、災害時における避難体制の確立に努めるものとする。

(2) 社会福祉施設等の管理者に対する啓発・指導

ア 防災点検及び防災機材の配備

施設を定期的に点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行う。また、防災資機材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資を配備しておく。

イ 防災教育及び避難誘導方法の確立

入所者及び従業者等に対し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、必要に応じて防災訓練を実施する。また、施設の構造や利用者の態様に応じた避難誘導方法を確立しておく。

ウ 地域社会との連携

社会福祉施設等の入所者は自力での避難が困難である者が多いため、施設職員だけでは迅速な対応が困難な場合も想定される。そこで、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害発生時には地域住民や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを進める。

エ 緊急連絡先の整備

施設と保護者又は家族との連絡が確実にとれるよう緊急連絡先の整備を進める。

4 乳幼児対策

(1) 各保育所は、災害の発生に備えて、保護者との連絡方法等を整備するとともに、市、消防本部、警察署等の防災関係機関との連絡網を確立する。

- (2) 各保育所は、災害時の応急対策や応急保育の実施方法等について定めておく。
- (3) 保育時間内に災害が発生した場合に備えて、保護者の引き取りがない場合における残留する乳幼児の保護に関する対策を講じる。

第6節

ライフライン施設等の予防対策

建設部 産業民生部
関係各部

大規模な災害の発生により、上下水道、電力、ガス、電話等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能が麻痺し、避難や救援・救助活動の応急対策を実施するうえで大きな支障となる。

このような事態を極力避けるため、ライフライン関係機関は、各施設の被害を最小限に食い止めるため耐震性の高い施設を整備するとともに、早期復旧が図られるよう施設の災害対策を推進する。また、日頃から緊急時における組織体制を具体的に定めておき、常に見直しに努めるとともに、万一の事態に即応できるように個々の役割と緊急時のなすべき事項について周知徹底を図る。なお、ライフライン関係機関は、防災機関等が実施する各種訓練に積極的に参加するとともに自主防災訓練の実施にも努める。

1 上下水道施設の予防対策

上下水道施設が災害の発生により被害を被った場合、その機能低下を最小限にとどめるため、各施設の重要性や老朽度等を検討し、施設の新設、改良及び修繕を計画的に推進するとともに、速やかに機能回復できるよう体制の整備を図る。

(1) 組織体制の確立と応急対策マニュアル等の整備

災害発生時に上下水道施設の復旧に直ちに着手できるよう、所要の組織単位ごとに体制の整備を図る。また、無線や携帯電話等による通信連絡網に努めるとともに、緊急点検・応急対策マニュアル等を整備する。

(2) 施設整備

上下水道施設の各種調査・点検をするとともに、防災対策を推進し、耐震性の高い施設整備を図る。また、バックアップシステム等既存設備及び配水池等の重要施設の維持管理に努める。

(3) 支援体制等の確立

災害時には、人力、装備、資機材等のすべてにわたり、市の現有力だけでは対処することが困難な場合も想定されるので、あらかじめ他の市町村との相互応援給水協定を締結しているが、さらに相互協力体制を整備する。

(4) 資機材の備蓄

応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。独自に確保できない資材等については、民間企業も含めた支援体制を確保しておく。

(5) 図面等の整備

図面、図書類の整備については、災害復旧応援の受入れを含めて復旧活動等を迅速かつ円滑に行えるよう、関係課による情報の共有や保存方法の多様化等を図る。

(6) 防災訓練

市は、防災関係機関が行う各種訓練に積極的に参加するとともに、単独での防災訓練

の実施に努める。

(7) ライフライン関係機関等との連携

上下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施にあたっては、他のライフライン施設に係るこれらの作業と連携して実施できるか調整を行う必要があるので、これら関係機関の被害情報等を迅速に把握できる体制について検討する。

2 電力供給施設の予防対策

電気事業者は、災害による電力供給施設の被害を軽減し、又は速やかな復旧措置による電力供給ライン確保のために、次の予防対策を講じる。

(1) 電力設備の災害予防対策

電力設備については、計画設計時に、建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づき、各種対策に十分考慮するとともに、既存設備の弱体箇所については、補強等により予防対策を構じる。

(2) 電気工作物の巡視点検

電気工作物を関係法令に基づく技術基準に適合するよう常に保持するとともに、定期的に巡視点検を実施し、事故の未然防止を図る。

(3) 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具及び消耗品等の確保に努め、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行う。

(4) 災害対策用資機材等の輸送

災害対策用資機材等の輸送計画を確立しておくとともに、車両、舟艇及びヘリコプタ一等による輸送力の確保に努める。

(5) 災害対策用資機材等の広域運営

災害対策用資機材等の効率的な保有に努めるとともに、災害発生時に不足する資機材の調達を迅速・簡易にするため、電力会社相互の間で復旧用資機材の規格統一を進める。また、他電力会社及び電源開発株式会社と災害対策用資機材等の相互融通体制を整えておく。

(6) 災害対策用資機材等の仮置場の確保

災害発生時には、災害対策用資機材等の仮置場として使用する用地の借用交渉が難航することが予想されるため、防災関係機関の協力を得て、あらかじめ仮置場として適当な公共用地等の候補地の選定に努める。

(7) 防災訓練・防災教育

災害対策を円滑に推進するため、定期的な防災訓練を実施する。また、市をはじめ防災関係機関が行う防災訓練には積極的に参加する。

研修会等の開催、社内報への関連記事掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに防災意識の高揚に努める。

3 ガス供給施設の予防対策

ガスは、その性質上、常に安全確保が求められており、ガス事業法、高压ガス保安法等

の法令や基準の遵守はもとより、事業者及び関係団体による自主的な保安が図られているが、今後も時代の要請に応じた自主保安体制の強化を図るものとする。

(1) 簡易ガス

平素よりガス施設の災害予防に十分留意し、各種図面等の整備、更新はもちろん、新技術、新工法の開発、採用を積極的に推進し、施設の保全に万全を期す。

ア ガス事故防止

A ガス製造設備及び供給所設備

設備の定期点検、検査計画に基づく総合的な強度診断を励行し、十分な強度と機能の維持に努めるとともに、災害時の停電や断水に備え、非常用電源設備の拡充や水源の確保に努める。

B ガス供給設備

新設設備、ガス事業法を遵守し、十分な強度の確保、保全に万全を期す。また、定期点検、検査計画を励行し、十分な強度と機能の維持に努める。

C 需要家設備

ガスを使用する建物のうち、地下街、地下室でのガス設備を有する建物及び公共建物等や病院その他不特定多数の人々が出入りする建物の導管には、緊急遮断バルブの設置を促進し、かつ、当該建物の保安管理者とも平常時より密接な連携体制をとり、ガス事故防止に万全を期す。

また、一般家庭におけるガス事故防止策として、異常流量遮断及び感震遮断機能を有するマイコンメーターの設置を促進するほか、ガス消費機器類についても安全機能（不完全燃焼防止機能、立消え安全機能等）付き機器やガス漏れ警報器の普及促進に努める。

イ 防災システム、情報収集システムの充実

災害発生時には、迅速かつ確実な被害情報の収集、把握と適切な措置対応が二次災害を未然に防止することに繋がる。このため、防災システム及び通信システムの拡充、整備に努める。

ウ 災害時にとるべき措置についての広報・周知

ガスの使用者に対して災害時にとるべき措置として、ガスの元栓、器具コック及びメーターガス栓の閉止を機会あるごとに広報し、周知に努める。

エ 防災体制の整備、教育訓練の実施

災害発生時には、迅速かつ適切な措置がなにより大切である。このため、日頃から緊急時における災害対策本部を中心とした組織体制を具体的に定めておき、常に見直しに努めるとともに、万一の事態に即応できるように個々の役割と緊急時になすべき事項について周知徹底及び教育を行う。

また、市をはじめ防災機関等が行う各種訓練には積極的に参加するとともに、自主防災訓練の実施に努める。

(2) L P ガス

一般家庭における L P ガス設備の安全性を強化するため、販売店等は、容器転倒防止措置を施すとともに、安全機器の普及促進に努めるほか、L P ガス消費者に対し地震時

にとるべき初動行動について、啓発活動を推進する。

ア 容器の転倒及び流出防止措置

販売店等は、鎖がけ等の方法により、容器の転倒流出防止措置を講じるとともに、その定期点検を実施して維持管理を行う。

イ 安全器具の普及促進

販売店等は、ガス漏れ又は火災防止のため、安全機器の普及促進に努める。

ウ 消費者に対する周知啓発活動

地震発生時には、消費者自ら使用中のガスの使用を中止し、器具栓、元栓を閉じるとともに、揺れの大きい地震の場合は、容器バルブを閉じることが二次災害を防止する上で最善の方策であることから、販売店等は、地震時に消費者がとるべき初動行動について啓発活動に努める。

4 通信施設の予防対策

災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施の上からも極めて重要であり、市は、関係事業者の行う以下の対策に協力し、公衆通信、専用通信、放送等の施設の安全性確保に努める。

(1) 公衆通信

災害時においても、通信が確保できるような設備の安全化及び伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を講じる。

ア 施設の防災対策

A 発電装置は、給水、燃料配管のフレキシブル、トレンチ化等の対策により安全性を強化する。

B 地下管路は、管路継手、マンホール取付けに安全対策を実施する。

C 事務室設置のシステム、端末設備は、転落防止対策を実施し、災害発生後のサービス提供を可能とする。また、重要な社内システムの電源は、無停電化する。

D 防水扉、防潮板の設置及び下水管、マンホール、とう道からの局舎内への浸水対策を実施する。

イ 通信網の防災対策

A 信頼性の高い伝送路を構築するため、主要な伝送路は多ルート構成又はループ構成とし、主要な中継交換機は分散設置を行う。

B 地中設備は、アクセス系ケーブルの地中化を推進する。

C 電話輻輳時における災害復旧機関の通信を確保するため、災害時優先電話の適用範囲の改善を行う。

D 全国から安否確認、見舞電話による電話の輻輳を防止するため、ボイスメールによる全国利用型の伝言ダイヤルサービス（災害用伝言ダイヤル「171」）を提供する。

ウ 防災機器の整備

A 交換局、伝送路、電源の各種被災に対応できる非常用無線装置、移動用電源車、応急復旧ケーブルなどの災害対策機器及び応急復旧資材の確保に努める。

B 非常用衛星通信装置(ポータブル衛星通信・超小型衛星通信)の増配備に努める。

エ 防災に関する訓練

災害時に備え、平時から復旧員の確保、設備の復旧を円滑、速やかに行うため、自主防災訓練の実施に努めるとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

(2) 専用通信

専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として極めて有効な方法であり、特に災害時において重要な役割を果たすことが期待されている。現在、気象台、国土交通省、JR、電力・ガス会社、私鉄等において専用通信が設置されており、各機関は次の点に留意し、防災対策を推進する。

ア 伝送路の強化

通信機能を確保するため、バックアップ回線の設定、ルートの二重化等を促進する。

イ 装置・機材の充実

予備電源、移動無線、可搬型無線機等資機材の整備充実に努める。

ウ 定期点検の実施

施設、装置の定期的な点検を実施する。

エ 防災訓練等の実施

平素から関係者による防災訓練を実施するとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

5 廃棄物処理施設の安全性強化

し尿、ごみ等の一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の災害による被害を最小限に止めるとともに、災害時における応急復旧作業を円滑に実施し、廃棄物が適正に処理されることが必要である。

このため、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の管理者は、廃棄物処理を円滑に実施するための体制を整備するとともに、処理施設の不燃・堅牢化に努める。

(1) 処理施設の災害予防対策

ア 一般廃棄物処理施設

一般廃棄物処理施設の管理者は、必要に応じて不燃・堅牢化に努める。

また、今後、建設する施設については、ごみ処理施設構造指針等の基準に従うとともに、地質、構造等に配慮して不燃・堅牢化に努める。

イ 産業廃棄物処理施設

産業廃棄物処理施設の管理者は、必要に応じて、施設の不燃・堅牢化に努める。

(2) し尿、ごみ等の処理体制の整備

ア 処理施設の応急復旧資機材等の整備

市は、し尿、ごみ処理施設の損壊等に対して速やかな復旧を図るため、あらかじめ応急復旧に必要な資機材を準備しておくとともに、応急復旧マニュアルの整備や訓練を実施する。

イ ごみ、災害廃棄物等の一時保管場所の確保

災害時においては、ごみ、災害廃棄物等の廃棄物が一度に大量発生するとともに、

処理施設自体の被災も予想されることから、市は、あらかじめ運搬経路、住居地域を考慮したごみ、災害廃棄物等の一時保管場所を確保しておく。

ウ 避難所等の仮設（簡易）トイレの確保

市は、家屋の倒壊、断水等により便所が使用できなくなることに備え、避難所等に仮設トイレ等の確保に努める。

第7節**防災拠点機能の充実・強化**

関係各部

市庁舎、消防施設等の災害応急活動の拠点となる施設や避難所となる学校等防災上重要な公共施設について、その施設の堅牢化・安全化に努めるとともに、施設機能の充実・強化を図るものとする。

1 重要防災基幹施設の堅牢化・安全化

市庁舎、消防施設等の重要防災基幹施設は、災害時における応急対策活動の拠点となるため、これらの施設の機能を確保・保持し、施設の耐震性・安全性の確保を図る。

2 公共施設等の堅牢化・安全化

市は、その所有する公共施設について、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等考慮し、防災上重要と判断される建築物の耐震化・安全化の推進に努める。

第8節**組織体制の整備**

関係各部

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、市及び防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期すものとする。このため、市は、防災関係機関と連携し、平常時から配備・動員計画等の体制を整備しておくものとする。

1 災害対策本部体制の充実**(1) 初動マニュアルの整備**

災害発生時、特に初動期における各部・各班の活動を迅速・的確に行うため、各部は初動マニュアルの整備に努める。

(2) 初動体制の習熟

初動段階の成否がその後の応急対策活動に大きく影響することから、特に初動段階の意思決定者、配備基準、指揮命令系統についての習熟を図る。

(3) 本部設備等の整備

本部が迅速に機能できるよう、また、職員が庁舎内で被災することのないよう、以下の本部設備等の整備を進める。

- ア 備品の固定、落下物の防止措置
- イ 停電時に備えた非常電源の整備及び発電機燃料の備蓄
- ウ 無線機器の点検・整備
- エ 市内地図、防災関係機関の連絡簿、その他本部設置に必要な物品の整備
- オ 災害応急対策に従事する職員の食料等の確保

2 情報連絡体制の充実

市は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡が行えるようにするため、防災関係機関との連絡調整体制の整備に努める。

(1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルートの多重化及び情報伝達・連絡体制の窓口等の明確化に努める。

(2) 勤務時間外での対応

市は、防災関係機関と連携し、相互の情報伝達・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口等体制の整備に努める。

3 防災関係機関との協力体制の充実**(1) 日頃からの積極的な情報交換等**

市及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日頃から積極的に行い、防災組織相互の協力体制を充実させる。また、必要に応じ、災害時に備えた協定を締結し、協力体制の強化を図る。

(2) 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

市は、防災関係機関と連携し、災害時の通信体制を確保するため、通信体制の総点検及び通信訓練の実施に努める。

4 自衛隊との連絡体制の整備

自衛隊への災害派遣要請は、人命又は財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、迅速かつ円滑に行わなければならない。

(1) 連絡手続等の明確化

市は、県と連絡がとれない場合の自衛隊の災害派遣について、自衛隊への通知等連絡手続等を迅速に実施できるように整備しておく。

(2) 自衛隊との連絡体制の整備

市は、地区を管轄する自衛隊と日頃から情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

5 広域応援体制の整備

市は、消防以外の分野についても、他の市町村に対する応援を求める場合を想定し、あらかじめ災害時における相互応援協定を締結しているが、さらに体制の整備充実を図る。

第9節

情報通信連絡体制の整備

関係各部

大規模な災害時には、NTT回線など通信回線の不通又は輻輳といった状態が予想されることから、市及び防災関係機関は、情報収集・伝達手段の複数化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期すものとする。

このため、市は、県及び防災関係機関と連携し、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めておく。

1 防災行政無線等の整備

(1) デジタル同報系無線の整備

災害時の被害を軽減するため、市全域を通信エリアとしてカバーすることを基本とした、デジタル同報通信システム等の無線設備を整備するよう努める。

(2) デジタル移動系無線の整備

市と災害現場との間において、迅速かつ的確な情報の収集・伝達を行うため、デジタル移動通信システム等の無線設備を整備するよう努める。

(3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の運用

全国瞬時警報システム（J-ALERT）の適正な維持管理や運用に努める。

(4) 緊急地震速報受信システムの整備

児童生徒や施設利用者の安全確保を図るため、学校等の公共施設への緊急地震速報受信システムの整備に努める。

2 運用対策

市は、災害時の通信の輻輳及び途絶を想定し、通信機器の操作や運用方法について訓練に努める。通信機器は確実に使用できるよう、適切に保守、維持管理を行う。

また、非常用発電設備については、災害時における商用電力の停止を想定し、保守点検及び操作訓練を定期的に行う。

3 富山県総合防災情報システム・防災ネット富山の活用等

県本庁、出先機関、県内市町村、各消防本部等を接続した「富山県総合防災情報システム」を利用して迅速・的確な情報収集・伝達を行うものとする。また、国土交通省が国、県、市町村を光ケーブルで結び、雨量や水位、画像情報等を共有した「防災ネット富山」についても有効に活用する。

迅速な災害応急対策を行うためには、地震等災害直後の状況をリアルタイムに把握することが効果的であることから、市独自においても災害監視カメラを設置するなど画像伝送システムの整備に努める。

4 災害無線通信体制の整備

市及び防災関係機関は、災害時等に加入電話や自己所有する無線通信施設等が使用できない場合、又は利用することが困難となった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常無線通信の活用を図ることとし、非常通信協議会を通じ非常通信体制を強化するものとする。

5 消防・救急無線のデジタル化

市は、消防救急無線については、災害時における消防活動上の重要な情報伝達手段であることから、消防救急無線のデジタル化を図り、情報収集・伝達体制の整備に努める。

6 多様な通信手段の確保

N T T西日本が指定する災害時優先電話の確保を図るとともに、孤立集落対策等のための衛星携帯電話の活用など多様な通信手段の確保に努める。

※**全国瞬時警報システム (J-ALERT)** 全国瞬時警報システムは、緊急地震速報、津波警報、弾道ミサイル発射情報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、人工衛星を用いて送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動することにより、住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステムのこと。

※**緊急地震速報** 地震は、P波と呼ばれる小さな揺れのあと、S波と呼ばれる大きな揺れが来ることから、緊急地震速報は、このP波をとらえ、地震の規模や震源地を予測し、大きな揺れのS波が来る数秒から数十秒前に発表される情報のこと。一般向け緊急地震速報は、最大震度が5弱以上と推定された場合に、地震が発生した場所や震度4以上が予測された地域名称などが発表される。

※**富山県総合防災情報システム** 気象や震度、河川水位等の防災関連情報を一元的に市町村などの防災関係機関に提供するシステムのこと。「富山防災WEB」を開設し、インターネットや携帯電話により県民へ種々の防災情報を提供している。

第10節

津波災害予防対策

建設部 産業民生部 関係各部

大規模な津波が発生した場合は、沿岸部を中心に甚大な被害が予想され、地域住民の生命・財産に重大な被害を及ぼすことになる。市は、県が公表した津波シミュレーション調査結果等を基に、最大クラスの津波を想定した対策に努めることが重要である。東日本大震災を教訓とし、ハード面では、津波による被害を軽減するため、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、河川管理施設の整備を計画的に進めるとともに、ソフト面では、情報伝達体制の強化・確立、津波を想定した防災訓練の実施、津波ハザードマップ等の作成・配布などハード・ソフトを組み合わせた効果的な対策を推進し、津波被害の軽減を図るものとする。

1 海岸保全施設等の整備

地震が発生すると、港湾及び漁港施設は震動による直接的な被害のほか、津波による被害を受ける可能性がある。一方、災害応急対策において陸上輸送に重大な支障が生じた場合、物資、資機材等の輸送ルートとして重要な役割を果たすことから、市は関係機関と連携し、一定程度の津波の高さに対応した海岸堤防（嵩上げ、粘り強い構造）、防潮堤、防潮水門等海岸保全施設、防波堤等漁港施設、河川堤防等河川管理施設の整備を実施するとともに、既存の各施設については、地震・津波発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。

さらに、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うができるようあらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮するよう適切に維持管理するものとする。

2 津波浸水想定区域及び津波避難場所等の設定**(1) 避難すべき区域の設定等**

市は、県が実施した津波シミュレーション調査結果に基づき、津波によって浸水が予測される区域を「津波浸水想定区域」とし、避難行動の参考となるよう津波ハザードマップ等を作成し、配布するなど、地域住民への周知を図る。また、単に「津波浸水想定区域」の周知に留まらず、将来的な居住場所の移転の必要性の検討なども含め、津波避難に対する意識啓発を図る。

なお、津波ハザードマップ等を作成する際には、富山県の津波の特徴や避難行動の参考とすべき事項等も考慮しながら地域住民へ周知するよう努める。

<富山県の津波の特徴>

- ア 津波の到着時間が早いところで1～2分と短いこと
- イ 津波高は滑川市で最大2.3～7.1mで海溝型地震による津波に比べて低いこと
- ウ 大きな津波は第1波のみで継続時間は約3分と短いこと
- エ 5mを超える浸水は、海岸から概ね10m以内であること

<避難行動における周知すべき事項>

- ア 強い揺れや長い揺れを感じた場合は、各自の判断で迅速に避難すること。
- イ 浸水が始まり、身の安全が確保される場所まで逃げる時間がない場合は、堅牢な鉄筋コンクリート造の建築物の2階以上への避難すること。

(2) 津波避難場所の指定

津波避難場所を指定する場合は、以下の点に留意する。

- ア 「津波浸水想定区域」から外れていること。
- イ 学校施設、公園等が適当であり、更に建物を指定する場合は、耐震性が確保されている建物を指定すること。
- ウ 津波の襲来状況によっては、更に避難することが可能となるような場所であること。

(3) 津波避難路の設定

津波避難路は、津波避難場所や避難目標地点まで最も短時間で到着できる経路とし、安全性の高い経路を定めることが重要であり、設定する場合は、以下の点に留意する。

- ア 家屋の倒壊、火災の発生、橋りょうの落下等により避難できないことも想定されることから、津波避難路、避難経路の幅員はできる限り広いものとし、迂回路等が確保されていること。
- イ 河川沿いの道路を設定することはできる限り避けること。
- ウ 津波の進行方向と同方向へ避難する道路を設定すること。（沿岸部に高台等があつても、できる限り沿岸部への避難は避けるものとする）
- エ 夜間の避難も想定し、原則として夜間照明等が設置されていること。
なお、避難者が津波避難場所へ安全に到達できるよう、避難誘導標識を設置するよう努める。

(4) 津波避難ビルの指定

津波避難ビルを指定する場合は、以下の点に留意する。

- ア 鉄筋コンクリート造3階以上の建物であること。
- イ 一定の人数が避難できるスペースを有している建物であること。
なお、避難ビルの指定については、建物所有者と避難ビルとして使用する協定の締結など、緊急時に確実に避難できるような体制の構築に努める。

(5) 津波避難場所等における情報通信体制の整備

有線電話等の被災に伴い通信機能が途絶した場合においても、安全に関する必要な情報連絡を確保するため、指定された避難場所等に防災ラジオを配布する。

3 津波避難訓練

(1) 津波避難訓練の実施体制

市は関係機関と連携し、津波発生時の被害軽減のため、相互に連携して津波警報・避難情報等の情報伝達訓練、津波避難訓練等を必要に応じて実施するよう努める。

その際、市民、学校、観光客、漁港・港湾関係者、走行車両、公共交通機関及び船舶等幅広い参加を促すよう努める。

(2) 津波避難訓練の内容

あらゆるケースを想定のもと（夜間、日中、平日、休日等）避難訓練を実施し、以下の内容を確認する。

- ア 津波浸水想定区域、避難対象地域、避難困難地域等
- イ 津波避難路等
- ウ 津波避難場所、津波避難ビル等

(3) 津波避難訓練に関する普及啓発

対象地域の市民に対し、津波避難訓練への参加を積極的に呼び掛け普及啓発を図るとともに、津波の危険性や津波警報・避難情報等の周知とともに、徒歩避難の原則や車使用ルール（自転車は含まず）などのるべき避難行動などに関して啓発に努める。

また、想定を大きく超える津波が想定される場合なども考慮し、想定の避難行動に捉われ過ぎない、各自の判断による避難行動も念頭において津波避難訓練の実施に留意することとする。津波に関する普及啓発のため、津波浸水想定区域等を表示した津波ハザードマップ等を配布し、また、ホームページにも公開する。

4 災害時要援護者への配慮

(1) 津波に関する知識の普及

- ア 災害時要援護者の特性に配慮した啓発活動の実施

津波の恐ろしさ、過去の津波被害、津波発生メカニズムなど津波に関する必要な知識を災害時要援護者へ確実に周知するため、災害時要援護者別に適切な啓発の実施に努める。

- イ 災害時要援護者の特性に配慮した啓発手段

災害時要援護者に対する啓発手段として、印刷物、ビデオなどを積極的に活用することとし、文字放送、点字、外国語などにより災害時要援護者に対応した周知に努める。

(2) 地域ぐるみの支援体制の整備

- ア 地域における災害時要援護者の確認

津波避難訓練等を実施する場合には、地域ごとに津波が発生した際、避難を支援する必要がある災害時要援護者を確認することとする。

- イ 災害時要援護者ごとの支援者の確保

高齢者、障害者など津波発生時に避難することが困難な災害時要援護者ごとにそれぞれ支援者を確保し、確実な避難に結びつけるものとする。

- ウ 津波避難支援訓練の実施

津波避難支援の円滑な実施を図るため、津波避難訓練の一環として、津波避難支援訓練を地域ごとに実施するよう努める。

(3) 災害時要援護者に配慮した緊急情報システムの確立

- ア 災害時要援護者別の緊急情報伝達手段の整備

災害時要援護者に確実な緊急情報伝達を図るために、音、映像、文字など伝達手段として用いられる設備の整備に努める。

- イ 緊急情報伝達網の整備

災害時要援護者への確実な緊急情報伝達を確保するため、災害時要援護者の支援者を

含む緊急情報伝達網の整備を図る。また、府内に災害時要援護者に対する緊急情報を担当する職員を配置し、確実な伝達の確保に努める。

(4) 社会福祉施設等における防災体制の確立

高齢者や障害者を対象とした社会福祉施設等は、災害時要援護者が多いことから、津波災害を想定した避難体制を整備し、緊急時において迅速に対応できる防災体制の確立に努める。

5 情報通信体制の整備

(1) 防災ラジオの整備

緊急に情報伝達が可能な防災ラジオの整備を推進する。

(2) その他の通信手段の整備・活用

ア 携帯電話、ケーブルテレビ電話

イ アマチュア無線の活用

ウ インターネット、メールの活用

(3) 津波情報の伝達体制の整備

防災行政無線など情報伝達手段の整備と併せて、緊急速報メールや全国瞬時警報システム（J－A L E R T）の整備充実など、全ての市民等に情報を速やかに伝達できる体制整備を推進する。

6 津波監視体制の整備

(1) 津波監視体制の確立

津波警報等が発表され、又は津波による海面に異常が認められた場合は、市民に対する広報、避難誘導等の措置が適切に図られるようあらかじめ県や関係機関と協議を進めながら監視体制の確立に努める。

(2) 津波監視担当者

津波による海面変動を監視するため、海面監視の担当を事前に決めておく。

(3) 津波監視場所

海面監視をする場所については、安全が確保できる場所とする。

(4) 津波監視情報の伝達方法

海面監視により、津波の襲来、津波の高さなどを確認した場合は、速やかに災害対策本部等に情報を伝達し、津波避難の指示等に反映する。なお、市民に対する津波監視情報の伝達については、広報車、同報系無線等により実施し、自衛措置をとるよう指導する。

第11節**消防力の強化**

消防部

災害による火災及び死傷者を最小限に抑えるためには、消防体制の強化、救急救助体制の充実、消防水利の確保が重要であり、その整備を計画的に推進する。

また、火災予防の強化や消防職員・消防団員の消防教育訓練を推進する。

1 消火体制等の整備**(1) 初期消火体制の強化**

- ア 事業所は、自衛消防隊の組織化、各種訓練を通じて、技術の向上、事業所相互の協力体制を推進し、また、地域の一構成員として、地域防災訓練への積極的参加や保有する資機材を活用した消火活動など地域との連携体制の強化に努める。
- イ 自主防災組織は、日頃から訓練を通じて初期消火の知識、技術の習得に努める。
- ウ 消防団は、高度かつ専門的な知識・技術の習熟と併せ、実践的な訓練を通じた消防技術の練磨向上に努めるとともに、地域の防災リーダーとして、自主防災組織をはじめとする地域住民に対する防災指導を通じて、地域防災力の向上に努める。
- エ 市は、自主防災組織に対して可搬式動力ポンプ等の消防設備の整備を推進するとともに、住民参加の防災訓練を定期的に実施する。

(2) 消防施設・設備等の強化

- ア 市は、消防組織の拡充強化に努めるとともに、消防団の施設設備の充実、青年層・女性層の消防団への積極的参加等、消防団の活性化を推進する。
- イ 市は、消防施設の整備に努める。特に地震発生時に想定される火災等に対処するため水槽付き消防ポンプ自動車、可搬式動力ポンプ等の消防設備の整備を促進する。

(3) 消防水利の整備

- ア 消火栓、防火水槽及び耐震性貯水槽の計画的な整備を進めるとともに、延焼火災が発生する危険性の高い住宅地等に優先的に配備するなど、消防水利の拡充に努める。
- イ 河川などの自然水利、農業用水、消融雪施設、プール、井戸等の多様な水利を確保し、効率的な利用を進める。

2 救急・救助体制の整備**(1) 救助体制の整備**

- ア 自治会や自主防災組織は、地域内の高齢者、障害者、外国人など災害時要援護者の被災状況の把握に努めるものとする。
- イ 市は、救助用資機材等の整備を促進するとともに、倒壊家屋、がけ崩れ等被災状況に応じた救助活動マニュアルの作成及び点検に努める。
- ウ 市は、自主防災組織等による地域レベルでの防災活動の用に供するため、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキ、除雪機械その他救助活動に必要な資機材の

整備を促進する。

エ 災害の状況によっては、防災関係機関が保有している資機材だけでは不足する場合も予想されるので、市は、民間団体の協力を得て、重機等の資機材の保有状況を把握しておくものとする。

オ 多数の要救助者を迅速かつ的確に救助するため、消防、警察、自衛隊及び海上保安部は合同訓練などにより連携体制の強化に努める。

(2) 救急体制の整備

ア 市は、住民に対して研修会、集会等を通じて、心肺蘇生法や止血法などの応急手当に関する知識・技術の普及を推進する。

イ 市は、救急能力を高めるため、高規格救急自動車の配備拡充に努める。また、その配備にあわせて救急隊に救急救命士を常時1名配置できるよう体制を整えるとともに、救急救命士の技術向上に向けて研修体制を整備する。さらに、救急隊員にトリアージなどの応急救護研修の実施に努める。

(3) 医療機関との連携体制

市は、医療機関と連携して救急搬送体制の整備に努める。

3 火災予防・広報の充実強化

(1) 防火管理の徹底

市は、多数の者が利用する学校、病院、大規模店舗等の施設について、防火管理者の選任、届出、消防計画の作成とそれに基づく各種訓練の実施等を指導し、防火管理の徹底を図る。

(2) 火災予防査察の徹底

市は、火災予防のため、計画的、継続的に予防査察を実施するものとし、必要な改善指導等を行う。また、一般住宅や事業所に対しても消防団と連携し、火災予防の周知徹底を図る。

なお、平常時においては次の点に留意する。

ア 住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器等の普及促進

イ 危険物等の保管場所の点検

(3) 広報活動の強化

市は、広報誌、広報車・消防ポンプ自動車等による広報や横断幕の掲示等を行い、防火意識の高揚を積極的に図る。また、災害対応能力の低い高齢者の安全を確保するため、ひとり暮らし高齢者世帯や寝たきり高齢者の居住する世帯等を戸別訪問し、防災指導を行う。

第12節**緊急輸送活動対策**

建設部 消防部 総務部

災害における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、交通路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。このため、市は、関係機関と連携し、あらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておくものとする。

1 緊急道路ネットワークの確保

道路は、災害時において、救援物資の輸送等重要な役割を担っている。このため、陸上・海上・航空の輸送拠点施設に配慮し、幹線道路ネットワークの形成等、主要な幹線道路の整備を促進するとともに、災害時の緊急交通路の候補となる緊急通行確保路線を次のとおり定める（資料8-1及び地震ハザードマップ参照）。

ア 第1次緊急通行確保路線

県内外の広域的な輸送に不可欠な、高速道路、一般国道（指定区間）、一般国道と自動車道インターチェンジ及び輸送拠点とを結ぶ幹線道路

イ 第2次緊急通行確保路線

第1次路線とネットワークを構成し、市町村の防災拠点となる施設を相互に接続する幹線道路

ウ 第3次緊急通行確保路線

上記路線を相互に補完する幹線道路

緊急通行確保路線の指定にあっては、各管理者でネットワーク化を図るよう適宜調整を行う。

2 緊急海上輸送路の確保

漁港施設は、災害時には救援物資、応急復旧資材及び人員の広域輸送拠点（ふ頭）又は物流拠点として重要な役割を果たすので、施設機能の保持に努める。

3 緊急航空路の確保等

災害時に、ヘリコプター等による被害状況の把握、人員・物資の輸送等を迅速に行う必要があることから、臨時離着陸場の確保又は整備を推進する（資料8-4参照）。

また、市は防災拠点となる庁舎や避難所となる学校、公的病院等の屋上に番号等を付すなど、建物の識別標示を行う。

4 緊急輸送用車両等の確保

市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、運送業者団体等と協定を締結する等体制の整備に努める。

5 防災活動用空地の確保

災害が発生し、大量の物資や応援機関が被災地である本市に集結する場合、物資の集積場所、活動拠点としてのスペースが必要となるため、防災活動用空地として位置づけられるスペースを把握しておく。

6 緊急通行車両等の取扱い等

災害時には、応急措置の実施に必要な緊急交通路を確保するため、交通規制により一般車両の通行が禁止又は制限され、この規制措置のもとで緊急通行車両等を優先して通行させることとなる。

(1) 確認実施機関

緊急通行車両の確認は、県公安委員会が行う。

(2) 確認対象車両

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に使用されるもの
- イ 消防、水防その他の応急措置に使用されるもの
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に使用されるもの
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に使用されるもの
- オ 施設及び設備の応急の復旧に使用されるもの
- カ 廃棄物処理、防疫その他の保健衛生に使用されるもの
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの
- ク 緊急輸送の確保に使用されるもの
- ケ その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に使用されるもの
- コ 規制除外車両の一部

(3) 確認手続

災害時には、確認のための事務手続きに対する処理能力が十分確保できない状態が予想されることから、緊急通行車両の事前届出制度が設けられており、この制度の効果的な活用を行う（資料8-2参照）。

第13節**医療救護体制の整備**

産業民生部 消防部

災害時においては、広域あるいは局地的に多数の傷病者が発生することが予想されるため、情報の混乱と医療機関自体の被災があいまって、被災地域内では十分な医療が提供されないおそれがある。これら医療救護の需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時から市及び医療機関等は、医療救護体制を充実・強化するよう努めるものとする。また、市、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な情報共有と協力体制の構築を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うため、医療救護資機材の確保、医師や災害派遣医療チーム（D M A T）等の派遣体制の整備及び日本医師会が組織する災害医療チーム（J M A T）との連携を推進する。

1 医療救護所の整備**(1) 医療救護所の指定等**

市は、診療所又は避難所として指定した施設のうちから、医療救護所を当該管理者とあらかじめ協議して指定し、整備するとともに災害時において直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう定期的に施設の点検等を行い、その安全性の強化を図る。

(2) 医療救護所の施設設備

- ア 既存の医療施設を活用するほか、耐震診断等により安全が確認されている学校校舎の一部又は運動場に設置するテント等とする。
- イ 医療救護所の設備は、概ね次のとおりとする。
 - A テント
 - B 救護用医療機器（創傷セット、熱傷セット、蘇生器等）
 - C その他（折りたたみベット、担架、発電機等）
- ウ 医療救護所における給食、給水については、避難所と併せて行う。

2 連絡体制の整備

市は、消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備する。また、関係機関の協力を得て、防災訓練を実施する。

3 応急手当に関する知識・技能の普及

市は、市民に対し研修会や防災訓練を通じて、A E Dの使用を含む心肺蘇生法や止血法等の応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。

第14節

避難収容対策

関係各部

災害発生時における避難者の収容のため、事前に小学校体育館等の避難所を指定するとともに、適切な避難誘導体制の確立に努め、また、市民に対し避難所や避難のための知識の普及に努めるものとする。

1 避難所・避難道路の確保

(1) 避難所の確保

市は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、次の基準により避難所を指定しておくものとする。なお、避難所の指定については、必要に応じて、適宜見直すものとする。

ア 避難所の設置基準

- A 避難所としては、学校、体育館等が適当である。
- B 避難所における避難者1人あたりの必要面積は、おおむね2m²以上とする。(消防庁震災対策指導室「市町村地域防災計画検討委員会報告書」では、おおむね3.3m²あたり2人としている。)
- C 現行の建築基準に基づく耐震性を確保し、被災の危険がない建物とするよう努める。
- D 大規模ながけ崩れや津波による浸水など危険性の低いところで、付近に多量の危険物が蓄積されていないところとする。
- E 避難所については、安全な建物（公有・公共的）で、給食施設を有するもの、給食施設を急造し得るもの又は比較的容易に食料が搬入でき、給食し得る場所を選定して指定する。
- F 海岸付近の避難所は、津波や高潮に備えて高台を選定するか、適地がない場合は中・高層建物の管理者と協議して緊急時の避難所として使用できるようにしておく。特に、休日、夜間の使用については留意し、市民にその周知徹底を図る。

イ 避難所における施設、設備の整備

市は、避難所において避難住民の生活を確保するため、次に掲げるような施設、設備の整備に努める。

- A 避難所又はその近傍で、水、食料、非常用電源、常備薬、炊出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保する。
- B 井戸、仮設（簡易）トイレ、マット、通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備する。また、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための整備に努めるとともに、空調、洋式トイレなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

ウ 避難所における運営体制の整備

避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、避難所運営マニュアルを作成するなど、適切な運営体制が図られるよう努める。

エ 福祉避難所

市は、災害時要援護者の障害の程度や心身の健康状態等を考慮し、一般の避難所生活が困難と判断した場合には、必要性の高い者から優先的に移送する二次的避難所として、福祉避難所の確保に努める。

(2) 避難道路の確保

避難所への距離が長い地域や火災による延焼の危険性が著しく高い地域については、避難者が安全かつ円滑に避難できるよう、避難道路をあらかじめ確保しておくものとする。

ア 避難道路の選定

市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難道路を選定するものとする。

- A 避難道路はおおむね8～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼の危険性のある建物、危険物施設がないこと。
- B 避難所まで複数の道路を確保すること。
- C 地震に強い地盤で、地下に危険な埋設物がないこと。
- D 津波、浸水、がけ崩れ等の危険のある地域を避けること。
- E 落下物の危険性が少ないこと。
- F 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

イ 避難標識等の設置

避難所の市民への周知や避難者が安全に避難所へ到達できるよう、避難所には避難所を示す避難標識を設置するとともに、その付近には避難誘導標識を設置するよう努める。また、夜間の避難も想定し、原則として夜間照明等の設置にも努める。

(3) 繁華街、観光地における避難所等の確保

避難勧告の対象には帰宅できない一時滞在者も含まれることから、多数の人が集まる繁華街、観光地においては、これらの者も避難人口に含んだ安全な避難所及び避難道路を確保するとともに、避難誘導のための分かりやすい避難標識の設置に努める。

(4) 被災者用の住居の確保

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう体制の整備に努める。

2 避難活動体制の整備

市は、災害時において市民が安全かつ迅速な避難ができるよう、平常時から避難に関する広報等に努め、また、地区自治会・町内会、自主防災組織及び関係団体等の協力を得て、地域ぐるみの避難誘導体制の確立に努める。

とりわけ、県が実施した津波シミュレーション調査結果を考慮し、避難誘導にあたっては、消防職員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。

(1) 避難に関する広報

市は、市民が的確な避難行動をとることができるようするため、避難所や災害危険地域を明示した防災マップや広報誌・PR誌を活用して避難に関する広報活動を実施する。

ア 避難所の広報

市は、次の事項につき地域住民に対し周知徹底を図る。

- A 避難所の名称
- B 避難所の所在位置
- C その他必要な事項

イ 避難のための知識の普及

市は、市民に次の事項の普及に努める。特に、自家用車による避難は、交通渋滞が予想され、消火活動、救急・救助活動、医療救護活動及び緊急物資の輸送活動等に重大な支障をもたらすおそれがあるので、市民にその自肅を呼びかける。

- A 平常時における避難のための知識
- B 避難時における知識
- C 避難所における心得

(2) 避難誘導体制の整備

市は、避難所への市民の誘導方法について地区自治会・町内会、自主防災組織及び関係団体等と協議し、適切な避難誘導体制を確立するよう努める。特に、災害時要援護者の避難誘導体制の確立に努める。

(3) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- A 避難の場所、避難誘導及びその指示伝達の方法を定める。
- B 児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、避難所の選定及び収容施設の確保並びに保健衛生対策及び給食の実施方法について定める。
- C 病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

(4) 不特定多数の者が利用する施設の管理者の留意事項

スーパー、ホテル、駅、その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。

第15節

飲料水、食料及び生活必需品等の備蓄

関係各部

大規模な災害が発生した場合は、ライフラインや道路等の損壊により、流通機構は一時的に麻痺状態になり、被災者向けの飲料水、食料、その他生活必需品の全てを即時に供給することが困難となることが予想される。そこで市は、市民、事業所に対して「必要最低限の飲料水、食料生活必需品を自らが確保することが不可欠である。」という指導、啓発を徹底する必要がある。また、同時に最低限の飲料水、食料及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、公的備蓄や流通備蓄の体制の整備を図るものとする。

1 飲料水等の確保

- (1) 市は、当座に必要な飲料水の備蓄に努める。
- (2) 市は、被災者に対し飲料水の迅速な応急給水活動が実施できるよう、給水拠点の整備や給水タンク、給水トラック等応急給水資機材の整備及び耐震性貯水槽の設置に努めるとともに、生活用水、都市活動のための用水を順次確保できる体制の整備を図っていくものとする。
- (3) 水道施設の早期復旧を図るため、工事業者との間において災害時における協力協定を締結しているが、更なる応急復旧体制の整備に万全を期する。
- (4) 市民に対し貯水について次の事項の啓発を行う。
 - ア 家庭において備蓄すべき飲料水は、水道水等衛生的な水を用い、一人1日3リットル程度を目安とし、3日間の世帯人数分を目標とする。
 - イ 貯水に用いる容器は、衛生的で安全性が高く、水漏れしないものを使用する。

2 食料及び生活必需品等の確保

(1) 食料及び生活必需品等の備蓄

ア 市民の備蓄

大規模な災害時には、行政機関の対応には一定の限界がある。そのため、市民に対し「自らの身は自らで守る」という意識のもと、大規模災害による都市機能の停止等を考慮して最低3日分程度の食料や生活必需品等の非常持ち出し品の備えの促進を図る。備蓄にあたっては、乳幼児、高齢者、食物アレルギー等の食事に特別な配慮の必要な者がいる世帯などそれぞれの家族構成に応じて十分な備えをする必要がある。

イ 事業所の備蓄

大規模災害時には、市内の事業所に市外等から通勤している人々の中から多くの帰宅困難者が発生するおそれがある。また、事業所においても業務の早期再開を図るために応急対策が必要となる。そのため、事業所においては、あらかじめ帰宅困難者の想定や緊急対応措置の実施を考慮した備蓄の促進を図る。

また、事業所は、大規模災害により食料や生活必需品等の供給に混乱が生じると推測される場合、市民生活安定のため自らの社会的責任を遂行し、それぞれが備蓄する

食料、資機材、生活必需品等の供給について積極的に協力する。

ウ 公的備蓄

大規模災害発生直後における流通機構の混乱や道路障害等を考慮し、緊急調達体制が確保されるまでの間の緊急的に必要となる食料や生活必需品等について、計画的に備蓄の充実を図っていくものとする。なお、備蓄にあたっては、高齢者や乳幼児等にも配慮した食料、生活必需品等の整備を進める。

(2) 物資調達先の確保

市は、公的備蓄とあわせ、流通備蓄を推進するとともに、調達先とあらかじめ協定を締結しておくものとする。

(3) 備蓄倉庫の整備

市は、災害応急対策に必要な施設として耐震性のある備蓄倉庫の整備を図る。震災によって道路や橋梁が被害を受け、備蓄物資の輸送が困難な状況になることが予想されることから、備蓄倉庫整備にあたっては、被災者への迅速な供給を図るため、分散備蓄を図る必要がある。

第16節

災害ボランティア受入体制の整備

産業民生部

災害発生時において、県内外から駆けつける多くのボランティアが発災直後から救援・復興において非常に大きな役割を果たすことから、市ではボランティアの受入体制を整え、ボランティア活動が円滑に展開できるよう市社会福祉協議会による滑川市災害救援ボランティアセンターの設置及び運営について支援するとともに、自らも専門的技術や知識を有した災害救援ボランティアの育成に努めるものとする。

1 ボランティアの活動内容

災害時におけるボランティア活動には、行政・企業・民間団体から派遣される専門的知識や技能、資格を必要とし、通常、行政関係機関からの要請に基づいて活動する「専門的なボランティア活動」と、主に被災者の生活支援を目的に誰でも参加できる「一般的なボランティア活動」とがある。

(1) 専門的なボランティア活動

- ア 消防、救助、医療救護
- イ 建築物の危険判定
- ウ 通信の確保
- エ 行方不明者の捜索
- オ 特殊車両等の運転操作
- カ その他、特殊な技術を要する作業

(2) 一般的なボランティア活動

- ア 避難所管理運営補助
- イ 災害時要援護者の介助、誘導
- ウ 手話、外国語の通訳
- エ 救援物資の仕分け、運搬、配布
- オ 炊出し、給水
- カ 家財の搬出、家屋の片付け、災害廃棄物の処理
- キ その他、被災者の生活支援

2 ボランティアの普及、養成**(1) ボランティア活動の普及啓発**

市は、ボランティア関係機関・団体と相互に連携・協力し、ボランティア活動に対する理解と意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進める。なお、勤労者がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めるため、企業に対してボランティア休暇等の必要性について理解を求め、協力を要請する。

(2) ボランティアの養成

市は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携・協力を図り、災害時に適切に行

動できる知識、技術を身につけてもらうため、社会人や学生等を対象に災害救援ボランティア講習や訓練を実施する。なお、高齢者等の介護や手話、通訳等として、日頃活動しているボランティアは、災害時においてもその活動が期待されるところであり、協力が得られるよう努める。

3 ボランティアの受入体制の整備

(1) 滑川市災害救援ボランティアネットワーク

災害時におけるボランティアの円滑な受入れなどについて検討を行うため、ボランティア関係団体等との相互協力・連絡体制を整備する。

(2) 災害救援ボランティアコーディネーターの養成

市は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携・協力し、ボランティアとして支援したい人と支援を求める人とをつなぐ災害救援ボランティアコーディネーターの養成を促進する。

(3) 滑川市災害救援ボランティアセンター運営マニュアルの作成

災害救援ボランティアセンター運営マニュアルを作成し、災害時におけるボランティアの円滑な受入と効果的な活動の展開を図る。

(4) 防災訓練への参加

市は、総合防災訓練への災害救援ボランティアコーディネーター及びボランティアの積極的な参加を呼びかける。

第17節**孤立集落化の予防**

関係各部

土砂災害等の発生による孤立集落の発生を未然に防止するために、各種対策を実施するとともに、孤立のおそれのある集落については、日常機能の低下を極力さけるため、万全の事前措置を実施するものとする。

1 実態の調査・マニュアルの策定

市は、孤立のおそれのある集落について事前に調査を行い、富山県孤立集落予防・応急対策指針に基づいた対応マニュアルを策定するとともに、万一に備えた救助計画を策定しておくものとする。また、危険箇所、土砂災害の前兆現象、避難方法等を土砂災害ハザードマップ作成・配布により当該市民へ周知する。

2 孤立集落の機能維持

市は、孤立する集落の機能の維持を図り、市民の安全を確保するため、集落の実情に応じ、次の必要な施設、資機材の整備又は調達計画を策定しておく。

- (1) 土木作業機械
- (2) 危険箇所照明設備
- (3) 通信施設設備
- (4) 負傷者搬送用資材

3 通信連絡体制の整備

市は、孤立のおそれのある集落との通信を確保するため、次のとおり非常時に備えた連絡体制の整備に努めるとともに、運用等についても具体的に定めておく。

- (1) 防災行政無線の整備
- (2) 加入電話による市民との連絡網の確立
- (3) 非常通信の確保
- (4) 他の機関の通信手段の活用
- (5) 衛星携帯電話の配備

4 事前措置**(1) 食料等生活必需物資の確保**

山間地集落等、物流ネットワークから遠隔地にあたる地域では、土砂災害の発生等により孤立し、生鮮食料品等の確保が困難な場合があるため、市では、各家庭単位での食料、燃料及び医薬品等の備蓄について推奨する。

(2) 救急・救助体制の整備

市では、孤立した集落での土砂災害等に伴うけが人等の発生に備え、輸送手段の確保等について事前に計画を作成しておくものとする。また、孤立集落への救急・救助活動

には、消防防災ヘリコプターや県警ヘリコプターの活用が有効であることから、市は、県と連携して孤立のおそれのある集落の緊急時臨時着陸場所の適地を選定しておくなど、受入体制を整備しておく。

第1節

地震被害の拡大防止活動等

関係各部

1 地震及び津波に関する情報の収集

市及び関係機関は、次の情報を迅速かつ確実に収集・伝達し、応急対策を効果的に実施する。

(1) 地震に関する情報

気象業務法に基づき気象庁が発表する地震に関する情報は、次のとおりである。

地震動警報・予報（緊急地震速報）は、地震の発生直後に、震源に近い地震計でとられた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く発表する。

また、地震発生後、約2分で震度3以上を観測した地域名と発生時刻を震源情報として発表する。その後、地震の発生時刻、震源地、マグニチュード、各地域の震度などを含む地震情報を発表する。震度3以上が観測された場合には、大きな揺れが観測された震度観測点のある市町村名もあわせて発表する。また、震度については、より詳細な情報を隨時発表する。

ア 地震動警報・予報（緊急地震速報）

区分	内容	名称
地震動警報	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表	「緊急地震速報（警報）」 又は「緊急地震速報」
地震動予報	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表	「緊急地震速報（予報）」

※地震動予報は高度利用者向けに配信されるものであり、一般に発表されるものではない。

イ 地震情報

種類	内容
震度速報	地震発生約2分後、震度3以上の全国約180に区分した地域名と地震の発生時刻を発表
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表

その他	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表
推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合に、観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

(2) 津波に関する情報

気象業務法に基づき気象庁が発表する津波に関する情報は、以下のとおりである。

ア 津波警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合、地震が発生してから約3分を目標に津波警報又は津波注意報を発表

種類		解説等	
津波警報	大津波	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m、4m、6m 8m、10m以上
	津波	高いところ2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m、2m
津波注意報		高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

イ 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予測時刻や予想される津波の高さ等を発表

区分	種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻、予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表

ウ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合に発表

発表される場合	内容
津波が予想されないとき	津波の心配がない旨を地震情報に含めて発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

エ 津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。その内、富山県が属する津波予報区は、以下のとおりである。

津波予報区	区域	津波予報担当気象官署
富山県	富山県	気象庁本庁



2 被害の未然防止、拡大防止活動

(1) 地震

市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、関係各部は、広報車等を活用し、市民に対して出火防止、山・がけ崩れ等危険箇所からの避難等、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い、市民に注意を喚起する。その際、災害時要援護者への呼びかけに配慮する。

なお、甚大な被害が発生し、呼びかけを行うことが困難な場合は、報道機関（テレビ、ラジオ）に対して避難に関する情報の提供を行う等、市民への周知に努める。

また、気象庁が提供する緊急地震速報を活用した防災対策を推進し、地震による被害の軽減を図るものとする。

(2) 津波

地震が発生した場合、津波警報発表前であっても、津波が来襲するおそれがあることから、沿岸部の市民に対して、日頃から地震情報に関する啓発活動を行うものとする。

ア 海面の監視

津波注意報又は津波警報が発表された場合、また、震度4以上の揺れを感じた場合、高台等津波の危険性のない場所において、消防部及び消防団は海面の状態を監視する。

イ 被害の未然防止、拡大防止の呼びかけ

津波予報が発表された場合、また、海面監視で異常を覚知した場合、消防部は、消防団及び沿岸を所管する防災関係機関の協力を得ながら、広報車、同報系無線等を通じて市民に対して安全な場所への避難を呼びかける。

なお、甚大な被害が発生し、呼びかけを行うことが困難な場合は、報道機関（テレビ、ラジオ）に対して避難に関する情報の提供を行う等、市民への周知に努める。

ウ 市民・船舶の措置

- A 震度4程度以上の強い地震が発生したとき、若しくは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は地震を感じなくても、津波警報、津波注意報が発表されたときは、海岸にいる者、海岸付近の市民等は、直ちに海岸から退避し、急いで安全な場所に避難すること。船舶所有者は、船舶を港外に退避させること（時間的に余裕があるときのみ）。
- B できるだけ正しい情報を、ラジオ、テレビ、同報系無線、広報車等を通じて入手すること。
- C 津波注意報でも磯釣りは危険なので行わないこと。
- D 港外に退避できない小型船舶は、高いところに引き上げて固縛するなどの措置をとること（時間的に余裕があるときのみ）。
- E 津波は繰り返し襲ってくる場合があるので、津波警報、津波注意報が解除されるまで気をゆるめないこと。

第2節 勤員配備

関係各部

市域で地震が発生した場合、直ちに次の配備体制をとり、被害状況の把握及び災害応急対策を実施するものとする。

1 市の配備基準

配備・本部体制	配備基準	参集職員
警戒配備 警戒本部 (本部長：総務部長)	<ul style="list-style-type: none"> ・震度3の地震が発生したとき。 ・津波注意報が発表されたとき。 ・市長が必要と認めたとき。 	総務課、建設課、消防部、その他市有施設を管理する課等の長
特別警戒配備 特別警戒本部 (本部長：市長)	<ul style="list-style-type: none"> ・震度4の地震が発生したとき。 ・津波警報（津波）が発表されたとき。 ・市長が必要と認めたとき。 	総務課、建設課、消防部、その他市有施設を管理する課等の長、職員
非常配備 災害対策本部 (本部長：市長)	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱の地震が発生したとき。 ・市長が必要と認めたとき。 	全職員が参集し、常時待機体制をとる。

※市長は、被害の種類、規模によって、必要と認めるときは、上記の基準とは異なる配備体制を指令することができる。

2 参集基準等

- (1) 夜間、休日等において配備体制を決定したときは、あらかじめ定められた連絡系統にしたがって、電話等により職員に伝達する。なお、電話等が使用不能又は著しく使用困難なときは、職員は自ら被害情報を収集し、参集についての自主判断をする。
- (2) 職員の参集場所は、原則として所属する部署とする。ただし、所属部署に参集が困難な場合は、最寄りの公民館、避難所等に参集し、応急対策活動を行う。
- (3) 参集時の交通手段は、原則として自転車、バイク又は徒歩で行う。
- (4) 職員は、参集途上において可能な限り被害状況を調査するとともに、要救護者を発見したときは救護措置にあたった後、速やかに参集する。
- (5) 職員は、身の回りに関することは自己完結の心構えで、災害対策に適する服装や装備により参集する。

3 要員配備の調整

(1) 本部室の要員配備の調整

総務班は、本部室要員が不足する場合は、本部室連絡員を通じて各部からの要員の応援を求める。

(2) 各部の要員配備の調整

各部の長は、部内各班の応急対策活動の実施状況を把握し、応援が必要なときは、部内の応援班及びその他の班に応援を指示する。なおかつ要員が不足する場合は、総務班に要員配備の調整を求める。

(3) 応援要請等

市職員のみでは充分な応急対策活動が行えないと予想される場合は、状況に応じて速やかに協定市等に職員の派遣応援協力を要請するものとする。

第3節**災害対策本部の設置**

本部室 関係各部

1 災害対策本部及び現地災害対策本部**(1) 設置基準****ア 災害対策本部**

市長は、次の基準により災害対策本部を設置する。

- ・震度5強以上の地震を観測したとき（自動設置）。
- ・津波警報（大津波）が発表されたとき（自動設置）。
- ・地震（津波）による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、震災応急対策のため必要があると市長が認めるとき。

イ 現地災害対策本部

本部長は、災害対策本部が設置された場合で必要と認めたときは、災害対策本部の事務の一部を行う現地災害対策本部を設置する。

(2) 職務権限の代行

震災発生時において、市長が不在等の非常時には、災害対策本部の設置等の市長権限委譲の順位を次のとおりとする。

①副市長②教育長③総務部長

(3) 設置場所**ア 災害対策本部**

災害対策本部は、市庁舎3階大会議室に設置し、災害対策本部室（以下「本部室」という。）を市庁舎3階第2委員会室に設置する。ただし、市庁舎に甚大な被害を生じ対策本部としての機能が果たせない場合は、市民交流プラザ又は消防署とする。

イ 現地災害対策本部

被災現場近くの公共施設等に設置する。

(4) 災害対策本部の設置準備**ア 庁舎の被害状況の把握**

庁舎の被害状況（建物、室内、電気、電話、駐車場等）の把握及び火気・危険物の点検を行い、必要な場合は衛星通信用自家発電装置の作動等応急措置を施す。衛星通信用自家発電装置については、平常時からその燃料確保の対策を講じておくものとする。

イ 職員の被災状況の把握

勤務時間内の発災の場合、直ちに職員及び庁舎内の外来者の負傷状況等を把握し、応急手当、避難誘導等を施す。勤務時間外の発災の場合は、職員の参集状況から安否不明の者を掌握する。

ウ 通信の確保

無線、有線設備の点検等を行い、通信機能の確保を図る。

(5) 解散基準

本部長は、災害応急対策がおおむね終了したと認めるときは、災害対策本部及び現地災害対策本部を解散する。

(6) 設置及び解散の通知

災害対策本部を設置及び解散した場合、直ちにその旨を文書により通知・発表する。

ア 富山県（防災・危機管理課）ただし、県に連絡できない場合は国（消防庁）

イ 関係機関

ウ 報道機関

2 地震災害発生時における応急活動の流れ

地震発生後の各段階において優先的に実行又は着手すべき主な業務は次のとおりである。

(1) 第1段階

- ・被災情報の収集
- ・初期消火、消火活動
- ・危険な建物・場所からの避難
- ・建物等の下敷きになった者の救出（地域住民の共助）
- ・災害時要援護者の安全確保（地域住民の共助）
- ・職員の緊急参集
- ・災害対策本部の設置
- ・自衛隊等の出動準備要請
- ・通信施設被害の状況確認及び確保

(2) 第2段階

- ・被災情報の収集
- ・県・協定市等への応援要請
- ・自衛隊等の派遣要請、広域応援の要請
- ・避難所の開設（施設の安全確認、管理・運営担当職員の派遣）
- ・緊急道路の啓開
- ・交通規制の実施
- ・被災地への救護所の設置
- ・公的救助機関による被災者の救出、負傷者の搬送
- ・滑川市災害救援ボランティアセンターの設置
- ・ライフライン、公共土木施設等の被災状況調査と応急措置

(3) 第3段階

- ・被災情報の収集
- ・災害救助法の適用
- ・通信途絶地域への仮設通信設備の設置
- ・避難所への避難者の概数及び飲料水、食料等必要量の把握
- ・市の被害状況の把握
- ・被災地外からの医療救護班の受入れ
- ・輸送用車両の確保

(4) 第4段階

- ・被災情報の収集
- ・各種施設の被災状況の把握
- ・避難所等への仮設トイレの設置
- ・避難所等への飲料水・食料・生活必需品の輸送
- ・避難所での災害時要援護者の状況把握

(5) 第5段階

- ・避難所外避難者の状況把握
- ・被災建築物応急危険度判定
- ・被災宅地危険度判定
- ・ボランティアの受入れ
- ・義援金の受付

第4節**被害情報の収集・伝達**

本部室 消防部 関係各部

被害情報の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、災害救助法適用の要否、応援要請、救援物資の調達など、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

市は、各防災関係機関と緊密な連携のもと、災害に関する情報を速やかに把握する体制を整えるものとする。

1 概括的な被害程度の収集・伝達活動（災害概況即報）

災害が発生した場合、市は、以下により概括的な被害程度を把握する。把握した情報の第1報を災害概況即報（様式3）として県（県に伝達できない場合は国（消防庁））に少なくとも1時間を目途に報告する。

報告時の留意事項

- ア 被害の発生地域・地点（火災、がけ崩れ、生き埋め等）
- イ 被害の状況（人的被害、住家被害に重点をおく。）
- ウ 応急対策の実施状況（災害対策本部の設置、避難勧告・指示、避難所の開設、交通規制、送電中止、広域応援要請等）

2 被害状況の収集・伝達活動（被害概況即報）

概括的な被害程度の把握の後、具体的な被害状況の把握に努める。把握した情報を被害概況即報（様式4）として県（県に伝達できない場合は国（消防庁））に隨時報告する。

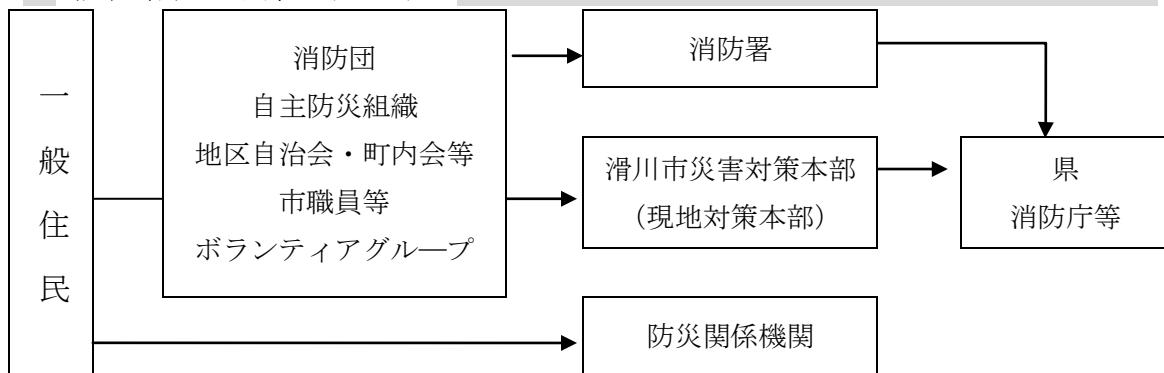
(1) 報告時の留意事項

被害状況は、報告時点において判明している最新の情報を把握する。また、災害救助法が適用される場合は、家屋の被害が重要となるので判定にあたっては、正確かつ速やかに被害の把握に努める。

(2) 災害確定報告

応急対策が終了した後、原則として10日以内に県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告する。

3 被害情報の収集・伝達系統



4 収集手段

概括的な情報も含め多くの被害情報を収集し、被害規模を早期に把握することは、災害応急対策を効果的に実施するうえで不可欠である。このため、市は次の方法によるほか、可能な限り多様な方法により情報収集に努める。

(1) 地域からの情報収集

被災現地での情報の収集及び伝達は、避難所派遣職員、消防団、自主防災組織、地区自治会・町内会、郵便局等及びボランティアグループ等の活動組織を通じて行うものとし、情報の正確性を保持するため、災害対策本部との窓口の一本化を図るように努める。

(2) 参集職員からの情報収集

参集する職員が確認した自宅周辺及び参集途上での被害状況を本人から収集する。

(3) 防災関係機関からの情報収集

警察への110番や消防の119番通報のほか、ライフライン、公共交通関係機関等が把握する情報を収集する。

(4) 現地調査

被害が甚大な地域、通信手段が途絶した地域にあっては、被災状況の調査のため調査隊を組織し、派遣することとする。また、今後の災害救助活動に重要な市外への幹線道路（国県主要道等）の被害状況の調査も迅速に実施する。

(5) ヘリコプター保有機関による上空からの情報収集

県消防防災ヘリコプター及び自衛隊や海上保安本部の航空機等により、上空からの被害状況を収集する。

(6) テレビ、ラジオからの情報収集

テレビ、ラジオを視聴し、情報を収集する。

(7) 民間企業からの情報収集

タクシー会社、トラック会社、警備会社等の協力を得て情報を収集する。

(8) インターネットによる情報収集

インターネットにより情報を収集する。

5 伝達手段

市は、次の手段により被害情報等を伝達する。

- (1) 有線が途絶した場合は、防災行政無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。
- (2) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努める。
- (3) 被害状況の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効である。このため、関係機関が所有するヘリコプター・テレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、衛星信用移動車等による映像伝送についても有効に活用する。

第5節**通信の確保**

総務部 消防部

災害により通信施設が被災した場合、防災関係機関の災害応急活動に大きな支障が生じるため、市及び各防災関係機関は、この復旧あるいは代替機能の立ち上げについて、所要の措置を講じるものとする。

1 災害時の通信連絡

市は、災害に関する予報、警報並びに被害状況の収集及び伝達、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として、滑川市防災行政無線（固定系／移動系）、富山県総合防災情報システム、地域衛星通信ネットワーク、公衆通信回線（一般加入電話／災害時優先電話）で行うものとする。

2 非常通信の利用

市、県及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が使用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助や災害の救援のため必要と認めるときは、非常通信を利用するものとする。

なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急な危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ実施するものとする。

3 他機関の通信設備の有線利用等

災害に関する通知、要請、伝達等災害が発生した場合の応急措置に必要な通信のため、緊急を要する場合において特別の必要があると認めたときは、関係法令の規定により、市長は消防通信設備、警察通信設備、電気通信設備の通信設備を使用することができる。（電気通信事業法第8条、災害対策基本法第57条、災害救助法第28条、消防組織法第41条等）

4 自衛隊の通信支援

市長は、災害応急対策のため必要がある場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣（通信支援）の要請を依頼することができる。（本章第15節「自衛隊の災害派遣要請依頼」）

5 その他の通信の利用**(1) 防災相互信用無線の利用（全国共通波 466.775MHz）**

被害状況や応援要請等を県、防災関係機関に伝送する手段として、全国共通周波数を用いる防災相互信用無線を活用する。

(2) 移動式通信設備の使用

緊急時や災害復旧活動における通信手段として、携帯電話等を有効に活用する。

(3) アマチュア無線の活用

被災情報、安否情報、救援物資の輸送情報、生活情報等の収集・伝達等について、アマチュア無線クラブ等の協力を得る。

6 公衆通信事業者への応援要請

N T T西日本富山支店等に対し災害対策本部の緊急連絡電話として、衛星携帯電話の設置を依頼する。また、大規模な避難所への無料特設公衆電話の設置も併せて依頼する。

7 すべての通信が途絶した場合

すべての有線通信、無線通信が途絶した場合は、使送により情報の収集・伝達を行う。

8 応急復旧体制

通信施設が被災した場合は、被害状況を早期に把握し、障害の早期復旧に努め、防災関係機関相互の通信回路の確保にあたる。

※地域衛星通信ネットワーク 東経 162 度の赤道上空約 3 万 6 千 km を飛行する「スーパーバードB 2 号機」という静止衛星を介して、地方公共団体間の音声やデータあるいは映像の送受信を行う通信システムのこと。通信衛星を利用するため、日本全国をカバーする広域性を持ち、回線設定が容易で災害に強いという特性がある。なお、富山県高度情報通信ネットワークは、このネットワークに加入しており、災害時はもとより平常時においても有効利用できるよう構成されており、県と市町村等を結ぶ通信手段として利用している。

※非常通信 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に行わせることができる。

第6節 消防活動

消防部

大規模な災害時は、同時多発火災の発生等により極めて大きな被害が予想されるため、市は、市民、自主防災組織、事業所等と協力して、出火防止と初期消火を実施するとともに、全総力を挙げて消火活動、人命救助活動等の応急対策に取り組むものとする。

1 消防活動

(1) 消防本部における消防活動

消防本部において別に定める「消防計画」による。

(2) 応援要請（第14節「広域応援要請」参照）

ア 市は、自らの消防力のみでは対処できないときは、「富山県市町村消防相互応援協定」に基づく応援を県内の他の消防機関へ要請する。

イ 市は、緊急消防援助隊、広域航空消防応援又は自衛隊の災害派遣を求める必要があるときは、県に出動を要請する。

ウ 市は、県消防防災ヘリコプターの出動が必要な場合は、県に出動を要請する。

2 市民、地区自治会・町内会、自主防災組織及び事業所の役割

大規模な地震時には、同時多発火災、道路の損壊及び土砂災害等の多くの災害の同時発生が予想され、消防の総力をもってしても全災害に対処することは非常に困難と考えられる。

したがって、効果的な消防活動を行うため、市民、地区自治会・町内会、自主防災組織及び事業所においては、次の活動に努める。

(1) 市民

ア 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。

イ L Pガスはガス容器のバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

ウ 電気器具は電源コードをコンセントからはずし、避難の際はブレーカーを切るなど通電時の出火防止に努めるとともに、停電時におけるろうそく等火気の使用に注意を払う。

エ 火災が発生した場合は、消火器等で初期消火活動を行うとともに、隣人等に大声で助けを求め、消防機関へ通報を行う。

(2) 地区自治会・町内会、自主防災組織

ア 災害発生後、地域の火災の発生状況、被災状況を調査把握するとともに、各家庭に火気の停止、ガス栓の閉止、電気器具の使用中止等出火の防止を呼びかける。

イ 火災が発生したときは、消防機関に通報するとともに、消火器、バケツ等あらゆる手段を用いて初期消火活動にあたる。

ウ 消防機関が到着したときは、協力して消火活動にあたる。

エ 多数の市民が避難所で生活する事態となったときは、定期的にパトロールを行い、出火防止に努める。

(3) 事業所

ア 火気使用の禁止、L P ガスや石油類等の供給元の遮断確認、流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講じる。

イ 従業員は、火災を発見した場合、事業所内の防災センター、守衛室、電話交換室等定められた場所に通報し、受報者は消防機関に通報するとともに、放送設備や非常ベル等で関係者に伝達する。

ウ 事業所の自衛消防隊は機を失すことなく、消防用設備等を用いて一気に消火し、延焼防止に努める。なお、火災が多数発生した場合は、重要な場所から先に消火し、危険物等が火災になり拡大すると判断された場合は、付近の市民に避難を呼びかける。

エ 必要に応じて従業員は、顧客等来訪者の避難誘導を行う。誘導にあたっては指示内容を明確にし、かつ、危機感をあおらないよう冷静、沈着に行う。

※緊急消防援助隊 大規模・特殊な災害発生時に、国が全国の消防機関から必要な消防隊員、消防車両及び資機材等を災害地に派遣し、人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施することを目的に結成される部隊のこと。

第7節 広 報

総務部 関係各部

災害発生時には、被災地や隣接地域の住民に対し速やかに正確な情報を提供することにより無用な混乱を防止し、適切な判断による行動がとれるようにすることが必要である。

市は、住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急復旧対策を実施するために広報活動を行う。

1 広報活動

(1) 広報における留意事項

- ア 災害で通信が途絶した地域へも情報が伝達されるよう多様な広報手段を活用する。
- イ 視覚、聴覚障害者にも情報が伝達されるよう、音声と掲示を組み合わせ、手話通訳者や誘導員の配置等、多様な情報伝達手段を確保するよう努める。
- ウ 外国人にも災害に関する情報が伝達されるよう、ケーブルテレビ等を通じての外国語放送に努める。
- エ 一時的に被災地から離れた被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が確実に伝わるよう努める。
- オ 自主防災組織、地区自治会・町内会、地域住民等は、地域における災害時要援護者への災害に関する情報伝達に努める。

(2) 市の広報内容

市は、地域における第一義的な広報機関として、県、警察署、消防署、医療機関その他現地機関との連絡調整を行い、住民に対し一元化した正確な情報を速やかに提供する。

ア 広報内容

A 地震発生直後（概ね3～4時間以内）

- ・地震発生情報の伝達（震源・規模・震度等）、被災状況速報の発表

B 応急対策初動期（概ね2日以内）

- ・避難の指示・勧告、避難所の指定
- ・食糧・医療・道路復旧等、応急対策状況に関する情報
- ・住民の精神的な安定及び社会秩序維持のための呼びかけ
- ・住民の安否確認
- ・避難所の開設情報
- ・自主防災組織、地区自治会・町内会等への依頼事項
- ・テレビ・ラジオを通じ被災状況とその対応について説明し、地域住民の協力を要請（市長）
- ・生活関連情報、その他必要事項

C 応急対策本格稼働期（概ね3日目以降）

- ・消毒、衛生、医療救護
- ・小・中学校の授業再開予定

- ・仮設住宅の建設計画の策定
- ・住宅応急修理制度の実施（半壊認定住宅）

D 復旧対策期

- ・被害規模・金額の発表
- ・復旧状況及び見込報告（ライフライン、交通、公共土木施設等）
- ・復興方針説明（知事・市長）
- ・り災（被災）証明の発行
- ・生活再建資金の貸付
- ・災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
- ・その他生活再建に関する情報

イ 広報手段

- A 市民相談所（総合案内所を含む。）の開設
- B ホームページ、報道機関を通じての広報
- C 防災無線（同報系）、有線放送、広報車、ハンドマイクによる広報
- D 広報紙、チラシの掲示・配布
- E 避難所への職員の派遣
- F ボランティアによる外国人等への広報活動
- G ヘリコプターによる上空からの広報

2 報道機関に対する情報提供、資料提供

(1) 報道機関に対する情報提供等

本庁舎内に設置するプレスルームを拠点に、企画政策班が調整主体となって報道機関への情報提供等を行う。

ア 本部室、各部班、関係機関は、広報情報をとりまとめ、企画政策班を通して報道機関に情報提供等を行う。なお、電気、ガス、電話等のライフライン関係機関は、プレスルームとの連携が十分図れるよう、プレスルームの職員の常駐等可能な手段を用いて迅速・的確な情報の提供体制の確保を図る。

イ 関係機関は、必要に応じて報道機関に直接情報提供等を行う。

ウ 企画政策班は、本庁舎内に設置したプレスルームで、記者発表等により報道機関に情報提供、資料提供を行う。その際、視覚障害者、聴覚障害者及び外国人等にも可能な限り配慮する。

(2) 報道機関からの取材への対応

報道機関からの取材については、企画政策班を窓口にして対応する。

3 記録を目的とする取材

市は、後の資料とするための取材を行い、映像・写真・録音・文書（電子データを含む。）等により記録を残す。この場合、被災した住民のプライバシーに配慮する。

第8節**災害時の放送**

総務部

市、県及び報道機関等は、防災気象情報、避難情報の状況、安否情報等その時々に必要な情報を各防災関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確に提供するものとする。

1 災害時における放送（全県波放送局）

市長は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、県があらかじめ放送各社と締結している「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について」に定めた手続きにより、放送局に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を、県知事を通じて依頼することができる。

(1) 依頼の手続き

次の事項を明記のうえ、文書をもって依頼するが、特に緊急を要する場合は、口頭、電話により依頼し、事後速やかに文書を提出する。

- ア 放送を求める理由
- イ 放送の内容
- ウ 発信者名及び受信の対象者
- エ 放送の種類

(2) 放送の依頼先

- ア 日本放送協会富山放送局
- イ 北日本放送株式会社
- ウ 富山テレビ放送株式会社
- エ 株式会社チューリップテレビ
- オ 富山エフエム放送株式会社

2 災害時における放送（ケーブルテレビ）

市は、必要があると認められる場合は、中新川広域情報事務組合（N E T 3）と協力し、あらかじめ定めた手続きにより、ケーブルテレビで緊急割込放送及び災害緊急放送を行うものとする。

第9節 避難勧告・指示、避難誘導等

本部室 関係各部

災害により、人命の保護又は被害拡大の防止のため必要と認められる場合は、市民に対して適切に避難の勧告又は指示を行うとともに、市民が安全かつ迅速に避難できるよう避難所への円滑な誘導に努める。誘導にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児等災害時要援護者の避難を優先して行うものとする。

1 避難勧告・指示等の発令と行動

避難行動は、準備にかかる時間的余裕が必要であることから、避難準備情報（災害時要援護者避難）、避難勧告、避難指示の3段階で発令する。発令時の状況及び市民に求められる行動は次のとおりである。

	発令時の状況	行動
避難準備情報 (災害時要援護者避難)	◆災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	◆災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、近くの避難所への避難行動を開始（避難支援者は、支援行動を開始） ◆上記以外の者は、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	◆通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	◆通常の避難行動ができる者は、近くの避難所等への避難行動を開始
避難指示	◆前兆現象の発生や切迫した状況から人的被害の発生する可能性が非常に高いと判断された状況 ◆堤防の隣接地帯、地域の特性等から、人的被害の発生する可能性が非常に高いと判断された状況 ◆ <u>人的被害の発生した状況</u>	◆避難勧告等の発令後で避難中の者は、確実な避難行動を直ちに完了 ◆未だ避難していないものは、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、近くの避難所等に避難することが必ずしも適切でなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

2 発令基準

避難勧告等は、次の状況が認められるときを基準として実施する。

- (1) 災害の拡大により、市民の生命に危険が及ぶと認められるとき。
- (2) 警報等が発令され、風水害による家屋の破壊、浸水等の危険が認められるとき
(資料9-1参照)
- (3) 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、市民に生命の危険が認められるとき。
- (4) 土砂災害警戒情報及び補足情報、前兆現象や災害発生状況などを総合的に判断して、避難勧告等が必要と認められるとき。
(資料9-2参照)
- (5) 災害で被害を受けた建物・構造物等が周辺に被害を与えるおそれがあるとき。
- (6) 不特定多数の者が集まる施設、学校、病院、工場等防災上重要な施設において避難が必要と判断されるとき。
- (7) その他、災害の状況により、市長が認めるとき。

3 避難勧告、指示等の実施責任者

避難の勧告・指示等の実施責任者は、次のとおりである。

なお、実施責任者が不在の場合に備え、あらかじめ代理者の規定を整備しておくものとする。

避難の勧告・指示等が行われたとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。本部室は、勧告又は指示等を行った場合、速やかに知事に報告を行う。また、避難の勧告・指示等に関する意思決定にあたり、必要に応じ、県に助言を求めるものとする。

	実施責任者	措置	基準
避 難 準 備 情 報	市長	災害時要援護者へ避難行動の開始を求める。	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が、避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき。
避 難 勧 告	市長 (又は知事 知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。) (災害対策基本法第60条)	立退きの勧告 及び 立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。

	実施責任者	措置	基準
避 難 の 指 示 等	知事及びその命を受けた職員 又は水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水又は高潮のはん濫に より著しい危険が切迫して いると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危 険が切迫していると認めら れるとき。
	市長 (又は知事 知事は、市長が その全部又は大部分の事務を 行うことができなくなったと き。) (災害対策基本法第60条)	立退き 及び 立退き先の指示	災害が発生し、又は発生 するおそれがある場合にお いて、特別の必要があると 認められるとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条) 〔 警察官職務執行法第4条 〕 海上保安官	立て退き及び立ち 退き先の指示 警告 避難の指示	市長が避難のため立退き を指示することができない と認めるとき。 市長から要請があったと き。 重大な被害が切迫したと 認めるときは、警告を発し、 又は特に急を要する場合に おいて危害を受けるおそれ のある者に対し必要な限度 で避難等の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法第94条)		被害により危険な事態が 生じた場合において、警察 官がその場にいない場合に 限り、災害派遣を命ぜられ た部隊等の自衛官は避難等 について必要な措置をと る。

4 避難の勧告、指示等の内容及び市民への広報・伝達

本部室は、避難準備情報、避難勧告又は避難指示について、次の内容を明示して行う。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先

(3) 避難勧告又は指示の理由

(4) その他避難時の注意事項等

避難準備情報、避難勧告・指示の方法は、避難対象地域の市民に対しケーブルテレビ、ホームページ等による広報及び広報車、同報無線等により伝達を行うとともに、消防団、自主防災組織、地区自治会・町内会、民生委員等と協力し、組織的な伝達を行う。

また、必要に応じて、各家庭への戸別訪問やテレビ、ラジオ放送による周知のための協力依頼を行う。

5 避難の勧告、指示等の内容及び市民への広報・伝達

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認めるときは、市長は次の措置をとることができる。

- (1) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令
- (2) 他人の土地の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物の除去等
- (4) 市民を応急措置の業務に従事させること

上記の場合において、市長の委任を受けて職権を行う者が現場にいないとき又は要求があったときは、警察官又は海上保安官は、同様の措置をとることができる。また、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、前二者が現場にいないときは、同様の措置をとることができる。なお、当該措置をとった場合は、直ちに市長に報告しなければならない。

6 避難誘導

- (1) 自主防災組織、地区自治会・町内会及び事業所等は、避難準備情報の発令、勧告又は指示があった場合、集団避難方式により段階的に避難所への避難を実施するよう努める。
- (2) 避難準備情報の発令、勧告又は指示等がうまく伝わらない状況下においては、住民はラジオ等の震災報道又は周囲の被災状況に応じて、自主的に避難所等へ避難するものとする。
- (3) 最寄りのグラウンド、公園等へ避難した住民は、自主防災組織、地区自治会・町内会、民生委員等と協力し、地域住民の安否確認を出来る範囲で行い、連絡の取れない住民の把握に努める。また、当該避難所に危険が迫った場合は、消防団、市職員、警察官等の誘導により、他の安全な避難所に避難する。
- (4) 高齢者・乳幼児・障害者・疾病者・妊婦等の災害時要援護者は、自力で避難することが困難なため、消防団、自主防災組織、地区自治会・町内会、民生委員等の補助により、優先的に避難するものとする。
- (5) 市は、迅速かつ安全な避難を確保するため、職員の派遣及び道路管理者、警察官、消防団、自主防災組織、地区自治会・町内会等の協力により避難路上にある障害物の排除、危険箇所の周知に努め、避難の円滑化を図る。
- (6) 観光客等の一時滞在者の避難誘導については、警察、消防、施設管理者等の協力を得

て行うものとする。

7 避難所外避難者

市は、警察官、消防団、自主防災組織、地区自治会・町内会、民生委員等の協力を得て、避難所外避難者の状況の把握に努めるとともに、災害時要援護者については、できるだけ避難所又は医療施設等へ移送するよう努める。

第10節

避難所の開設・運営

産業民生部 教育部
関係各部

市は、管内の施設（指定避難所）を避難所として開設する。また、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性を確認のうえ管理者の同意を得て避難所として開設する。避難所は、住民が帰宅又は仮設住宅等の一時居住場所を得た段階で閉鎖する。避難所の運営は、避難所管理者、施設管理者、地区自治会・町内会、自主防災組織、ボランティア等を中心とした避難所管理チームが自主的に行うことを原則とする。運営にあたっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、災害時要援護者に対するケア、男女の視点の違いに十分配慮する。

1 避難所の開設（資料4参照）

- (1) 市は、管内の指定避難所を避難所として開設する。また、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に配慮して、旅館やホテル等の施設の借上げ等を行うなど多様な避難所の確保を図る。
- (2) 避難所を開設したときは、開設状況を速やかに県及び警察署等関係機関に連絡する。
- (3) 避難所を開設したときは、避難所管理者をおく。
- (4) 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得て、期間を延長することができる。
- (5) 避難所を開設した場合、自主防災組織、地区自治会・町内会及び避難住民等の協力を得て避難者名簿（様式9号、様式10号）を作成するものとする。
- (6) 市内の避難所だけでは被災者を収容できないときは、県に対し被災者の他地区への移送について要請する。

2 避難所の運営

避難所の運営については、施設管理者、地区自治会・町内会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て行うものとする。避難住民は、災害時要援護者（高齢者、乳幼児、障害者、傷病者、妊産婦等）や女性に配慮した秩序ある行動で避難所運営に協力する。また、段階的に避難者自身による自主的な運営に移行するよう努める。

(1) 生活環境への留意事項**ア 医療**

被災者に医療を提供する施設（避難所救護コーナー）を必要と判断される施設に併設する。避難所救護コーナーを設置しない避難所については、適時医療チーム、健康相談チーム、精神保健チームを巡回させる。

イ 栄養、健康等

避難者の必要最小限の栄養確保（特に乳幼児等に配慮する。）及び生活必需品（下着、生理用品等）の確保に努めるとともに寒冷期においては暖房等に配慮し、健康管理に

十分留意するよう努める。また、アレルギー等にも配慮し、様々なニーズに対応するよう努める。

ウ 衛生

入浴設備、便所、ごみ処理等の維持管理を衛生面に十分配慮しながら、避難者と協力して行う。

エ プライバシー保護

避難所でのプライバシーの保護等のため、更衣室、授乳室等を確保する。

また、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

オ 防火・防犯

避難所での防火・防犯について、必要に応じてパトロールを行う。

カ 災害時要援護者のための相談体制

市は、被災した災害時要援護者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するための相談体制を必要に応じて整備する。また、手話通訳者の配置等コミュニケーション支援の体制整備に努める。

キ 被災者等のこころのケア

災害のショックによる精神不安定や避難生活の長期化によるストレスの増加を和らげ、被災者等の心の健康の保持や治療に努めるために、避難所等開設する診療所や相談所においては、精神保健対策（こころのケア）を専門とする診療、相談を行う。

ク 避難所の早期解消

公営住宅等利用可能な既存住宅の斡旋、応急仮設住宅の提供等により、避難所の早期解消に努める。

（2）災害対策本部との連絡体制

避難所と災害対策本部との連絡については、避難所の運営を行っている避難所運営委員の代表等が行うものとする。各避難所の要望等を取りまとめ、電話等の通信手段又は物資輸送担当職員等を通じて災害対策本部と連絡を行う。

（3）避難所における情報提供

ア避難所運営委員は、伝言板や広報板を設置する。

イ 各部班及び関係機関は、避難所で広報すべき情報を広報広聴コーナーに届ける。その際、必要に応じて外国人のために多言語化等に努める。

第11節

災害時要援護者の安全確保

産業民生部 教育部 関係各部

災害時に自力による危険回避行動や避難行動に困難を伴うことが多い高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の災害時要援護者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じていく。また、地域住民、関係団体、社会福祉施設、医療施設等と平時からの連携のもと支援を行うものとする。

市は災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、災害時要援護者の避難支援対策についての「避難支援プラン（全体計画・個別計画）」を策定するものとする。

1 在宅の災害時要援護者の安全確保

(1) 安否確認

市及び関係機関は、地区自治会・町内会、自主防災組織、民生委員、ボランティア等と協力し、あらかじめ要援護対象者として市が把握している者及び新たに発生した要援護者の被災状況を把握する。

(2) 避難誘導及び救助

市及び関係機関は、消防団、地区自治会・町内会、自主防災組織等の協力を得て、安全に万全を期しながら担架等により災害時要援護者の避難支援にあたる。

(3) 避難所における確認

市は、避難所の運営を行っている避難所管理チーム等と協力し、避難所における災害時要援護者の被災状況の確認を行う。

ア 要援護対象者の確認（避難所にいないときは、自宅の確認）

イ 介助者が災害によって介護できなくなっている要援護者の確認

ウ 保護者が行方不明等となっている乳幼児の確認

エ 日本語が話せない外国人や身寄りのない外国人の確認

(4) 被災した災害時要援護者の措置

市は、関係機関と協力し、避難所での介護、施設への緊急入所、自宅での介護、親族による引取り等被災した災害時要援護者の措置について連絡調整に努める。また、適切な介護ボランティア等の手配を行い、継続した支援及び生活情報の提供に努める。

2 社会福祉施設における入所者の安全確保

(1) 被害状況の把握

市は、速やかに社会福祉施設及びその入所者の安全確保の状況について施設長を通じて調査する。

(2) 入所者の保護

各社会福祉施設は、あらかじめ定められた各施設の防災計画に従い、入所者の保護に努める。

応急保護にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- ア 医療、食料等の確保
- イ 入（通）所者の保健衛生
- ウ 家庭や保護者との連絡体制

(3) 社会福祉施設への支援

被災した社会福祉施設は、他からの支援が必要な場合、市に対し応援を要請する。また、保護者にも連絡し、可能な人には引取り等の協力を要請する。応援要請を受けた市は、被災しなかった施設への緊急入所等の連絡調整及び応急保護のため必要な資機材の調達の斡旋等の措置を講じ、災害時要援護者の生活安定を図るものとする。

3 学校幼稚園における幼児児童生徒の安全確保

(1) 被害状況の把握

市は、在校（園）中の災害発生の場合、速やかに教育関係施設及び幼児児童生徒の安全確保の状況について校（園）長等を通じて調査する。

(2) 幼児児童生徒の保護

幼児児童生徒が教育施設にいる際、災害が発生したときは、以下の方針によりあらかじめ定められた学校幼稚園の防災計画に従い、保護に努める。

ア 学校幼稚園の対応

- A 校（園）長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮にあたる。
- B 学校内、通学路の危険箇所の点検及びう回路の設定等を早急に行う。
- C 幼児児童生徒については、教職員の指導のもと P T A 等の協力を得て集団下校により全員を直ちに帰宅させることを原則とする。ただし、障害のある幼児児童生徒については、学校幼稚園において保護者、代理人等に引き渡す。また、交通機関の利用者、留守家庭等の幼児児童生徒のうち引渡し又は帰宅できない者については、状況を判断し、学校幼稚園において保護する。
- D 施設内において、災害が発生したときは、初期消火、救護、搬出活動等の防災活動に努める。

イ 教職員の対処、指導基準

- A 災害発生の場合、幼児児童生徒を教室等に集める。
- B 幼児児童生徒の避難・誘導にあたっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- C 学級担任等は、出席簿等を携行し、学校幼稚園本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。
- D 障害のある幼児児童生徒については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。
- E 幼児児童生徒の保護者への引渡しについては、あらかじめ決められた引渡しの方法で確実に行う。
- F 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない幼児児童生徒については、氏名・人員等を確実に把握し、引続き保護する。

G 幼児児童生徒の安全を確保したのち、学校幼稚園本部の指示により防災対策にあたる。

(3) 臨時休校（園）等の措置

市は、施設の被害又は幼児児童生徒、教職員の被災の程度によっては、校（園）長との協議のうえ、臨時休校（園）等の措置をとることにする。

4 外国人の援護対策

(1) 外国人の安否確認・避難誘導

市は、日本赤十字社、外国大使館等を通して、照会のある在住外国人の安否調査について、関係各機関との連絡やボランティアの協力を得て、所在・安否の確認を行い回答する。また、ボランティアの協力を得ながら避難誘導等に努める。

(2) 外国人の生活支援

ア 外国人への情報提供

市は、報道機関の協力のもとに、被災した外国人に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

イ 避難所における相談体制の整備

市は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズを把握するため、ボランティア等の協力を得ながら相談体制を整備する。

5 宿泊者の安全確保

(1)宿泊施設の被害状況・営業状況の把握

市は、市内の宿泊施設の被害状況・営業状況の把握に努める。各宿泊施設は、宿泊者に人的被害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合には、市に通報する。

(2)宿泊者の安全確保

宿泊者の安全確保については、一時的には各宿泊施設の責任において万全を期す。避難等において支援が必要な場合、各宿泊施設は市に支援を要請し、市は要請を受けた場合、可能な限り支援を行う。

第12節

災害ボランティアとの連携

産業民生部

大規模な災害が発生したとき被災地の復興には、行政機関及び防災関係機関、事業所、市民の応急活動だけでは、対応が十分にできないことが想定されるため、災害救援ボランティアの役割は重要である。このため、ボランティアが被災現場で円滑に支援、救援等の活動を行うことができるよう体制の整備を図るものとする。

ボランティアの受入れに際しては、その知識、技能が活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供する等その支援に努める。

1 市災害救援ボランティアセンター

市災害対策本部が設置された場合は、市社会福祉協議会は、市と連携して速やかに市災害救援ボランティアセンターを設置するものとする。

市災害救援ボランティアセンター設置後は、速やかに報道機関等を通じてボランティアの受入窓口や連絡先等を広く広報するとともに、地域協力団体又は県災害救援ボランティアセンターにコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備するものとする。

(1) 設置場所

市災害救援ボランティアセンターは、市災害対策本部との連携ができる場所（施設）に設置するものとする。市及び市社会福祉協議会は、あらかじめ協議して設置場所を定めておくものとする。

(2) 役割（機能・業務）

- ア 被災者支援ニーズの把握
- イ 相談窓口（電話）の設置
- ウ 市災害対策本部、県災害救援ボランティアセンター及び現地事務所との連絡調整
- エ 地域協力団体との情報交換及び運営スタッフ等の派遣協力要請
- オ 現地事務所間のボランティア等の配置調整
- カ 地域内への広報
- キ ボランティアの受入れ、登録、保険加入
- ク 活動用資機材の調達
- ケ 救援物資の仕分け、搬送、供給調整
- コ 各種相談対応

2 災害救援ボランティア現地事務所

市災害救援ボランティアセンターは、被災地の被害状況に応じてボランティア活動の拠点となる現地事務所を設置するものとし、速やかにその旨を地域住民に広報するものとする。なお、現地事務所を設置しない場合には、この機能は市災害救援ボランティアセンターが担うものとする。

(1) 設置場所

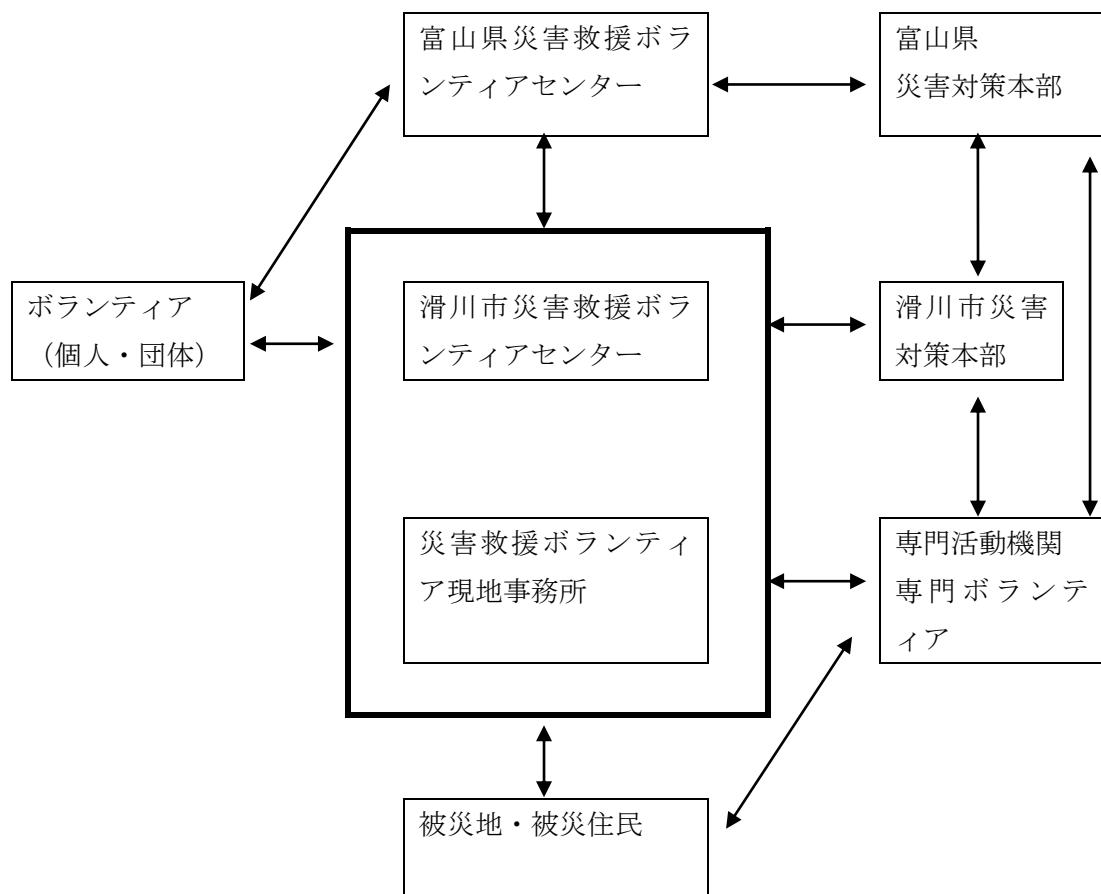
現地事務所を設置する場合は、市は、ボランティア活動が円滑に行うことができる場所（公民館、避難所等の施設）の確保に協力するものとする。

(2) 役割（機能・業務）

- ア 市災害救援ボランティアセンターとの連絡調整
- イ 被災者ニーズ及び被災状況の把握
- ウ ボランティアの受入れ、登録、保険加入
- エ コーディネート
- オ 救援物資の整理配布
- カ 活動用資機材の配布
- キ 現地での活動支援
- ク ボランティアの健康管理

3 連絡体制

市災害対策本部とボランティアとの有機的な連携を図るため、次のような体制をとる。



4 市災害救援ボランティアセンターへの協力依頼事項

- (1) 広報活動に関する事項
- (2) 被災者名簿の整理に関する事項
- (3) 給水、食料給付に関する事項
- (4) 避難所の運営に関する事項
- (5) 社会福祉施設等の支援に関する事項
- (6) 救援物資の仕分け、運搬、配布に関する事項
- (7) 保育、子どもの遊び相手、高齢者や障害者等の援護に関する事項
- (8) 被災者ニーズ及び被災状況の把握に関する事項

5 ボランティアへの支援

- (1) 市は、ボランティア活動に必要な行政情報等を求められた場合、的確に提供する。
- (2) 市は、ボランティア活動に必要な各種資機材等のあっせん、提供を求められた場合、積極的に支援する。
- (3) 市は、ボランティア活動の拠点（現地事務所等）の確保に努める。
- (4) 市は、ボランティアの災害ボランティア保険への加入を支援する。

第13節

民間団体等からの人員の確保

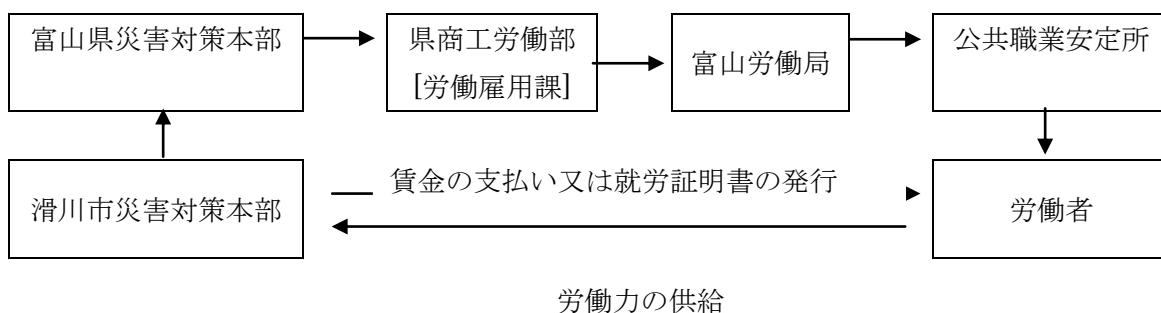
関係各部

1 民間団体からの人員の確保

炊き出し、物資の仕分け、運搬、配布等のために、地区自治会・町内会、婦人会、その他各種民間団体から人員を確保する必要があると認めた場合は、それぞれの部班が市災害救援ボランティアセンターへ要請し、ボランティアセンターが必要な人員等の調整を行う。なお、急を要する場合は、当該部班が直接民間団体に要請し、その旨をボランティアセンターに報告する。

2 労働力の確保

廃棄物の処理、物資の仕分け、応急仮設住宅の建設、道路の応急復旧等において労働力を確保する必要がある場合、各部班は、商工水産班を通じて県に要請する。要請を受けた県は、富山労働局を経由のうえ、公共職業安定所に連絡する。連絡を受けた公共職業安定所は、速やかに要請人員を確保し、労働者を安定所内又は市指定場所に待機させる。

**3 医療救護関係者の出動要請**

医師、看護師等の動員に関する必要な事項は、第18節「医療救護」の定めるところによるものとする。

4 土木・建設業者の動員要請

各部班は、土木・建設業者の動員を必要とする場合には、災害の状況及び必要建設機械等を把握し、業者に対し要請するものとする。

5 受入体制の確立

各部班は、動員された者の作業が効率的に行えるように作業内容・作業場所・休憩又は宿泊場所・その他作業に必要な受入体制を整えるものとする。

第14節**広域応援要請**

本部室 消防部 関係各部

大規模な災害発生時において、市だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合は、市と防災関係機関が相互に協力し、防災活動に万全を期すものとする。

1 県内の他市町村への応援要請**(1) 地方自治法第252条の17に基づく職員派遣の要請**

市長は、事務処理のため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して職員の派遣を要請する。

(2) 災害対策基本法第67条に基づく応援の要請

市長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内の他の市町村長に対し次の事項を示して応援を求める。

ア 応援を求める理由

イ 応援を必要とする人員、物資等

ウ 応援を必要とする場所、期間

エ 応援を必要とする活動内容

オ 応援の受け入れ他

(3) 消防相互応援協定に基づく応援要請

県内の市町村は、大規模災害に対処するため、消防組織法第39条の規定に基づき、「富山県市町村消防相互応援協定」を締結している。市長は、自らの消防力では対応できないときは、県内の他の消防に対し次の事項を示して応援要請を行う。なお、県知事は、県内の消防力をもってしても被災地の災害防御に対応できないと認める場合には、緊急消防援助隊又は他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣を消防庁長官に要請する。

ア 災害の種別

イ 災害の状況

ウ 応援隊の種別、隊員数及び人員

エ 防ぎよに必要な資機材の種別及び数量

オ 応援の場所及び誘導員の配置場所

カ その他必要な事項

2 県への応援要請等**(1) 地方自治法第252条の17に基づく職員派遣の要請**

市長は、事務処理のため必要があると認めるときは、県知事に対して職員の派遣を要請する。

(2) 災害対策基本法第68条に基づく応援の要請

市長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し次の事項を示して応援を求める。

- ア 災害の状況及び応援を求める理由
- イ 応援を必要とする人員、物資等
- ウ 応援を必要とする場所、期間
- エ 応援を必要とする活動内容
- オ 応援の受け入れ他
- カ その他必要な事項

(3) 自衛隊の災害派遣要請依頼（災害対策基本法第68条の2）

本章第15節「自衛隊の災害派遣要請依頼」に定める。

(4) 県消防防災ヘリコプターの出動要請

ア 要請の範囲

市長は、次のいずれかに該当し、航空機の活動を必要と判断した場合に、県防災航空センターに消防防災ヘリコプターの出動を要請することができる。

- A 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- B 市の消防では、災害の防ぎよ等が著しく困難と認められる場合
- C その他、救急搬送等の緊急性があると認められる場合

イ 要請の方法

市長は、県防災航空センターに対し次の事項を明らかにして、出動要請するものとする。

- A 災害等の種別
- B 災害等の発生日時、場所及び被害の状況
- C 災害等の発生現場の気象状況
- D 災害等の現場の最高指揮者の職、氏名及びその者との連絡方法
- E 場外離着陸場の所在地及び受入体制
- F 支援に要する資機材の品目及び数量
- G その他必要事項

(5) 警察官の出動要請

各部班は、警察官の出動を要請する場合には、本部室を通じ所轄警察署長に対し出動を要請する。本部室に要請を依頼するいとまがないときは、当該部班において、直接要請し、その旨を本部室に報告する。

なお、広域的かつ迅速な災害警察活動部隊として、広域緊急援助隊があり、本部室は警察本部に対し必要に応じこの部隊の派遣を要請する。

(6) 災害対策基本法第30条に基づく職員派遣のあっせん要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、知事に対し次の事項を示して、指定地方行政機関又は特定公共機関の職員派遣のあっせんを求める。

- ア 派遣のあっせんを求める理由
- イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他勤務条件
- オ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

3 協定市への応援要請

市長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、協定市町村に対し災害発生日時、被害状況及び要請理由のほか、次の事項から必要とするものを要請する。

- (1) 必要とする食料、飲料水及び生活必需品及び資機材等の種類、数量
- (2) 派遣職員等の職種、人数及び派遣見込期間、派遣場所
- (3) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (4) 児童生徒の受入希望人数
- (5) その他必要とする事項

4 国等の機関に対する職員派遣の要請(災害対策基本法第29条に基づく要請)

市長は、市の地域に係る災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は特定公共機関の長に対し次の事項を示して、当該機関の職員の派遣を要請する。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

5 公共的団体、民間団体等に対する要請

市長は、必要があると認めるときは、公共的団体、民間団体に協力を要請するものとする。

6 相互応援・協力

市長は、県知事、他市町村長等から応援又は協力を求められた場合は、正当な理由がない限り応援し、又は協力しなければならない。

※特定公共機関 その業務の内容が他の事情を勘案して市町村の地域にかかる災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれの地域を限つて内閣総理大臣が指定するもの。

第15節

自衛隊の災害派遣要請依頼

本部室

大規模な災害が発生したとき、市民の生命及び財産の保護のため必要な応急対策の実施が市のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、知事に対し自衛隊の災害派遣の要請を依頼する。

1 自衛隊の災害派遣の活動内容

区分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合でも、必要があるときは、避難者の誘導、誘導等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索、救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、速やかに捜索救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作製、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防災用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたる。 (消火薬剤等は、関係機関の提供するものを使用する。)
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの補修又は除去にあたる。 (放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合)
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し応急医療、救護及び防疫を行う。 (薬剤等は、関係機関の提供するものを使用する。)
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 (航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合)
炊飯及び給水	被災者に対し炊飯及び給水を実施する。 (緊急を要し、他に適当な手段がない場合)
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲渡等に関する總理府令」(昭和33年總理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は譲渡する。

区分	活動内容
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
通信支援	市災害対策本部の通信設備が使用できない場合は、市の要請に基づき、通信資機材の整備、人員の配置を行い、通信支援を行う。
入浴対策	被災者に対し入浴等の支援を実施する。 (被災者の衛生状態の悪化により、他に適当な手段がない場合)
その他	その他、臨機の必要に対し自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。

2 災害派遣要請の手続き

(1) 総括的窓口（一本化）

自衛隊の災害派遣に関する総括的窓口は、本部室総務班とする。

(2) 手続き

市長は、災害派遣要請の必要性を認めた場合は、県知事（防災・危機管理課）に文書（様式5）により災害派遣要請の依頼を行う。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができない場合は、電話等により依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、県知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼を行えない場合は、防衛大臣又は下記の部隊の長にその内容を通知する。この場合、市長は速やかにその旨を県知事に通知する（災害対策基本法第68条の2）。

通知先

名称	所在地	電話番号
陸上自衛隊第14普通科連隊長	〒921-8520 石川県金沢市野田町1-8	076-241-2171
海上自衛隊第382施設中隊	〒939-1338 富山県砺波市鷹栖出935	0763-33-2392
海上自衛隊舞鶴地方総監	〒625-8510 京都府舞鶴市字部下1190	0773-62-2250
航空自衛隊第6航空団司令	〒923-8586 石川県小松市向本折町戊267	0761-22-2101

3 災害派遣要請の受入れ

市長は、県知事から災害派遣の通知を受けたときは、派遣部隊の受入に万全を期す。部隊が到着した場合は、目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と作業計画等について協議を行う。

(1) 作業計画及び資機材の準備

- ア 派遣部隊と市との連絡責任者の決定
- イ 作業計画の協議、調整及び資機材の準備
- ウ 派遣部隊の現地誘導及び住民等への協力要請

(2) 受入施設等の確保

- ア 自衛隊事務室
- イ 自衛隊派遣ヘリポート（予定）（資料8-4参照）
- ウ 駐車場
- エ 幕営地（予定）（資料8-4参照）
- オ 滑川市場外離着陸場一覧表（資料8-4参照）

4 災害派遣部隊の撤収要請

市長（本部室）は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、（様式6）により撤収要請の依頼を行う。

5 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりである。

- (1) 救援部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊が保有する装備品に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕料
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料、入浴料等
- (4) 派遣部隊の救援活動実施の際生じた損害の補償
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と協議するものとする。

第16節

災害救助法の適用

本部室 産業民生部 関係各部

災害救助法による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急措置である。人命の保護、衣食住の確保等の活動がもたらす影響は極めて大きいことから、災害救助法適用の必要が認められた場合は、速やかに所定の手続きを行うとともに、迅速かつ的確な災害救助業務を実施する。

1 災害救助法の適用基準等

(1) 基準の内容

- ア 適用単位は、市町村の区域単位とする。
- イ 原則として、同一の災害によることとする。ただし、次のような例外がある。
 - A 同時点又は相接近して異なる原因による災害
 - B 時間的に接近して、同一市町村の別の地域での同種又は異なる災害による場合でも、社会的混乱の同一性があれば法適用の対象とする。
 - ウ 市町村又は県の人口に応じ、一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

- 次のいずれかに該当する場合は、災害救助法を適用する。
- ア 市の区域内で、住家の滅失世帯数が 60 世帯以上あるとき。
 - イ 被害が広範にわたり、県下の滅失世帯数が 1,500 世帯以上に達した場合で、市における滅失した世帯数が 30 世帯以上に達したとき。
 - ウ 被害世帯数がア又はイの基準に達しないが、県内の被害世帯数が 7,000 世帯以上に達したこと、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の保護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
 - エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当すること。

2 被害状況認定基準

(1) 滅失世帯の認定

住家の滅失世帯数の算定にあたっては、住家が全壊、全焼又は流失した世帯を滅失した 1 世帯とするが、住家が半壊又は半焼した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもって、それぞれ滅失した 1 世帯とみなす。

(2) 住家滅失の認定

- ア 住宅の全壊（全焼・全流失）

住宅がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、

流失、埋没、焼失したもの又は住宅の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には次のいずれかに該当するものである。

A 住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの。

B 住家の主要構造物の被害額が、その住家の時価の 50%以上に達した程度のもの。

イ 住家の半壊（半焼）

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には次のいずれかに該当するものである。

A 損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの。

B 住家の主要構造物の被害額が、その住家の時価の 20%以上 50%未満のもの。

ウ 床上浸水

A 浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの。

B 土砂・竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

(3) 世帯及び住家の認定

ア 世帯

A 生計を一にしている実際の生活単位をいう。

B 学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎全体を 1 世帯とする。

イ 住家

A 現にその建物を居住のために使用しているものをいう。

B 炊事場、便所、離れ座敷等生活に必要な建物が分離している場合は、合わせて 1 住家とする。

C アパート、マンション等居住の用に供している部分が独立している場合は、それぞれ 1 住家とする。

D 学校、病院等の施設の一部に住込みで居住している者がいる場合は、住家とする。

3 災害救助法の適用手続

(1) 災害救助法適用の県への要請等

大規模な災害が発生し、市における被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある時は、市長は、直ちに県知事に対し被害状況を報告する。県知事は、県内各市町村長からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市町村に連絡するとともに、厚生労働省に情報提供する。

ア 災害発生の日時及び場所

イ 災害の原因及び被害の概要

ウ 被害状況調べ

エ 既にとった救助措置及び今後とろうとする措置

オ その他の必要事項

(2) 救助の種類・実施機関

- ア 災害救助法に基づく救助は、県が実施機関となり、市はその補助機関として活動する。なお、災害救助法第30条第1項及び富山県災害救助法施行規則第16条の規定により、救助の実施に関する権限に属する事務の一部を市長が行うこととされた場合は、当該救助の実施に関する事務を処理する。
- イ 救助の委任をしない事項についても、災害が発生し、知事の指示を待ついとまがない場合には、市長が救助を開始し、事後、知事に報告する。

救助の種類及び実施期間

救助の種類	実施期間
避難所の設置及び収容	災害発生の日から7日以内
応急仮設住宅の設置	災害発生の日から20日以内に着工、完成の日から2年以内
炊き出しその他による食品の給与	飲料水の供給 災害発生の日から7日以内
被服・寝具その他生活必需品の給（貸）与	災害発生の日から10日以内
医療	災害発生の日から14日以内
助産	分娩した日から7日以内
災害にかかった者の救出	災害発生の日から3日以内
災害にかかった住宅の応急修理	災害発生の日から1月以内
学用品の給与（教科書） (文房具)	災害発生の日から1月以内 災害発生の日から15日以内
埋葬又は火葬	災害発生の日から10日以内
死体の搜索	災害発生の日から10日以内
死体の処理	災害発生の日から10日以内
障害物の除去	災害発生の日から10日以内
輸送費及び賃金職員等雇上費	救助の実施が認められる期間内

※ 救助の期間については、これにより難い特別の事情がある場合は、事前に厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。また、医療、助産、死体の処理（死体の洗浄、縫合等）については、日本赤十字社富山県支部に委託されている。

(3) 救助の実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び後日における災害救助費国庫負担金の清算事務を遺漏なく実施するため、初期活動から救助活動が完了するまでの間、各種救助の実施状況の日計表（様式14）及び救助日報（様式15）を記録して、適宜県に報告する。（参考「災害救助の実務」（災害救助実務研究会監修））。

4 災害救助法による救助の対象とならない場合の措置

災害救助法による救助の対象とならない災害の場合については、災害の状況により必要に応じて市長の責任において救助を実施する。

第17節**救助・救急**

本部室 消防部 産業民生部

大規模な災害が発生した場合、多数の負傷者が発生するおそれがあり、これらの人々について一寸も早い救出・救助が必要となることから、市は、防災関係機関と連絡を密にしながら、また、自主防災組織、市民等の協力を得て速やかな応急対策を実施する。

1 情報の収集・伝達

市は、119番・110番通報、住民からの駆け込み通報、参集職員の情報、自主防災組織からの情報提供、県消防防災ヘリコプターや警察ヘリコプターの情報提供等により被災状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被災情報を防災関係機関に連絡する。

2 救助活動**(1) 消防本部における消防活動**

消防本部において別に定める「消防計画」による。

(2) 応援要請（第14節「広域応援要請」参照）

ア 市は、自らの消防力のみでは対処できないときは、「富山県市町村消防相互応援協定」に基づく応援を県内の他の消防機関へ要請する。

イ 市は、緊急消防援助隊、広域航空消防応援又は自衛隊の災害派遣を求める必要があるときは、県に出動を要請する。

ウ 市は、県消防防災ヘリコプターの出動が必要な場合は、県に出動を要請する。

エ 市は、災害の状況により海上保安部及び建設業者等に対しても応援要請を行う。海上における救助活動については、海上保安部が中心となって実施するものとし、市は海上保安部と連絡を密にして、救助活動に関する必要な協力をうとともに、救助された者の医療機関への搬送等を行う。

(3) 市民、地区自治会・町内会、自主防災組織及び事業所の役割

ア 自分たちの住んでいる地域や事業所内の被害状況を調査把握し、生存者の確認、要救助者の早期発見に努め、発見した場合は消防機関に通報する。

イ 活用できる資機材を用いて可能な限りの救助活動を行うとともに、救助活動を行う消防機関に協力する。

3 救急活動**(1) 負傷者の発生状況に関する情報の収集・伝達**

市は、119番通報からの情報、市医師会、医療機関から負傷者の発状況に関する情報を入手する。なお、119番通報が殺到している場合は、直ちに県へ報告することとし、県へ連絡できない場合は国（消防庁）へ直接報告する。

(2) 負傷者の応急手当・トリアージ

ア 市民、地区自治会・町内会、自主防災組織及び事業所は、負傷者を発見した場合、

止血、心肺蘇生法等の応急手当を行い、被害の軽減に努める。なお、負傷の程度が小さいものの医療処置を受ける必要がある場合は、二次医療機関への患者の殺到を避けるため、可能な限り最寄りの診療所で応急手当を受ける。

イ 同時に多数の負傷者が発生した現場については、市は、消防本部、労災病院、市医師会、日本赤十字社富山県支部等と連携して、現地に臨時の医療救護所を設置し、負傷者の応急手当・トリアージに努める。

(3) 搬送

ア 市民、地区自治会・町内会、自主防災組織及び事業所は、負傷の程度が重く負傷者を医療機関に搬送する必要がある場合、自ら所有する車両等により最寄りの二次医療機関に搬送する。輸送手段の確保が困難な場合は、消防本部の救急車の出動を要請する。

イ 救急車の出動要請があった場合は、可能な限りその保有する救急車で対応する。対応が困難な場合、他の適当な車両を確保し対応する。

救急隊員は、救急処置を要する重傷者の搬送を最優先するとともに、重傷者の状況に応じた応急処置を行う。なお、道路の損壊、交通渋滞等により、救急車が使用できない場合は、県及び海上保安部に対し県消防防災ヘリコプター、警察ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター、海上保安部ヘリコプター等の応援を求める。

また、消防本部は、救急医療情報システムを活用して後方病院の被災状況や重傷者の受け入れ状況を確認し、効果的な搬送を行う。

※トリアージ 負傷者を重症度、緊急性などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決ること。災害時等において、現存する限られた医療資源（医療スタッフ、医薬品等）を最大限に活用して、可能な限り多数の傷病者の治療を行うためには、負傷者の状態の緊急性や重症度に応じて治療の優先順位を決定し、患者搬送、病院選定、治療の実施を行うことが必要となる。

※二次医療機関 厚生労働省が推進する医療の役割分担で、地域の「かかりつけ医（一次医療機関）」と連携し、「検査が必要」、「緊急を要する」、「症状が重い」などの診断により、紹介（紹介状を持参）された患者の検査、診療、入院等を受け入れる病院（二次医療機関）のこと。

※後方病院 症状の重い緊急患者で、診療所では対応できない患者を搬送するための病院を指す。

第18節

医療救護

消防部・産業民生部

大規模な災害が発生すると医療機関自身が被災し、医療活動能力を喪失する場合がある。また、医療機関は被災しなくともライフラインが途絶すると、その機能の一部又は全部が麻痺する場合がある。このため、医療機関の被害状況を早期に把握し、防災関係機関との情報の共有化を図るとともに、必要に応じ医療救護班を編成又は要請する。

1 医療に関する情報の収集・伝達・広報

災害発生時に迅速かつ的確な医療を提供するためには、正確な情報の把握が最も重要であることから、市は医療機関から必要な情報収集を行うとともに、防災関係機関との情報の共有化を図る。また、必要な事項については、報道機関に情報提供を行い、市民周知に努める。

- (1) 被災状況（ライフラインの状況を含む。）
- (2) 稼動状況（診療受入可能状況）
- (3) 入院患者の状況（人工透析患者等早期の対策が必要な患者に留意する。）
- (4) 外来患者の集中状況等（人工透析患者等早期の対策が必要な患者に留意する。）
- (5) 血液、医薬品、医療資機材の状況
- (6) 医師、看護師等医療スタッフの状況
- (7) 重症患者等の受け入れの可能性

2 医療救護班の派遣及び医療救護所の設置・運営**(1) 医療救護班の派遣**

市は、把握した情報をもとに医療救護班の派遣の必要性を判断し、必要と認める場合は、市医師会・日本赤十字社富山県支部等と連携して災害現場、避難所等に医療救護班を派遣する。災害救助法が適用された場合は、県の補助機関として県災害対策本部医務班の指示に従い活動する。

(2) 医療救護所の設置・運営

市は、把握した情報をもとに医療救護所の設置の必要性を判断し、必要と認める場合は、市医師会、日本赤十字社富山県支部等と連携して災害現場、避難所等に医療救護所を設置・運営を行う。

(3) 他医療救護班の要請

市は、医療救護活動が自らの能力で実施が困難であると判断したときは、県に対して応援を要請する。また、医療品等が市内業者からの調達では確保できない場合は、県に対しこれらの調達のあっせんを依頼する。

3 後方医療機関への搬送

市内の医療機関や医療救護所で処置の困難な重症患者が発生した場合、消防本部に市外

の後方医療機関への搬送を要請する。なお、市は消防本部で対処できない場合には、県、海上保安部に船舶、ヘリコプター等による輸送を要請する。

4 医療機関の被災時の対応

被災時においては、医療救護活動を可能な限り早く行うことが極めて重要であることから、医療機関は、あらかじめ病院防災マニュアル等の作成に努めるとともに、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整える。市は、ライフラインの停止、医療スタッフの不足等で機能が低下した医療機関から支援の要請を受けたときは、県、市医師会、災害ボランティア活動組織等の関係機関・団体に応援を要請する。

5 災害派遣医療チーム（D M A T）

災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team。略称「D M A T（ディ・マット）」）は、災害の急性期（48時間以内）に可及的早期に救出・救助部門と合同し、活動できるトレーニングを受けた機動性を持った医療チームである。

大規模災害時においては、被災地域内の医療体制では多数の重傷者に対応できることが想定されることから、救命率の向上のため、D M A Tによる迅速な救護活動及び被災地域外での根治的治療が必要な患者の迅速な搬出等が予定されている。

県内においては、現在、8病院（富山大学附属病院、県立中央病院、厚生連高岡病院、黒部市民病院、富山市民病院、富山赤十字病院、高岡市民病院、市立砺波総合病院）においてD M A Tの体制の整備が行われている。

6 日本医師会災害医療チーム（J M A T）

日本医師会災害医療チーム（Japan Medical Association Team。略称「J M A T（ジェイ・マット）」）は、日本医師会の名の下に都道府県医師会が、郡市区医師会を単位として編成し、被災地で医療支援等を行う災害医療チームである。

J M A Tは、災害発生後、日本医師会による都道府県医師会への要請（事後承諾の場合を含む）に基づいて待機・出動するものであり、災害発生直後からD M A T及び被災地医師会との間で役割分担と有機的な連携を図り、主に災害応急時の医療支援活動等を行うものである。

第19節**緊急交通路の確保**

建設部 関係各部

道路に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、交通規制等の措置をとるとともに、速やかに緊急通行確保路線の応急措置を行い、効率的な防災活動が展開されるように努めるものとする。

1 道路の被害状況、応急復旧状況の把握

- (1) 市は、国土交通省富山河川国道事務所、県新川土木センター、立山土木事務所、警察署等との間で国道、県道、市道等の被害状況や交通規制、応急復旧状況に関する情報交換を行う。
- (2) 市は、あらかじめ定めた緊急通行確保路線を優先的にパトロールや応急復旧等を実施し、市内の道路の被害状況を把握するとともに、市民への広報に努める。

2 交通規制

市は、被災者の移送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するため必要であると認めるときは、県公安委員会（警察署）に災害対策基本法第76条に基づく交通規制を要請するとともに、市民への広報に努める。

3 緊急通行確保路線の応急復旧**(1) 基本方針**

市は、効果的な防災活動が展開することができるよう次の点に考慮し、市内土木建設業者の協力を得て緊急通行確保路線（資料8-1参照）の応急復旧を行う。

- ア 消火活動、救出活動上重要な道路
- イ 緊急医療計画上重要な道路（基幹病院への道路、広域医療搬送に必要な道路、後方搬送ヘリポートに通じる道路）
- ウ 緊急救援物資の輸送上重要な道路
- エ 広域応援受け入れ上必要な道路

(2) 応援要請

被害が甚大で、市内土木建設業者で対応が難しい場合は、県に県内建設業協会、自衛隊等の応援要請を依頼する。

第20節**輸送手段の確保**

総務部 関係各部

災害時における応急対策を実施するにあたり、負傷者、病人の搬送、災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送等を迅速、的確に行うため、市は、防災関係機関と緊密な連携を図り、輸送手段を確保する。

1 輸送車両等の確保

- (1) 災害時に必要な車両数が、市有車両で不足する場合は、市内の運送業者、バス会社、タクシー会社等に対して種類、数量等を明示して車両（必要な場合は、運転手を含む。以下同じ。）の応援を求める。
- (2) 調達不能の場合又は借用をもってしても十分な車両を確保できないと判断した場合、県、県内市町村、応援協定締結市に対して次の事項を明示して車両の貸出し等を要請する。
 - ア 輸送区間及び借用期間
 - イ 輸送人員又は輸送量
 - ウ 車両等の種類及び台数
 - エ 集結場所及び日時
 - オ その他必要事項
- (3) 自動車による輸送が不可能な場合又は遠隔地において物資を確保した場合においては、鉄道により必要な人員、物資の輸送を行う。鉄道による輸送は、西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)及び富山地方鉄道(株)に依頼する。

2 船舶の確保

市は、輸送手段として船舶（船艇、漁船等）が効果的と判断された場合、海上保安部、自衛隊、漁業協同組合への応援を求める。なお、漁業協同組合に対して連絡が取れない場合や緊急に漁船を確保する必要がある場合は、漁船保有者に対して直接応援を要請する。

3 ヘリコプター、航空機の確保

市は、輸送手段としてヘリコプター、航空機が効果的と判断された場合、県、海上保安部又は応援協定締結市に対して県保有ヘリコプター、自衛隊保有ヘリコプター・航空機、海上保安庁保有ヘリコプターの応援要請を行う。また、必要に応じ、民間機の協力を要請する。

*臨時ヘリポート（資料8-4参照）

4 輸送拠点の確保

市外から大量の救援物資等を受け入れる場合、能率的な受入れ及び配送を行うため、防災拠点施設、輸送施設等を有機的に結ぶ道路網を勘案して、集積地（輸送拠点）を定める。

5 緊急通行車両の確認

(1) 確認手続き

緊急通行車両の確認手続きは、次により行う。(資料8-2参照)

- ア 事前届出車両については、交付済みの「緊急通行車両等事前届出済証」をもって県警察本部交通規制課（警察署、緊急交通路確保のために設置された交通検問所）に申請し、「緊急通行車両確認証明書」及び「緊急通行車両標章」の交付を受ける。
- イ 事前届出車両以外の車両については、「緊急通行車両等確認申請書」を県警察本部交通規制課（警察署）に提出し、審査・確認のうえ、「緊急通行車両確認証明書」及び「緊急通行車両標章」の交付を受ける。

(2) 標章の掲示等

標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示するものとし、証明書は、当該車両に備え付けるものとする。

緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第21節

食料等の供給

本部室 関係各部

市は、被災者及び災害応急事業現地従業者に対して、主食、副食、飲料水等を供給する必要が生じた場合、県及び関係団体等との連携により、速やかに供給するよう努める。

1 食料等の供給・調達

市は、収集した被害情報により食料等供給対象者数の確認を行い、品目、数量、供給場所等を決めた食料供給計画を作成し、食料等の調達・供給に努める。

(1) 供給食料の種別

- ア 炊出しによる米飯、米穀、食パン、麵類（即席麺など）、乾パン
- イ ミネラルウォーター、牛乳、乳児用ミルク
- ウ 副食品（缶詰、漬物、佃煮、野菜）、調味料（砂糖、塩、醤油、味噌）

(2) 食料等の供給対象者

- ア 避難所に収容された者及び避難所に避難した者で、食料等の持ち合わせのない者
- イ 住家の被害により炊事のできない者
- ウ 旅行者等で食料等の持参又は調達ができない者
- エ 一時的に縁故先等に避難する者で、食料等の持ち合せがない者
- オ 被災現場において、防災活動に従事している者で、食料等の供給を必要とする者

(3) 調達・確保

- ア 農業協同組合、商工会議所、米穀取扱業者、市内生産者等の協力を得て調達するものとし、市はあらかじめ主要な調達先、集積場所、輸送方法等を定めておくよう努める。
- イ 市のみでは十分な調達ができない場合、応援協定締結市、県、他市町村に調達・供給を要請する（様式7）。
- ウ 要請にあたっては、品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他必要事項を明示する。

2 炊き出しの実施**(1) 炊き出し予定施設**

炊き出しのための施設は、避難所を中心とした市内の公共施設とし、それぞれの給食施設・設備を利用するものとする。施設等が不足するとき、又は使用不可能なときは、近くの適当な場所で行うほか自衛隊に協力要請するものとする。

(2) 炊き出しの実施者及び協力団体

炊き出しの実施については、市職員をもって充てるほか、地区自治会・町内会、自主防災組織、赤十字奉仕団、婦人会、ボランティア、自衛隊等の協力を得て行うものとする。

3 食料等の配分方法

- (1) 食料等は、食料供給計画に基づき、原則避難所において、その責任者（避難所管理チーム）を通じて配分する。なお、避難所外に避難している者に対して避難所での食料等の配分について周知する。
- (2) 高齢者、乳幼児、児童及び身体障害者等の災害時要援護者へ優先的に配分する。

4 災害救助法が適用された場合の留意点

災害救助法が適用された場合は、以下の点に留意する。

(1) 費用の限度額

炊き出しその他による食品の供与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とする。

(2) 期間

炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

第22節

生活必需品の供給

本部室 関係各部

市は、災害による住家被害等により被服、寝具その他の生活必需品を確保できない者に対して、県及び関係団体等との連携により、速やかに供給するよう努める。

1 生活必需品の調達・供給

市は、収集した被害情報により食料等供給対象者数の確認を行い、品目、数量、供給場所等を決めた生活必需品供給計画を作成し、生活必需品の調達・供給に努める。

(1) 生活必需品の種別

寝具	毛布、布団、マット等
外衣	普段着、作業着、婦人服、子供服等
肌着	シャツ、ズボン、パンツ、靴下等
身の回り品	タオル、軍手、長靴等
炊事用具	鍋、釜、包丁、バケツ、カセットコンロ、洗剤等
食器	茶碗、汁碗、皿、箸等
日用品	懐中電灯、乾電池、石鹼、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉等
光熱材料	マッチ、ライター、ローソク、薪、木炭、LPGガス等
その他	紙おむつ、生理用品、風邪薬、ラジオ、暖房器具、車イス等

(2) 生活必需品の供給対象者

- ア 避難所又は避難所以外の場所に避難した者で、生活必需品の持ち合わせのない者
- イ 旅行者等で生活必需品の調達ができない者

(3) 調達・確保

- ア 小売店、商工会議所等の協力を得て調達するものとし、市はあらかじめ主要な調達先、集積場所、輸送方法等を定めておくよう努める。
- イ 市のみでは十分な調達ができない場合、応援協定締結市、県、他市町村に調達・供給を要請する（様式7）。
- ウ 要請にあたっては、品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他必要事項を明示する。

2 生活必需品の分配方法

- (1) 生活必需品は、生活必需品供給計画に基づき、原則避難所において、その責任者（避難所運営委員会）を通じて配分する。なお、避難所外に避難している者に対して避難所での生活必需品の配分について周知する。
- (2) 高齢者、乳幼児、児童及び身体障害者等の災害時要援護者へ優先的に配分する。

3 物資の無償貸付及び贈与

市は、被災者の救助又は災害応急復旧を実施するために関係機関から要請があったとき、又は、必要と認める場合は、災害対策基本法第86条に基づき、寝具その他の生活必需品、災害応急復旧のための資機材等を無償又は低廉な対価で貸し付け、贈与若しくは譲渡するよう努めるものとする。

4 災害救助法が適用された場合の留意点

災害救助法が適用された場合は、以下の点に留意する。

(1) 費用の限度額

生活必需品の給与又は貸与のために支出できる費用の限度額は、被害の程度、季節、1世帯の人数により決められる。

(2) 期間

生活必需品の給与又は貸与を実施できる期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

第23節**給水・水道施設応急対策**

建設部

災害時における飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の確保は、被災者の生命維持、人心の安定を図る上で極めて重要である。市は、被災者に必要な飲料水等を迅速に供給するため、また、可能な限り速やかに給水機能の回復を図るために必要な措置を講じる。市民に対しては、応急給水の方法、復旧の見通し、飲料水の衛生確保等について広報し、市民の不安解消に努めるものとする。

1 被災状況把握

市は、次の方法により迅速かつ的確に、水道施設、配水管路等の被災状況を把握する。

- (1) テレメータ監視システム等により、取水、浄水、配水施設等の主要施設の運転状況等を把握する。
- (2) 職員が主要施設、配水管路等を巡回点検し、被災状況を把握する。
- (3) 住民からの通報により、配水管、給水管等の破損、断水等の被災状況を把握する。

2 緊急措置

市は、次の方法により迅速かつ的確に、水道施設、配水管路等の被災状況を把握する。

二次被害の防止措置及び被害発生地区の分離に努め、被害の拡大を防止する。

(1) 二次被害の防止措置

- ア 消毒用塩素等の薬品の漏出防止措置を講じる。
- イ 配水施設の被災状況を確認し、飲料水等の確保に努める。
- ウ 消防機関に、地震による水道の断水、減水の状況及び配水池の作動状況等を連絡し、消火活動が適切に行われるよう配慮する。
- エ 水道施設において火災が発生した場合の速やかな消火活動を行う。

(2) 被害発生地区の分離

被害が少なく継続して給水が可能な地区と被害が大きく継続給水が不可能な地区を選別し、配水管のバルブ操作等により配水区域を切り離し、飲料水等の確保に努める。

3 応急給水計画、応急復旧計画の策定

被災状況を迅速かつ的確に把握し、応急給水計画と応急復旧計画を同時に立案し、相互に連携を図りながら応急対策を実施する。

計画の策定にあたっては、段階的に目標水準を定め、被災直後は飲料水及び医療機関への給水を中心に行い、その後は拠点給水等により飲料水等の給水量を確保し、速やかに全戸給水することを目途とする。

4 応急給水計画

(1) 給水方法

被災状況に応じ、地域別に拠点給水、運搬給水、仮設給水を効率的に組み合わせ給水する。

給水種類	内 容
拠 点 給 水	・配水池、避難所等に給水施設を設けて給水する。
運 搬 給 水	・給水車、給水タンク搭載車等により、飲料水を被災地に運搬し給水する。
仮 設 給 水	・応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。

(2) 給水の順位

被災状況を考慮し、原則として次のとおりとする。

- ①医療施設 ②避難所 ③福祉施設・老人施設 ④一般需要住家

(3) 飲料水の衛生対策

給水する飲料水の残留塩素を測定し、適切に消毒されていることを確認する。

(4) 生活用水の確保

消雪用井戸、農業用水等の水道水源以外の水を水洗トイレの流し水等に利用する。

(5) 災害時要援護者等に対する配慮

災害時要援護者への給水にあたっては、ボランティア活動や市民相互の協力体制を含め、きめ細かな給水ができるよう配慮する。

5 応急復旧計画

(1) 復旧作業手順

原則として取水施設、浄水施設を最優先とし、次いで送水管、配水管、給水装置（各戸一栓程度）の順に作業を行う。

(2) 復旧順位

医療施設、避難所、福祉施設・老人施設等を優先的に行う。

6 広域応援体制

市の能力では応急給水、応急復旧活動が困難な場合は、管工事協同組合、日本水道協会中部地方支部等の水道事業体に応援要請を行う。また、必要に応じ、応援協定締結市への応援要請や県へ自衛隊の派遣要請を行う。

7 住民への広報

断水、減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等の広報については、本章第7節「広報」に従い実施し、住民の不安解消に努める。

8 恒久対策計画

応急的な復旧作業を終了した後に、全般的な漏水調査を実施し、完全復旧を図るととも

に、将来計画及び災害後の都市計画等を配慮し、計画的に施設面及び体制面での災害予防対策を充実させ、恒久対策を推進する。

(1) 漏水調査

地上に噴出して発見できた漏水箇所のほかに、地下の漏水箇所を詳細に調査し、優先順位を定め修理計画を策定する。

(2) 恒久対策計画

原形復旧だけでなく、水道施設全体の耐震化計画を策定する。また、配水区域のロック化、配水管のループ化等により補完機能の構築を図る。

第24節**下水道施設応急対策**

建設部

災害時においては、し尿等の処理の問題が極めて重要であることから、市は直ちに下水道施設の被害状況を調査し、必要な応急措置を講じる。また、下水道に流入する汚水の量を少なくするため、入浴等の自粛の協力を住民に広報する。

1 被害調査の方法

市は、被害調査について、次の各段階に分け実施するものとする。

(1) 第1次調査（緊急調査）

処理場・ポンプ場については、被害状況の概要把握、大きな機能障害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行う。

管渠については、必要に応じて被害の拡大、二次災害防止のための点検（主に地表からの点検）を実施し、下水道本来の機能のほか道路等他施設に与える影響の調査、重要な区間の被害概要の把握を行う。

(2) 第2次調査（応急調査）

処理場・ポンプ場については、施設の暫定機能確保のための調査を実施し、管渠については、被害の拡大、二次災害防止のための調査（管内、マンホール内までに对象を広げる。）、下水道の機能的・構造的な被害程度の調査を行う。

(3) 第3次調査（本復旧のための調査）

管渠については、マンホール内目視、テレビカメラ調査、揚水試験を行う。

2 応急対策**(1) 応急対策のための判定**

市は、調査結果をもとに、次の事項に注意して応急対策が必要かどうかの判定を行い、必要があると認められたときは、適切な対処を行う。

ア 管渠・処理場・ポンプ場施設の構造的な被害の程度

イ 管渠・処理場・ポンプ場施設の機能的な被害の程度

ウ 管渠・処理場・ポンプ場施設の被害が他施設に与える影響の程度

(2) 処理場、ポンプ場の応急対策

処理場・ポンプ場の応急復旧は、処理場施設の最低限の機能を回復させるため行うものであり、重要度（復旧順位）の高い機械配管等を優先して行う。応急復旧工事は、本復旧工事までの一時的な処理場機能の確保を目的として行う工事であり、他施設に与える影響の程度とともに、処理場本来の機能である処理、排除機能を優先的に考慮するものとする。このため応急復旧は、可搬式ポンプの設置及び仮設配管の布設による揚水機能の復旧、固形塩素剤方式による消毒機能の回復等、処理場・ポンプ場の最低限の機能保持を目的として行うものである。

(3) 管渠の応急対策

管渠の応急復旧工事は、本復旧工事までの一時的な下水道機能の確保を目的として行う工事であり、他施設に与える影響の程度とともに、下水道本来の機能である下水の排除能力をも考慮して行う必要がある。

このため応急復旧は、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂浚渫、臨時の管路施設の設置等、下水道排除機能の最低限の機能確保を目的に行うものである。

3 本復旧

(1) 本復旧のための判定

市は、応急対策を行うにあたり、次の事項に注意して本復旧の必要性を調査し、必要と判断した場合は下水道施設復旧計画を策定し、適切な対処を行うものとする。

- ア 管渠・処理場・ポンプ場施設の被害の程度
- イ 管渠・処理場・ポンプ場施設の耐用年数
- ウ 管渠・処理場・ポンプ場施設の今後の利用計画等長期的な計画方針
- エ 他施設に与える影響の程度
- オ 被災地の特殊性

(2) 復旧計画

本復旧を行うにあたり、主要施設から漸次復旧を図るものとする。復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設復旧に努め、その後、枝線管渠、桟、取付管の復旧を行うものとする。

第25節**トイレ対策**

産業民生部 関係各部

災害時においては、し尿等の処理の問題が極めて重要であることから、避難所の上下水道等の被害状況を調査し、仮設トイレの設置が必要と認められる場合は、至急、県及び関係団体等に協力を求め、仮設トイレを調達する等の応急対策を実施する。

1 被害調査

市は、職員の配置、巡回等により、避難所の状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握する。

2 仮設トイレの確保・設置

- (1) 市は、リース業者から仮設トイレを借り上げ、必要となる場所に設置する。仮設トイレが市内業者からの調達だけでは確保できない場合は、県に対して調達のあっせんを依頼する。
- (2) 仮設トイレの設置目標数は、避難者 60 人に 1 基とする。
- (3) 市は、仮設トイレ等の災害用トイレを備蓄し、外部からの応援がくるまでの数日間、対応できるような体制を講じておくものとする。

3 し尿の収集・運搬・処理

市は、仮設トイレのし尿の収集・運搬をし尿処理業者に依頼し、し尿処理施設（資料 7-1 参照）において処理する。市内業者だけでは、し尿の収集・運搬・処理が困難な場合は、他市町村等に応援を求める。

4 快適な利用の確保

- (1) トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレットペーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を供給する。また、避難所の状況に応じて避難者やボランティア等が協力して定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。
- (2) 避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿の汲み取りを実施する。
- (3) 利用しやすい場所へのトイレの設置、洋式便座の配置、女性や子どもに対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。また、災害時要援護者が優先で利用できるトイレの設置や段差の解消、手すりの設置等を行い、災害時要援護者に配慮する。

5 市民への啓発

- (1) 水道施設が仮復旧しても、下水管のチェックが済むまで水を流さないことや袋などに貯めた汚物をごみに混せて出さないようにする等の注意事項を日頃から周知しておく。
- (2) トイレに関する防災用品の備蓄を推奨するとともに、災害時の仮設トイレの使用法な

ど、トイレに関するノウハウについて防災訓練等を通じて周知する。

6 公共トイレの整備

今後の公共トイレの整備にあたっては、平常時は水洗トイレを使いながら、非常時に汲み取りトイレとして使用が可能なものなど、災害時に対応できるようなトイレの整備を推進するものとする。

第26節

廃棄物の処理

産業民生部 関係各部

大規模な災害が発生した場合、建築物の倒壊、焼失等によって多量の廃棄物が発生することが予想される。このため、各地域別の被害状況を速やかに把握し、ごみの排出量を推計するとともに、ごみ処理施設の被災状況を確認のうえ、あらかじめ定める震災廃棄物処理計画に基づき、ごみの収集、運搬、処分の実施計画を策定し、応急対策にあたる。

また、アスベストの飛散による健康被害を防止するため、石綿建築物の解体及び廃棄物の処理に当たっては、「災害時における石綿飛散防止に係るマニュアル」（平成19年、環境省）に基づき、適切に対応する。

1 ごみの処理

- (1) 各地域別の被害状況を速やかに把握し、ごみの排出量を推計するとともに、ごみ処理施設の被災状況を確認のうえ、あらかじめ定める震災廃棄物処理計画に基づき、ごみの収集、運搬、処分の実施計画を策定するものとする。
- (2) 交通の妨げとならないように道路上に廃棄物を出さないように周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地域や運搬車の走行が困難な地域については、市の指定する臨時集積場所に廃棄物を搬出する。
- (3) 生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物は、優先的に収集・処理するが、収集困難な被災地については、防疫上定期的に消毒を実施し、収集可能な状態になった時点から、早急に収集が行われるようにその体制の確立を図る。
- (4) 災害時には、粗大ごみ、不燃性廃棄物等が大量に排出されるが、一時期の処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合を考えられるので、必要により環境保全に支障のない場所を一時保管場所として設置するとともに、ごみの飛散防止対策、不法投棄対策及び消毒等衛生面の対策を講じる。
- (5) 避難者の衛生面での支障が生じないよう、避難所の生活ごみの収集体制を整備する。
- (6) ごみの野焼きの禁止、災害以外の便乗ごみの排出の禁止及び指定場所以外での不法投棄の禁止のほか、市の指示する分別に従って排出するよう周知する。

2 災害廃棄物等の処理

- (1) 各地域別の被害状況を速やかに把握し、災害廃棄物等の排出量を推計するとともに、ごみ処理施設の被災状況を確認のうえ、あらかじめ定める震災廃棄物処理計画に基づき、運搬場所の決定、処分の方法等の実施計画を策定するものとする。
- (2) 災害廃棄物等の大量発生が予想される場合、周辺環境にも十分配慮したうえで、一時保管場所を設置するとともに、ごみやアスベストの飛散防止対策等環境衛生面に配慮した管理を行う。
- (3) 被災家屋からの災害廃棄物等については、原則として、被災者自らが市の指定する場所に搬入することとなるが、被災者自ら搬入することが困難と判断された場合及び災害

廃棄物等が道路等に散在し、緊急的に処理する必要がある場合は、市が収集処理を行う。

- (4) 地区住民が道路上に廃棄物を出すことで、交通の妨げとならないよう周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地域や運搬車の走行が困難な地域については、市の指定する臨時集積場所に廃棄物を搬出する。

3 広域的な支援・協力の確保

市は、生活ごみ、解体廃棄物、災害廃棄物、残骸物の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

第27節

保健衛生

産業民生部 関係各部

大規模な災害が発生した場合には被災地の環境衛生条件が低下し、感染症発生のおそれがあるため、迅速かつ強力な防疫対策等を実施するとともに、被災者の健康状態等に十分配慮した保健衛生活動を実施する。

1 防疫活動**(1) 防疫体制の確立**

市は、被災地における感染症の発生状況を迅速に把握し、防疫体制を確立する。

(2) 感染症対策

- ア 疾病調査を行い、被災地における感染症の発生状況の把握、患者の早期発見に努めるとともに、健康診断を行い、有症者には救護所での受診を指導する。
- イ 手洗い等の衛生指導を行う。
- ウ 事前に指定医療機関の収容力を確認し、感染症が発生したときは、感染患者、保菌者を搬送、隔離する。
- エ 感染症発生箇所の消毒の実施、又は施設管理者への指導を行う。
- オ 防疫上必要と認める場合、県知事の指示に従い、臨時の予防接種を実施する。（ワクチン等の確保を迅速に行い、時期を逸しないよう措置する。）
- カ チラシ、立て看板、広報車等による広報を実施する。

(3) 消毒の実施

市は、被災により環境衛生条件が低下し、感染症発生又はそのおそれがある場合は、施設管理者に指導するとともに、次に掲げる地域から優先して消毒を実施する。なお、消毒の実施にあたっては、法令の定めるところに従って行うものとする（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等）。

- ア 下痢患者、有熱患者が多発している地域
- イ 避難所の便所、その他の不潔場所
- ウ 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域
- エ 飲料水確保場所
- オ 災害廃棄物仮置場、応急し尿処理場所
- カ ねずみ、昆虫等の発生場所

(4) 市民、地区自治会・町内会及び事業所等の役割

感染症対策、消毒の実施にあたっては、地域住民、ボランティアと協力し、地域の衛生確保に努める。

(5) 厚生センター等への協力要請

防疫活動が、市自らの能力で実施が困難であると判断したときは、県に対して県内他厚生センター等の応援を要請する。

また、防疫用薬剤及び器具等が市内業者からの調達では確保できない場合は、県に対し

これらの調達のあっせんを依頼する。

2 保健衛生指導

(1) 衛生活動

ア 被災者に対する衛生指導

市は、被災市民に対し台所、便所等の衛生的管理並びに消毒、手洗いの励行等を指導する。

イ 食中毒の防止

市は、必要に応じて被災地及び避難所での飲食物による食中毒を防止するため、給食施設等に対する食品衛生監視を実施する。

ウ 家庭動物の保護

災害時には、避難所に飼い主が動物を連れてくることや飼い主とはぐれた動物や負傷動物が多数生じることが想定されることから、これらの家庭動物については、県と連携し、関係団体及び動物愛護ボランティア等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。

(2) 保健活動

ア 被災者に対する保健指導

避難所等の被災市民、特に高齢者及び乳幼児の健康状態の把握、ロングフライト症候群、インフルエンザ等の感染症の予防、高血圧症、糖尿病等の人への治療の確保、口腔衛生等を目的とする健康診断及び健康相談を行う。

イ 被災者に対する栄養相談

低アレルギー食、アレルゲン除去食、低塩分食等の特別用途食品の入手や調理方法に問題を抱える被災者からの相談に対して栄養士会等と協力し、栄養相談に応じるものとする。

第28節**社会秩序の維持**

関係各部

被災地域における治安の維持と市民の安全を図るため、警察機関が行う警備活動に対し必要な情報を提供するなど積極的に協力する。

1 警備活動の主な内容

- ア 被害実態の把握
- イ 被災者の救助救護
- ウ 危険箇所の実態把握及び警戒
- エ 避難の指示、警告及び誘導
- オ 行方不明者の捜索及び遺体の検視
- カ 被災地等における交通の安全と円滑化の確保
- キ 被災地等における犯罪の予防及び取締り
- ク 地域安全情報、災害関連情報等の広報活動
- ケ 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

2 市民消費生活の安定

災害後の市民の消費生活の安定を図るため、必要に応じて次のように活動を行う。

(1) 生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視

市は、定期的に物価を監視するため、生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視を行う。

(2) 消費生活相談所の開設

市は、避難所、公民館等に臨時の消費生活相談所を開設し、消費生活に関する相談に応じる。

(3) 大規模小売店舗及びガソリンスタンド等の営業状況の把握

市は、大規模小売店舗、ガソリンスタンド、公衆浴場等生活に密着した店舗等の営業状況を把握する。

(4) 消費生活に関する広報

これらの広報については、本章第7節「広報」による。

第29節

遺体の搜索、処理、埋火葬

産業民生部

災害により死亡者が発生したときは、警察、医師会、日本赤十字社富山県支部等と緊密な連携を図りつつ、遺体の搜索、処理、埋葬又は火葬の各段階において遅滞なく処理し、また、必要に応じて広域的な協力を得ることにより、人心の安定を図る。

1 遺体の搜索

(1) 方法

- ア 災害により、生き埋め等で行方不明の状態にある者で、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索は、警察、消防本部、消防団、海上保安部、自衛隊が連携して実施する。
- イ 遺体の搜索にあたっては、警察と協力し、行方不明者の届出の受理と関係情報の入手に努める。
- ウ 搜索箇所が多数存在する場合、また、長期間に活動が及ぶ場合は、適時関係機関の代表者が集合し、活動の調整を行う。

(2) 費用

搜索にかかる費用に関し災害救助法が適用された場合は、県が以下により負担する。

ア 対象

災害により被災し、行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者（死亡した者の住家の被害状況及び死亡の原因を問わない。）

イ 支出する費用

- A 船艇その他搜索のために必要な機械器具の借上費
- B 搜索のために使用した機械器具の修繕費
- C 搜索のために要する機械器具や照明器具等の燃料費

ウ 支出費の限度額

当該地域における通常の実費

エ 搜索の期間

災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

2 遺体の処理

(1) 方法

災害による死亡者のうち、その遺族等が混乱期のため遺体処理ができない者については、警察官及び海上保安官等による検視後、遺体の処理を以下により行う。

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

イ 遺体の一時保存

遺体の身元確認のため相当の時間を必要とし、また、死亡者が多数のため早急に処

理できない場合は、市は、遺体の収容場所を確保し、市民に広報する。収容場所は、原則として避難所や応援部隊の拠点となった施設を除き、被災現場付近の寺院及び公共建築物等の適当な場所とする。また、納棺用品、ドライアイス等を確保する。

ウ 検案

遺体の死因その他についての医学的検査は、原則として市民班やその他医師の協力を得て行い、この検案書を市が引き継ぐ。

エ 遺体処理台帳の整備

身元不明の遺体は、遺体処理台帳により処理し、事後確認のため遺体の人相、着衣、所持品、特徴等を写真撮影することはもとより、遺品の保存等の措置をとり、警察と歯科医師会の協力を得て身元の発見に努める。

(2) 費用

遺体の処理にかかる費用に関し災害救助法が適用された場合は、県が以下により負担する。

ア 対象

災害による死亡者のうち、身元不明の者及び遺族等が混乱期のため遺体処理ができない者

イ 支出する費用

- A 遺体の洗浄、縫合、消毒の処置のための費用
- B 遺体の一時保存のための費用
- C 検案のための費用

ウ 支出費の限度額

災害救助法の規定による。

エ 遺体の処理期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

3 遺体の埋火葬

災害による犠牲者の遺体の埋葬又は火葬を行おうとする者は、死亡に係る所定の手続きを完了のうえ、速やかに埋葬又は火葬を実施するものとする。

なお、正規の手続きを得ていると、遺体の損傷等により公衆衛生上問題が発生すると認められる場合は、手続きの特例的な取扱いについて県を通じ厚生労働省に協議する。

また、遺体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき、又は判明しないときは市長がこれを行う。

(1) 死亡者数の確認

市は、適切に埋葬又は火葬するため、死亡者数について正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して、埋葬又は火葬を支援する。

(2) 方法

災害による死亡者に対しその遺族が混乱期のため資力の有無に関わらず埋葬又は火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合については、市が遺体

の埋葬又は火葬を行う。

ア 埋火葬台帳の作成

市は、埋火葬許可証を発行するとともに、埋火葬台帳を作成する。

イ 火葬

市は、遺体を火葬場へ搬送し、火葬する。この際、多数の死亡者の発生により火葬場の能力を超えた場合又は火葬場が被災して使用不能の場合は、県に応援を求めて市外の火葬場を確保し、火葬する。

ウ 遺骨、遺留品の保管及び引取り

市は、身元不明者の遺骨、遺留品を包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付して保管場所に一時保管する。家族その他の関係者から遺骨、遺留品の引取り希望があった場合は、引き渡す。

(3) 費用

遺体の埋葬又は火葬にかかる費用に関し災害救助法が適用された場合は、県が以下により負担する。

ア 対象

災害による死亡者のうち、その遺族が混乱期のため資力の有無に関わらず埋葬又は火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいないために埋葬又は火葬ができない場合

イ 支出する費用

埋葬又は火葬に要する費用

ウ 支出費の限度額

災害救助法の規定による。

エ 埋葬又は火葬の期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

第30節**ライフラインの応急対策**

関係各部

電気、ガス、上下水道、電話、公共交通に関わる各事業者は、各自の計画に従い、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して被害の拡大防止及び早期復旧に努める。市は、事業者からの要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

1 災害発生時の連絡体制**(1) 連絡職員の市災害対策本部への受入れ等**

- ア 災害発生時において各事業者は、直ちに被害調査及び復旧作業を行うとともに、復旧状況や復旧の見通しを関係機関に通報するものとする。
- イ 市は、必要に応じて各事業者に対して職員の派遣を要請する等逐次連絡できる体制を確保するものとし、職員が派遣される場合は、その受け入れ体制を整備する。

(2) 被害発生時の通報

- 各事業者は、人身に関わる災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、市に通報する。

2 災害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各事業者は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次、広報車、チラシ、ホームページ等を用いて市民に広報する。その場合、視覚障害者、聴覚障害者、外国人にも配慮する。なお、報道機関に情報を提供する場合、市災害対策本部に設置されるプレスルームとの連携を図るよう努める。

3 市の支援

各事業者が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合や市民向けの広報を行う場合には、事業者からの要請に基づき、市は、応援隊の集結場所の紹介・あっせん、プレスルームの提供、広報車両の貸出し、市ホームページへの掲載等を行い、迅速な応急対策を支援する。

第31節**公共施設等の応急復旧**

関係各部

市庁舎、学校幼稚園、道路、橋梁、河川、その他の公共施設を所管する部班は、地震時の初動期において施設の緊急点検を行い、速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のための応急復旧措置を講じる。その場合、災害応急対策を推進する上で重要な施設を優先して行う。なお、電気、ガス、上下水道、電話の各事業者と十分な連携をとるものとする。

1 公共土木施設等の応急復旧の役割分担

応急復旧は、基本的に各施設の管理者が施設の復旧を行うことになるが、公共土木施設等のない地区での土砂災害等の復旧活動や人命救助のための崩壊土砂の除去は原則として市が行う。

2 復旧のための人員、資機材の確保

災害時において速やかな復旧作業に対応するため、市はあらかじめ建設業協会などの各協会や販売店等と協定を締結し、応急復旧体制の充実を図る。

3 復旧のための人員、資機材の確保

障害物除去は、障害物の規模、範囲により、必要に応じて建設業者等の協力を得ながら実施する。市ののみで実施困難なときは、県知事に対し応援協力を要請する。

(1) 実施機関

- ア 応急措置を実施するため障害となる工作物の除去は、市が行う。
- イ 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の管理者が行う。
- ウ がけ崩れ、浸水等によって住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、市が行うものとし、市ののみで実施困難なときは、知事に対し応援協力を要請する。
- エ その他、施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地内の所有者又は管理者が行う。

(2) 障害物除去を必要とする場合

- ア 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- イ 河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合
- ウ 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- エ その他、公共的立場から除去を必要とする場合

4 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各施設を所管する部班は、当該施設の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次、報道機関、広報車、チラシ等を用いて市民に広報する。その場合、視覚障害者、聴覚障害者、外国人にも配慮する。

第32節

農林水産業対策

産業民生部

大規模な災害の発生により、農地及び農作物等の被害、農業用施設等の損壊のほか、家畜被害、水産関係被害などが予想される。このため、市は各関係機関と相互に連携を図り、被害を最小限に食い止めるため的確な措置を行うものとする。

1 農地、農業用施設及び農作物**(1) 被害状況の把握**

市は、農地、農業用施設及び農作物の被害状況を把握するとともに県に報告する。

(2) 二次災害防止のための緊急対策

市は、農業用施設の被害状況により必要があると認められるときは、二次災害を防止するため、農業協同組合及び農家に対し次の事項等の指導又は指示を行う。

ア 農舎、ハウス等の倒壊防止措置

イ 農業用燃料の漏出防止措置

(3) 応急措置

市は、土地改良区、農業協同組合等農業団体と相互に連携し、農業被害に対する次の事項等の応急措置を講じる。

ア 湿水田の計画的排水、畦畔の決壊箇所等の補修

イ 農業用用水路の水門操作

ウ 農作物の病害虫発生予防措置

エ 病害虫発生予防のための薬剤の円滑な供給

オ 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導

2 畜産及び家畜飼養施設**(1) 被害状況の把握**

市は、家畜及び家畜飼養施設の被害状況を把握するとともに県に報告する。

(2) 二次災害防止のための緊急対策

市は、家畜飼養施設の被害状況により必要があると認められるときは、二次災害を防止するため、農業協同組合及び畜産農家に対し次の事項等の指導又は指示を行う。

ア 畜舎の倒壊防止措置及び生存家畜の速やかな救出措置

イ 家畜の逃亡防止措置及び家畜が逃亡した場合の住民への危険防止措置

(3) 応急措置

市は、県及び農業団体等と相互に連携し、家畜被害に対する次の事項の応急措置を講じる。

ア 死亡獣畜の円滑な処分及び廃用家畜緊急と殺

イ 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒等

ウ 動物用医薬品及び機材の円滑な供給

- エ 家畜飼料及び飼養管理用機材の円滑な供給
- オ 畜産生産物の出荷先の確保
- カ 畜舎の電力確保
- キ 家畜飲料水の確保

3 林産物及び林産施設

(1) 被害状況の把握

市は、林産物及び林産施設の被害状況を把握するとともに県に報告する。

(2) 二次災害防止のための緊急対策

市は、倒木や林産施設の被害状況により必要があると認められるときは、二次災害を防止するため、森林組合や生産者等に対し次の事項等の指導又は指示を行う。

- ア 人家、道路等に影響を及ぼす場合における倒木除去
- イ 林産施設の倒壊防止措置
- ウ 周辺可燃物の除去

(3) 応急措置

市は、森林管理署及び森林組合等と相互に連携し、林産被害に対する次の事項等の応急措置を講じる。

- ア 地すべり等の被害拡大防止措置
- イ 苗木、立木等及び林産物の病害虫発生予防措置
- ウ 病害虫発生予防のための薬剤の円滑な供給
- エ 応急対策用資材の供給
- オ 林産物の生育段階に対応する生産管理技術指導

4 水産物及び水産施設

(1) 被害状況の把握

市は、水産物及び水産施設の被害状況を把握するとともに県に報告する。

(2) 二次災害防止のための緊急対策

市は、水産施設の被害状況により必要があると認められるときは、二次災害を防止するため、漁業協同組合等に対し次の事項等の指導又は指示を行う。

- ア 流出した養殖施設等の早期回収措置
- イ 養鯉池の漏水等による被害の拡大防止措置

(3) 応急措置

市は、漁業協同組合等と相互に連携し、水産被害に対する次の事項等の応急措置を講じる。

- ア 応急対策用資材の円滑な供給
- イ 養殖水産物の移送

第33節**孤立地域対策**

関係各部

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知が遅れ、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。孤立した地域の応急対策は、常にこのことを念頭に置き、優先すべきことを適切に判断してあたるものとする。

1 孤立地域への応急対策

- (1) 被害実態の早期確認と救急救助活動の迅速実施
- (2) 緊急物資等の輸送
- (3) ライフラインの応急復旧による生活基盤の確保

2 孤立地域に対する活動内容**(1) 被害状況の把握**

通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から状況を確認する必要がある。災害時には、平素からの孤立予想に基づき、直ちにあらゆる手段を活用して孤立状況の確認を行うとともに、情報伝達手段の確保に努める。

(2) 救出・救助活動の実施

ア ヘリコプターによる救出・救助が必要な場合は、県へ要請することになるが、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に關しできる限り多くの情報を収集して報告する。

イ 負傷者が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮する。

ウ 孤立地域内の災害時要援護者の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難所の有無等について検討し、必要に応じて県又は他市町村の応援を得て救出を行う。

(3) 食料品等の生活必需物資の搬送

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行うほか、う回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施するものとする。

(4) 道路、ライフラインの応急復旧活動

孤立地域に対する物流ルートを確保するため、優先度に応じ、仮設の輸送用道路をまず確保する。

第34節

二次災害の防止

本部室 建設部 関係各部

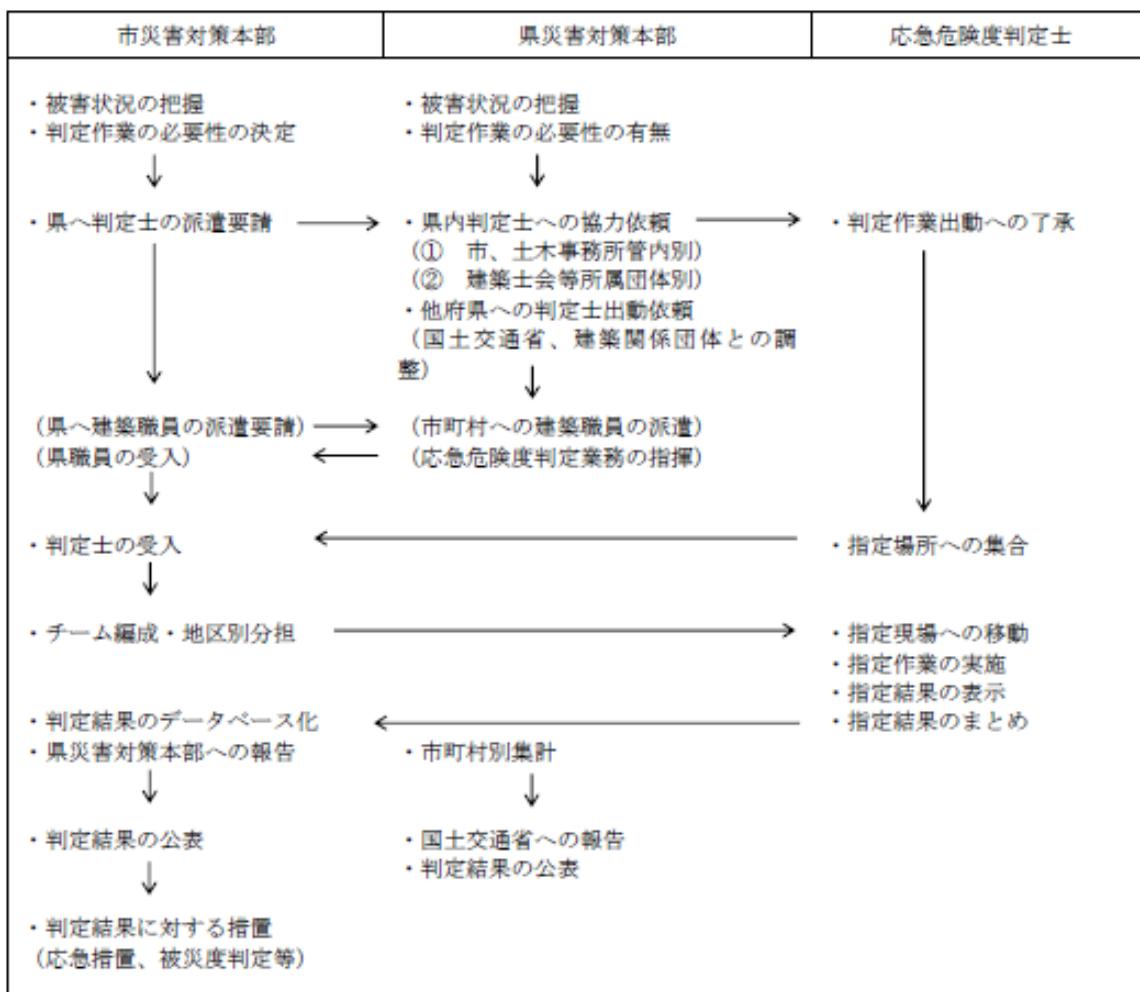
1 ※被災建築物の応急危険度判定

市は、地震による被害状況を勘案し、県とも協議しながら民間建物の応急危険度判定の必要性を決定する。応急危険度判定を実施すると決定した場合は、県及び応急危険度判定士と連携して、次の図に従って活動を行う。また、必要に応じ、県及び建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定実施本部を設ける。

なお、判定業務の実施にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 判定士の集合場所の確保、管内図・住宅地図や必要機器等の準備を行う。
- (2) 判定業務は、2名以上のチーム編成とし、担当地区を決めて判定作業を実施する。
- (3) 出動にあたって、腕章、判定票、記録用紙等を配布する。
- (4) 建築士会等民間団体から協力の申出があった場合は、効果的な活動のための必要な調整を行う。

<建物の応急危険度判定活動の流れ>



※被災建築物の応急危険度判定

地震後の余震等による二次被害を未然に防止するため、被災した建築物の被害の状況を調査し、その建築物が使用できるか否かの判定・表示を応急的に行うものである。調査結果は、「危険」（赤紙）、「要注意」（黄紙）、「調査済」（緑紙）の3種類の判定ステッカー（色紙）のいずれかにより、見やすい場所に表示される。これは、罹災証明のための被害調査ではなく、建築物が使用できるか否かを応急的に判定するものである。



2 被災宅地の応急危険度判定

地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、余震等による宅地の被害から生じる二次災害を防止し、市民の安全確保を図るため、被災宅地危険度判定士の協力を得て、宅地の危険度判定を実施する。

3 市所管建築物・構造物による二次災害防止

余震による避難所施設・市有施設の倒壊、部材の落下及び道路、橋梁等の構造物の損壊による二次災害を防止するため点検を実施するとともに、危険性が認められるときは、立ち入り禁止の措置をとるなど、応急措置を行う。

4 水害・土砂災害対策

(1) 水防活動

地震による二次災害防止に水防活動が必要であるときは、非常体制への切替えを迅速に行い、水防活動に万全を期すため、非常配備の体制をとる。

(2) 土砂災害警戒活動

地震災害の発生後、降雨等により土砂災害の発生が予想される場合、危険区域等の警戒巡回等を行う。

5 爆発物・有害物質取扱施設による二次災害防止

爆発物、有害物質による二次災害を防止するため、次に掲げる施設等を対象に、被害状況の確認及び被害防止に関する指導を行う。

(1) 危険物施設・火薬保管施設・ガス施設・毒劇物施設

(2) その他二次災害の危険性があると判断する施設

第35節

建物の被害認定調査

建設部 総務部 関係各部

1 被害認定調査

市は、災害発生時には、災害の被害認定基準に基づいた被害調査を行い、「り災証明」を発行する。「り災証明」は、被災者に対する義援金の支給、災害救助法による応急修理あるいは被災者生活再建支援法の適用や支援金の支給の判断材料となるなど各種被災者支援策と密接に関連していることから、被害認定業務が円滑かつ的確に実施できるよう体制の整備に努める。

また、被災者には二次災害の防止のために行う建築物の応急危険度判定との区別の理解を求めなければならない。

(1) 判定基準

内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき調査を行うものとする。

①又は②のいずれかによって判定を行う。	全壊	半壊	
		大規模半壊	その他
①損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延べ面積に占める割合	70%以上	50%以上 70%未満	20%以上 50%未満
②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

(2) 調査活動

市は、関係機関等の協力も得てチームを編成し、被災世帯調査を実施し、市内の被災状況を把握する。

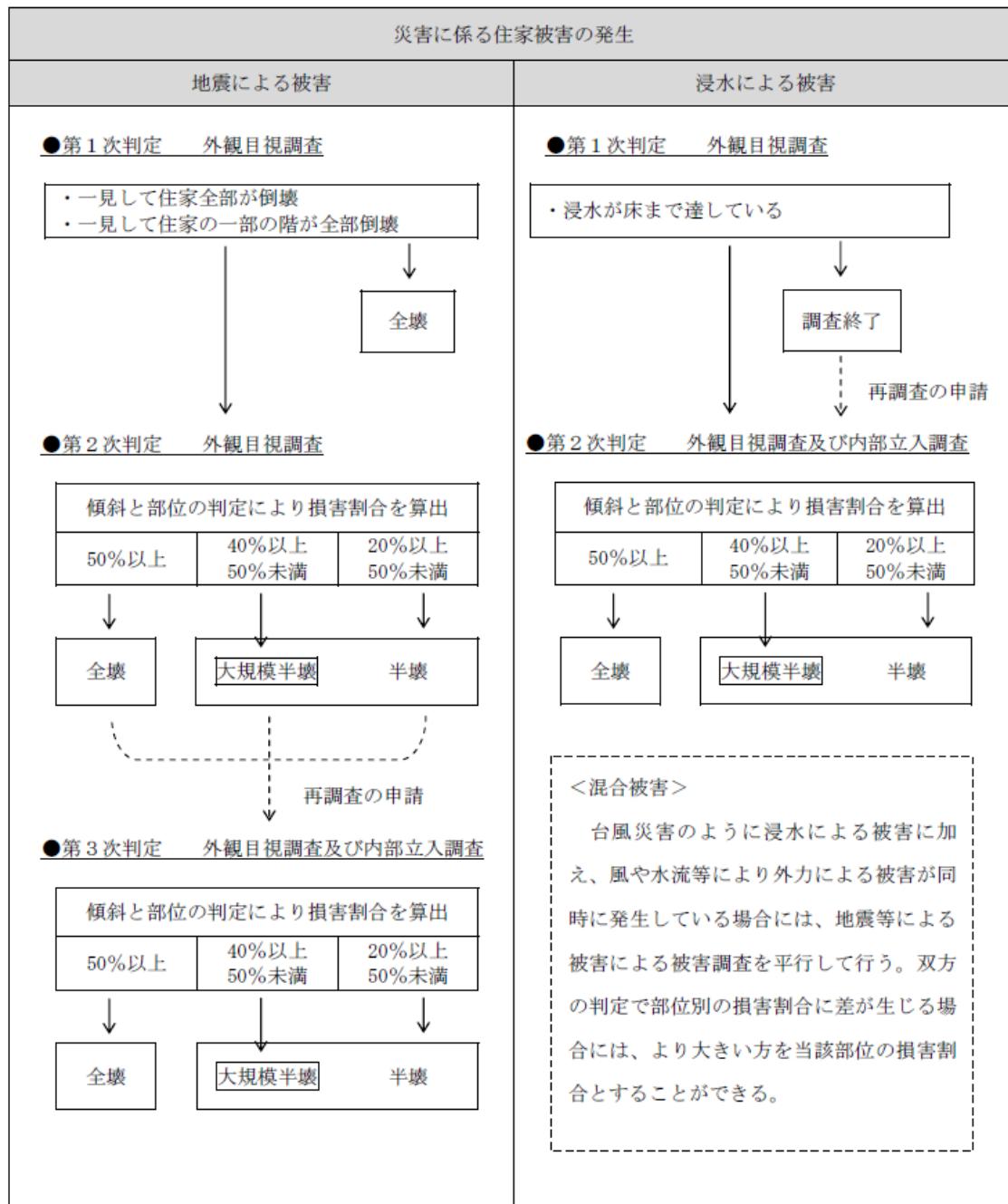
(3) り災者台帳の作成

市は、調査結果に基づき速やかに「り災者台帳」(様式13)を作成する。

(4) 被害認定の流れ

被害には、「地震等による被害」、「浸水による被害」、この2つが混合した「混合被害」の3種類がある。「地震等による被害」とは、部材等が外力により物理的に破壊される被害をいい、「浸水による被害」とは、吸水により機能劣化が生じるなどの被害をいう。

また、建物の構造によって「木造・プレハブ」と鉄骨造や鉄筋コンクリート造などの「非木造」の2種類がある。



第36節

住宅の修理、応急仮設住宅の建設等

建設部 関係各部

大規模な災害の発生により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。これら被災者は、被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。

このため、応急仮設住宅の建設をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

1 住宅の応急修理

市は、災害のため住家が半壊（焼）し、日常生活に欠くことのできない部分についての応急修理を自らの資力では行うことができない者（世帯単位）に対し居住に必要な最低限の応急修理を行う。災害救助法が適用された場合は、県知事の補助機関としてこれを実施し、同法の適用がなされない場合は、災害の状況を見て市長が実施方法等を決める。

（1）修理戸数

- ア 被災世帯が必要とする戸数を修理する。
- イ 被害の程度、深刻さ、市民の経済的能力、住宅事情等により修理戸数を引き上げる必要があると認められるときは、厚生労働大臣の承認を受け、その戸数を引き上げることができる。

（2）修理の範囲及び費用

- ア 住宅の修理は、日常生活に欠くことのできない破損箇所で、居室、炊事場及び便所等必要最小限度の部分とする。

- イ 費用の限度額は、富山県災害救助法施行規則に定める基準とする。

（3）修理の時期

災害発生の日から原則として1か月以内に完了するものとする。ただし、厚生労働大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。

（4）修理の方法

建築関係業者等の協力を得て行い、現物給付をもって実施する。

（5）応急修理の対象者

ア 給付対象者の範囲

住家が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力で応急修理ができない者を対象とする。

- A 生活保護法の被保護者及び要保護者
- B 特定の資産のない失業者
- C 特定の資産のない母子世帯
- D 特定の資産のない高齢者、病弱者及び身体障害者
- E 特定の資産のない勤労者
- F 特定の資産のない小企業者

- G 上記に準ずる経済的弱者
イ 対象者の選定

被災者の資力、その他生活条件等を十分調査し、これに基づき、県が選定する。ただし、市長が委任を受けたときは、市長が選定する。

2 応急仮設住宅の建設

市は、災害のため住家が全壊（焼）、流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を確保できない者（世帯単位）に対し応急仮設住宅を建設する。災害救助法が適用された場合は、県知事の補助機関としてこれを実施し、同法の適用がなされない場合は、被害の状況を見て市長が実施方法等を決める。

(1) 被災世帯の調査

県が応急仮設住宅の建設及び住宅被災に対する応急処理等に必要な次の調査を実施する場合、県と市の役割等を明確にしたうえで、市は以下の調査を実施する。

- ア 住宅及び宅地の被害状況
- イ 被災地における市民の動向
- ウ 応急住宅対策（応急仮設住宅入居、応急住宅修理等）に関する被災者の希望
- エ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

(2) 応急仮設住宅の建設

ア 建設用地

原則として、あらかじめ予定していた応急仮設住宅建設候補地の中から用地を確保する。

<応急仮設住宅建設予定地の選定>

- A 原則として公有地とする。公有地で適地がない場合は、その他の適地を選定し、所有者等と協議を行う。
- B 大規模ながけ崩れや津波による浸水などの危険のない平坦な土地とする。
- C 給水、排水、電気などのライフラインの整備が容易な土地とする。

イ 設置戸数

被災世帯が必要とする戸数を設置する。

ウ 規模・構造及び費用限度額

1戸当たりの面積及び費用限度額は、富山県災害救助法施行規則に定める基準とする。

なお、必要に応じて高齢者・障害者のために老人住宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

エ 建設の時期

災害発生の日から、原則として20日以内に着工するものとする。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長することができる。

オ 建設工事

- A 応急仮設住宅は、県知事が直接建設業者に請け負わせる方法で建設する。ただ

し、市長が委任を受けたときは、市長が実施する。

- B 応急仮設住宅の建設及び業者の選定等にあたっては、(社)富山県建設業協会、(社)プレハブ建築協会等に対して協力を要請する。

カ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

(3) 入居者の選定等

ア 入居対象者の範囲

住家が全焼（焼）、流失し、居住する住家がない者で、自らの資力をもって住家を確保することができない者を対象とする。

- A 生活保護法の被保護者及び要保護者
- B 特定の資産のない失業者
- C 特定の資産のない母子世帯
- D 特定の資産のない高齢者、病弱者及び身体障害者
- E 特定の資産のない勤労者
- F 特定の資産のない小企業者
- G 上記に準ずる経済的弱者

なお、災害地における住民登録の有無を問わない。

イ 入居者の選定等

- A 応急仮設住宅の入居者の選定は、市が県に協力してこれを行う。ただし、市長が委任を受けたときは、市長が決定する。
- B 選定にあたっては、身体障害者や高齢者等を優先するものとする。
- C 入居させる際は、入居対象者に対し応急仮設住宅の趣旨、遵守事項等について十分認識させ、応急仮設住宅使用貸借契約を締結するものとする。

(4) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、県営住宅の管理に準じて県が行い、市がこれに協力する。ただし、市長が委任を受けたときは、市長が実施する。

3 障害物の除去

市は、災害により住家の居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物（災害によって運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの）が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者（世帯単位）に対し障害物の除去を実施する。災害救助法が適用された場合は、県知事の補助機関としてこれを実施し、同法の適用がなされない場合は、被害の状況を見て市長が実施方法等を決める。対象者については、「1 住宅の応急修理」に準ずる。

4 公営住宅等のあっせん

応急仮設住宅の完成を待つ時間的余裕がない場合等を考慮し、空き部屋等の情報を収集し、状況によってはあっせんする。

- (1) 市営住宅、県営住宅等公営住宅
- (2) 民間アパート等賃貸住宅
- (3) 企業社宅、保養所等

第37節

文教対策

教育部

大規模な災害により幼児児童生徒、教職員及び学校その他文教施設が被害を受けるなど、通常の教育を受けることが困難となった場合は、教育施設の確保や教科書及び学用品の支給等の措置を講じ、応急教育を実施する。

1 文教対策

(1) 教育施設の確保

市は、教育施設の被災により授業が長時間にわたって中断することを避けるために、次により施設の効率的な利用を図る。

- ア 被害箇所及び危険箇所を早急に修理し、正常な教育活動を図る。
- イ 授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。
- ウ 校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等を設けるか、又は被災を免れた社会教育施設、体育施設、その他の公共施設を利用して授業の早期再開を図るものとする。
- エ 教育施設が避難所として開設されている施設については、避難住民、自治会等と十分な協議のうえ、教育施設の確保を図るものとする。

(2) 教職員の確保

市は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教職員を把握し、確保する。

- ア 教職員は、原則として勤務先の各学校幼稚園に参集する。ただし、交通途絶で通勤不能の教職員は、市内の最寄りの学校幼稚園に参集する。
- イ 校（園）長は、学校幼稚園で掌握した参集教職員の人数等を市に報告するものとする。
- ウ 通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校幼稚園において参集した教職員をもって授業が行える体制を整えるものとする。
- エ 市は、県と連絡を密にとり、必要な措置を講じるものとする。
- オ 教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたす場合、市は、県との連携のもとに、学校幼稚園間等の教職員の応援を要請するとともに、非常勤講師等の任用などを行うものとする。

(3) 臨時休校（園）等の措置

施設の被害又は幼児児童生徒教職員の被災の程度によっては、校（園）長と協議のうえ、臨時休校（園）等の措置をとることとする。また、臨時休校の対応策として夏季休業期間中の振替授業等により、授業時間を確保すること及び教育環境の悪化による教育効果の低下に対する補習授業等の実施についても適宜協議するものとする。

2 学用品の給与

(1) 納入対象者

災害によって住家に被害を受けた児童生徒で学用品をそう失又はき損し、就学に支障をきたしている者

(2) 納入対象者の把握

市は、学校と緊密な連絡を保ち、納入対象となる児童生徒数及び応急教育に必要な学用品等について、その種類、数量を把握する。

(3) 学用品の調達

ア 教科書の調達

被災した学校の学年別、使用教科別にその数量を速やかに調査し、県に報告するとともに、指示に基づき教科書供給書店等に連絡し、供給を受けることとする。また、他の市町村に使用済教科書の供与を依頼する。

イ 学用品の調達

県から送付されたものを配布するほか、県の指示により調達する。

ウ 災害救助法の適用上の留意点

災害救助法が適用された場合には、同法の基準に基づく学用品が支給されるが、同法が適用されない場合にも、被害の規模、範囲及び程度により、市は同法の基準に沿った学用品が支給できるようとする。

(4) 学用品の納入方法

ア 教科書は、学年別、使用教科別に納入対象名簿を作成して配分する。

イ 学用品は、小、中学校別に配分計画書を作成して配分する。

(5) 支給品目

ア 教科書及び教材

A 文部科学省検定教科書及び文部科学省著作教科書

B 準教科書として使用されているもの（テキスト等）

C ワークブックとして利用されているもの（補充問題集等）

イ 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、鉛筆、画用紙等）

ウ 通学用品（運動靴、雨傘、カバン、学用靴等）

3 通学路の危険防止

学校幼稚園の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、校（園）長は、その危険防止について適切な指導を行い、その周知徹底を図る。

4 通学路の危険防止

一定の地域あるいは学校の校舎が被害を受けたため、従来実施していた学校給食の全部又は一部が実行不可能になったときは、次に掲げる事項について特に留意するものとする。

- (1) 他の給食施設・設備の活用対策について
- (2) 給食物資、飲料水及び作業員の確保対策について
- (3) 近隣の給食実施校による給食の援助について

- (4) 医薬品の確保及び食中毒の予防対策について
- (5) 感染症対策について
- (6) 給食施設を被災者の炊き出し用に使用した際の代替措置について

5 文化財の保護

(1) 被災防止対策

文化財の被害を未然に防止し、又は文化財の被害拡大を防止するため、市は、文化財の所有者及び管理者に保存管理に万全を期するよう指導、助言する。

(2) 被害報告

国、県及び市指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者は、被害状況を調査し、その結果を速やかに市に報告するものとする。

(3) 応急対策

ア 文化財に火災等の災害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、消防本部へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。

イ 国、県及び市指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者は、指定先の指示に従い、その保存を図るものとする。

ウ 市は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

第38節

義援金品の受付、配分

総務部 産業民生部

大規模な災害時には、県内外から多くの義援金、義援物資が送られてくることが予想されるため、これらの受け入れ体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分する。

1 義援金品の募集

市は、義援金品の募集について一般への周知が必要と認められる場合は、県、日本赤十字社富山県支部、富山県共同募金会に連絡するとともに、市のホームページ及び報道機関等を通じ次の事項を公表する。

(1) 義援金

- ア 振込金融機関名、口座番号、口座名義等
- イ 受付窓口

(2) 義援物資

- ア 募集する物資リスト（募集以外の物資は受け入れず、義援金での支援を呼びかける。）
- イ 送り先（集積拠点、避難所等）

2 義援金品の受入れ及び保管**(1) 義援金**

受付窓口を開設し、市が直接受領した義援金については、寄託者へ受領書を発行する。

(2) 義援物資

受入れ・照会窓口を開設し、受入要員を配置するとともに、受入物資リストを作成する。受け入れた物資は、集積拠点等に輸送し、保管する。

3 義援金品の配分**(1) 義援金の配分**

市は、県から配分された義援金、市が直接受領した義援金等について、「義援金配分委員会」を設置し、配分率及び配分方法等を決定し、被災者に対し公平を期するとともに、円滑な配分を行うものとする。その際、県の義援金配分方針に従うものとする。

(2) 義援物資の配分

- ア 避難所からの情報により、必要な物資・数量を把握し、現地に届ける。
- イ 早期に民間輸送業者の協力を依頼し、迅速かつ効果的な配布を行う。
- ウ ボランティア等と連携し、必要物資を迅速に被災者に届ける。

第39節

応急公用負担

関係各部

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置の業務に従事させるなどにより必要な措置を図るものとする。

1 災害対策基本法に基づく応急公用負担

(災害対策基本法第64条・65条、71条)

- (1) 市長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、次の措置をとることができる。
 - ア 市域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他 の物件を使用し、若しくは収容することができる。
 - イ 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施に支障となるものの除去、 その他必要な措置をとることができる。
 - ウ 市域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務 に従事させることができる。
 - エ 市長は、知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急 公用負担等の処分を行うことができる。
- (2) 警察官、海上保安官は、市長若しくはその職務の権限の委任を受けた市の吏員が現場 にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、前(1)ア、イ、ウの市長の職 権を行うことができる。また、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、前三者が現 場にいないときは、同様の措置をとることができる。なお、当該措置をとった場合は、 直ちに市長に通知しなければならない。

2 応急公用負担の手続き等

(災害対策基本法第64条、同法施行令第24条-27条)

- (1) 市長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、 1(1)ア による措置を講じたときは、次によらなければならない。
 - ア 土地建物等の所有者等の権原を有する者に対し当該処分等に係る必要事項を通知 するものとする。
 - イ 土地建物等の所有者等が不明な場合は、当該市又は警察署、海上保安部若しくは 自衛隊の事務所等に上記必要事項を掲示するものとする。
- (2) 市長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、 1(1)イ による措置を講じたときは、次によらなければならない。
 - ア 工作物等の返還のための公示
除去された工作物等の返還のため、保管を始めた日から14日間、当該市又は警察署、 海上保安部もしくは自衛隊の事務所等に返還に必要な事項を掲示するものとする。

イ 工作物等の売却

保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれのある場合若しくは保管に費用、手数のかかる場合は、その工作物を売却し、その代金を保管することができる。

ウ 保管等の費用

工作物等の保管、売却、公示等に要した経費は、その工作物等の返還を受けるべき占有者等が負担するものとする。

エ 未返還工作物等の帰属

公示の日から6月を経過しても返還することのできない工作物等の所有権は次のとおりとなる。

- A 市長が保管する場合、市
- B 警察署長が保管する場合、県
- C 海上保安部長が保管する場合、国
- D 自衛隊の部隊等の長が保管する場合、国

3 事前措置等

(災害対策基本法第59条)

- (1) 市長は、災害が発生するおそれがあるときに、災害を拡大するおそれがある設備又は物件の占有者等に対し災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安等の措置を指示することができる。
- (2) 警察署長又は海上保安部長は、市長から要求があったときは、事前措置等の指示を行うことができる。この場合において、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

4 損害補償、損失補償

(災害対策基本法第82条、84条)

(1) 損害補償

市長は、市区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受けける損害を補償しなければならない。

(2) 損失補償

市長は、施設・土地等の管理、使用、物資の収用など応急公用負担等の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第1節**市民生活安定のための緊急対策**

関係各部

大規模な災害が発生した場合は、家族の喪失、財産の喪失等大きな混乱状態が予想される。市は、生活の安定、再建への支援及び社会秩序の維持を図るため、関係防災機関等と協力し、緊急措置を講じるとともに、災害の規模や程度に応じて、貸付など必要な措置及び被災者の利便を図るために必要な相談窓口の開設、広報を行う。

1 生活相談**(1) 総合相談所の開設**

被災者及び被災事業者を総合的に支援するため、市は、必要に応じて総合相談所を設置する。総合相談所は、被災者の利便性に配慮し、原則として特に被害が激甚な地区に設置することとし、設置が難しいときは巡回相談の形式をとる。

(2) 各種相談窓口の設置

総合相談所では、被災者の要望に応じて次のような相談窓口を設置する。これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、国及び県の担当部局と連携し、必要に応じて関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て、準備、開設及び運営を実施する。

この際、女性の相談員も配置されるよう努める。

また、被災の長期化に対応して、適宜、相談組織の再編等を行う。

- ア 生命保険、損害保険（支払い条件等）
- イ 家電製品の取扱い等（感電、発火等の二次災害対策等）
- ウ 法律相談（借地借家契約、マンション修復、損害補償等）
- エ 心の悩み相談（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）
- オ 外国人（安否確認、母国との連絡、避難生活等）
- カ 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事等）
- キ 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）
- ケ 教育（学校）
- コ 福祉（身体障害者、高齢者、児童等）
- サ 医療・衛生（医療、薬、風呂等）
- シ 廃棄物（ごみ、災害廃棄物、産業廃棄物、家屋の解体・撤去等）
- ス 金融（生活資金の融資等）
- セ 税の減免
- ソ ライフラインの復旧状況（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通関係）
- タ ガス消費機器の取扱い等（適合ガス種、ガス漏えい対策等）

2 り災証明書の発行

租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅資金の貸付等に際し、当該災害によって被災したという証明が必要となるので、被災世帯に対して、「り災証明書」（様式12）を発行す

る。

(1) 発行手続

り災証明書の交付申請（様式11）が被害者からあった場合、「り災者台帳」（第2章35節「建物の被害認定調査」参照。確認できないものについては、申請者の立証資料）等に基づき発行する。ただし、火災に関するものは消防本部で取扱う。

(2) 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する被害の範囲で、次の事項について証明する。

ア 住家、住家以外の建物の被害

- ・全壊・全焼
- ・流出
- ・大規模半壊
- ・半壊・半焼
- ・床上浸水・床下浸水
- ・一部損壊

イ 人的被害

- ・死亡
- ・行方不明
- ・負傷

ウ その他の物的被害

3 その他のり災証明書の発行

田畠等その他のり災証明は、当該対象の被害調査を所管する部において発行する。

4 被災者のメンタルケア

災害に伴い被災者は、様々な精神障害に陥ることがある。これらの症状に対しては、個別的な対策を行うことが必要であり、被災者が精神的に癒され、生きる目的を見つけ、生活再建の意識をはっきりと持つことができるよう、市は、県や各関係機関との連携のうえ、迅速できめ細かな対策を講じるものとする。

(1) 被災後の精神症状

被災に伴う精神症状としては、次のことが考えられる。

- ア 茫然自失、無感情、無表情な状態反応
- イ 耐え難い災害体験の不安による睡眠障害、驚愕反応
- ウ 現実否認による精神麻痺状態
- エ 家族等を失ったためのショック、否認、怒り、抑うつ等の急性悲哀状態
- オ 被災後、しばらくしても不安、抑うつ、無関心、不眠の状態が続く、心的外傷後ストレス症候群（P T S D）
- カ 心的外傷後ストレス症候群の中でも、自分が生き残った罪悪感により生じる、生き残り症候群や急性悲哀状態が持続した死別症候群

(2) 対策

心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して市は、県や各関係機関との連携のうえ、次のような対策をできる限り早い時期に講じるものとする。

- ア 精神科医師、保健師等による精神科救護所の設置及び巡回相談
- イ 各種情報を提供するための、避難所等における被災者向けの講演会の実施
- ウ 専門施設での相談電話の開設
- エ 広報誌等による被災者への情報提供
- オ 小・中学校における児童・生徒へのカウンセリング

5 義援金、救援物資の取扱い

義援金、救援物資の取扱いについては、第2章第38節「義援金品の受付、配分」参照。

6 各種支給制度

(1) 災害弔慰金（災害弔慰金の支給等に関する法律）窓口：市

市は、条例の定めるところにより、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づいて、自然災害で、被害の程度が一定規模に達した場合に、その災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

ア 対象災害

- A 1市町村において、住居が5世帯以上滅失した災害
- B 県内において住宅が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- C 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- D 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

イ 支給額

- A 生計維持者 500万円以内
- B その他の者 250万円以内

ウ 受給遺族

死亡した者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。）、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）の範囲とする。ただし、兄弟姉妹にあっては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。

(2) 災害障害見舞金（災害弔慰金の支給等に関する法律）窓口：市

ア 支給対象者

市は、条例の定めるところにより、災害弔慰金の支給における対象災害と同一の範囲の災害で、その災害により負傷又は疾病にかかり、それが治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に次に規定する程度の障害を有する者を対象とし、災害障害見舞金を支給する。

- A 両目が失明した者
- B 咀嚼及び言語の機能を廃した者
- C 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者
- D 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者
- E 両上肢をひじ関節以上で失った者
- F 両上肢の用を全廃した者
- G 両下肢をひざ関節以上で失った者
- H 両下肢の用を全廃した者
- I 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度がA～Hと同程度以上と認められる者
- イ 支給額
 - A 生計維持者 250万円以内
 - B その他の者 125万円以内

(3) 被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法） 窓口：市

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対しその生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

- ア 対象となる自然災害
 - A 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村の区域に係る自然災害
 - B 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害
 - C 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害
 - D 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生し、上記A～Cに規定する区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る。）の区域に係る自然災害
- イ 支給対象世帯
 - A その居住する住宅が全壊した世帯
 - B その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること等のやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
 - C 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続すること等の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
 - D その居住する住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（B及びCに掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。）
- ウ 支援金の額

支給額は、次の2つの支援金の合計額となる。

（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額）

A 住宅の被害の程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (イーAに該当)	解体 (イーBに該当)	長期避難 (イーCに該当)	大規模半壊 (イーDに該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

B 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

(4) 災害見舞金（滑川市災害見舞金の支給に関する条例）窓口：市

市は、条例の定めるところにより、災害で被害を受けた市民又は遺族に対し見舞金を支給する。（条例に基づく災害弔慰金・災害障害見舞金又は被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給を受けた場合を除く。）

ア 対象災害

- A 火災、破裂、爆発、航空機の墜落、車両の飛込みその他これらに類する不慮の人為的災害及び落雷
- B 風水害等による住宅損壊その他の自然災害（地震及び噴火によるものを除く。）

イ 支給額

適用区分	被害の程度	見舞金
火災等	全壊・全焼・流失	10万円
	半壊・半焼	5万円
	床上浸水・部分焼（損）・水害	2万円
死亡	世帯主及び2親等の同居家族1人につき	5万円

7 各種貸付制度

(1) 災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律）窓口：市

ア 貸付対象者及び貸付限度額

市は、条例の定めるところにより、県内において「災害救助法」による救助が行われた市町村が1以上ある場合の自然災害を対象とし、災害援護資金の貸付けを行う。

（平成20年4月1日現在）

貸付対象者	貸付限度額
① 世帯主の1か月以上の負傷	150万円
② 家財等の損傷	
ア 家財の1/3以上の損害	150万円
イ 住居の半壊	170万円
ウ 住居の全壊（エの場合を除く。）	250万円
エ 住居全体の滅失又は流失	350万円
③ ①と②が重複した場合	

ア ①と②のアが重複した場合	250万円
イ ①と②のイが重複した場合	270万円
ウ ①と②のウが重複した場合	350万円
④ 次のいずれかの事由の1つに該当する場合であって、被災した住宅を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別な事情がある場合	
ア ②のイの場合	250万円
イ ②のウの場合	350万円
ウ ③のイの場合	350万円

イ 貸付条件

A 所得制限

(平成20年4月1日現在)

世帯人数	市町村民税における総所得額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額

ただし、その世帯の住宅が滅失した場合にあっては、1,270万円

B 利率	C 据置期間	D 償還期間	E 償還方法
年3% (据置期間は無利子)	3年 (特別の事情がある場合は5年)	10年 (据置期間含む。)	年賦又は半年賦

(2) 生活福祉資金（生活福祉資金貸付制度） 窓口：滑川市社会福祉協議会

金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費を貸し付けるもの。

種類	福祉費	緊急小口資金
内容	災害を受けたことにより、臨時に必要となる費用	緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の小口の資金
貸付対象	低所得世帯、障害者、要介護者のいる世帯	
貸付限度額	150万円	10万円

据置期間	6か月以内	2か月以内
償還期間	据置期間経過後7年以内	据置期間経過後8月以内
貸付利子	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%	無利子

(3) 母子寡婦福祉資金（母子及び寡婦福祉法）窓口：市

種類	住宅資金	転宅資金
対象災害	火災、風水害、地震など	火災、風水害、地震など
貸付対象	母子家庭の母、寡婦又は40歳以上の配偶者のない女子（所得制限あり）で、災害により住宅が全壊、半壊等の被害を受け、住宅の建設、購入、改修等を行うもの	母子家庭の母、寡婦又は40歳以上の配偶者のない女子（所得制限あり）で、災害により住宅が全壊、半壊等の被害を受け、転宅されるもの
貸付限度額	200万円 (改修資金は150万円)	26万円 据置期間 貸付けの日から2年以内 貸付けの日から6か月間
償還期間	据置期間経過後7年以内 (改修資金は6年以内)	据置期間経過後3年以内
貸付利子	年1.5%（据置期間中は無利子）	

(4) 富山県労働者生活資金融資制度 窓口：北陸労働金庫（県内の支店）

災害により被害を受けた労働者又はその家族に対し県は不動産及び生活の復旧に必要な資金の貸付けを行う。

種類	災害復旧資金
貸付対象	富山県内に居住しており、かつ、同一事業所に1年以上継続して勤務している労働者
貸付限度額	150万円
償還期間	5年以内
利率	年2.2%、保証料別途年0.8%

8 職業の斡旋及び離職者に対する生活資金支援制度の周知

- (1) 災害による離職者の再就職について公共職業安定所に就職のあっせんを要請する。
- (2) 「離職者生活安定資金」、「離職者支援資金」の融資制度の周知を図る。

9 中小企業、農林漁業者に対する支援

- (1) 中小企業への融資等

市は、災害により被害を受けた中小企業者の既往借入金について、償還の猶予や償還期間の延長等の要望に対して柔軟に対応するよう関係機関へ要請するとともに、必要に応じて新規融資制度の創設を含めた融資制度の拡充を検討する。また、県や政府系金融機関の災害復旧貸付制度等を周知することにより、災害が経営に与える影響を軽減し、事業の安定を図る。

(2) 農林漁業者への融資等

市は、災害により被害を受けた農林漁業者に対し農林水産業施設等の災害復旧資金及び経営維持安定に必要な資金について、日本政策金融公庫の災害復旧貸付制度等の周知を行うほか、必要に応じて新規融資制度の創設検討などを行う。

ア 日本政策金融公庫による融資

農業関係資金

- ・農業基盤整備資金
- ・農林漁業セーフティーネット資金
- ・農林漁業施設資金（共同利用施設、主務大臣指定施設）

林業関係資金

- ・林業基盤整備資金（造林、林道）
- ・農林漁業セーフティーネット資金（林業経営維持）
- ・農林漁業施設資金（共同利用施設、主務大臣指定施設）

漁業関係資金

- ・漁業基盤整備資金
- ・漁船資金
- ・農林漁業セーフティーネット資金
- ・農林漁業施設資金（主務大臣指定施設、水産施設、災害復旧）

イ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく利子補給による低利融資

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法が発動された場合、市は農業協同組合等金融機関に利子補給を行うとともに、被害農林漁業者等に市長による被害認定書を交付し、低利な天災資金の融資を受けられるようにする。

ウ 関係金融機関等に対する要請

災害時において、被災農林漁業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し必要に応じて関係金融機関等に要請する。

10 市税等の減免等

市は、災害により被災者の納付すべき市税等について、地方税法又は条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付又は納入に関する期日の延長、市税等（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を講じるものとする。

(1) 納税期限の延長

災害により、納税義務者が期限内に申告その他書類の提出又は市税等を納付若しくは納入できないと認めるときは、次の方法により当該期限を延長する。

ア 災害が広域にわたる場合は、市長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。

イ その他の場合、被災納税義務者等の申請に基づき、2か月を限度として延長する。

(2) 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者が市税等を一時に納付又は納入できないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められたときは、更に1年以内の延長を行う。

(3) 滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予及び滞納金の減免等適切な措置を講じる。

(4) 減免

被災した納税義務者に対し条例の定めるところにより減免を行う。

11 その他の減免等

災害によって住宅等に著しい損害を受けたときは、その損害の程度に応じて、介護保険料、保育料、水道料金等を減免する等特別な措置を講じる。

12 郵便業務に係る災害事務取扱い等

ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

第2節

激甚災害の指定

本部室 関係各部

災害の発生により甚大な被害が生じた場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早急に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じる。

1 激甚災害に関する調査

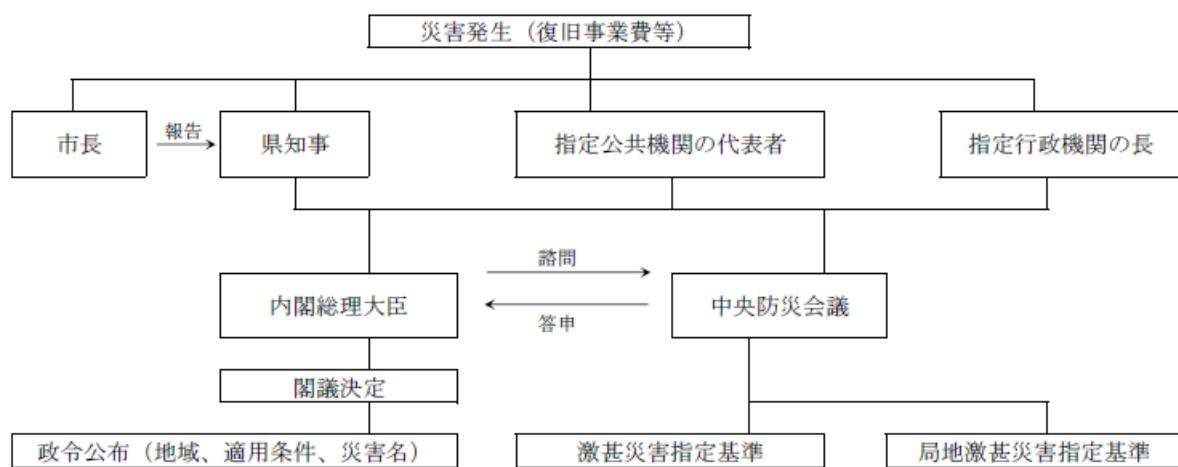
市は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等をとりまとめ県に報告する。災害状況等の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 災害の発生
 - (2) 災害が発生した日時
 - (3) 災害が発生した場所又は地域
 - (4) 災害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
 - (5) 災害に対しとられた措置
 - (6) その他必要な事項

県は、市からの調査報告を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定条件を満たす場合は、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう努めるものとする。

2 激甚災害指定の手続き

県は、国の機関と連絡をとり、激甚災害指定の手続きをとる。



3 特別財政援助の交付（申請）手続

激甚災害の指定を受けたときは、関係各部は速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出する。県は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担金、補助金の交付手続を行うものとする。

4 激甚災害指定基準

激甚災害の指定基準は、[資料 12-2 参照](#)。

第3節

公共土木施設の災害復旧計画

関係各部

人心の安定及び経済的・社会的活動の早急な回復を図るため、災害により被災した公共施設の災害復旧は、災害復旧関係法令等に定められた一連の業務に基づき、事業計画を速やかに策定し、迅速に実施する。

1 災害復旧計画の策定等

(1) 復旧（復興）方針の決定及び復旧計画の策定

公共土木施設を所管する各関係部課は、その被害状況に応じて復旧方針を定め、速やかに災害復旧計画を策定する。また、被害が甚大で広範囲に及ぶ場合は、関係機関が連携して復興計画を策定する。

(2) 災害査定の促進

復旧事業費の早期決定により円滑な事業実施を図るため、県と協議しながら査定計画を立て、査定が速やかに行えるよう努める。なお、被害の状況により特に緊急を要する場合は、緊急に査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

2 指導・助言制度の活用

(1) 緊急調査の実施

被害が甚大又は広範囲に及ぶなど特別な災害が発生した場合は、必要に応じて県を通じて国に対して緊急調査を要請し、国の指導・助言を得る。

(2) 災害アドバイザー制度の活用

被害が甚大又は広範囲に及ぶなど特別な災害が発生した場合は、必要に応じてアドバイザー制度（大規模災害時の専門家派遣制度）を活用し、災害に対して知見を有する専門家より指導・助言を得る。